

No.	条例名	使用料					手数料					
		増額	うち 新設	減額	変更 なし	廃止	増額	うち 新設	減額	変更 なし	廃止	
20	旭川市都市公園条例	303	246		5	44	8					
21	旭川市テニスコート条例	5	5									
22	旭川市スケートリンク条例	7	7									
23	旭川市21世紀の森施設条例	15	11	(1)	1		3					
24	旭川市嵐山レクリエーション施設条例	2	2									
25	旭川市工業技術センター条例	52	49				3	13	13			
26	旭川市工芸センター条例	34	26	(1)		1	7	16	14			2
27	旭川市若者の郷条例	23	23									
28	旭川市営牧場条例	9	9					1	1			
29	旭川市農業センター条例	7	7					2	2			
30	旭川市生活館条例	36	36									
31	旭川市高齢者等健康福祉センター条例	71	65			6						
32	旭川市近文市民ふれあいセンター条例	46	43			3						
33	旭川市障害者福祉センター条例	80	72	(16)	8							
34	旭川市北彩都子ども活動センター条例	10	7			3						
35	旭川市児童館条例	17	16			1						
36	旭川市こども家庭センター条例	18	18									
37	旭川市学校給食共同調理所条例	9	9									
38	旭川市手数料条例							802	647			155
39	旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例							1	1			
40	旭川市保健所条例							55	52			3
41	旭川市死体解剖保存法施行条例							1	1			
42	旭川市公衆浴場法施行条例							1	1			
43	旭川市温泉法施行条例							2	2			
44	旭川市旅館業法施行条例							4	4			
45	旭川市興行場法施行条例							3	3			
46	旭川市理容師法施行条例							1	1			
47	旭川市美容師法施行条例							1	1			
48	旭川市クリーニング業法施行条例							1	1			
49	旭川市化製場等に関する法律施行条例							4	4			

No.	条例名	使用料					手数料					
		増額	うち 新設	減額	変更 なし	廃止	増額	うち 新設	減額	変更 なし	廃止	
50	旭川市と畜場法施行条例						2	2				
51	旭川市食品衛生法施行条例						64	64				
52	旭川市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例						4	4				
53	旭川市医療法施行条例						6	6				
54	旭川市臨床検査技師等に関する法律施行条例						4	4				
55	旭川市毒物及び劇物取締法施行条例						4	4				
56	旭川市動物の愛護及び管理に関する条例						4	4				
57	旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例						33	28		5		
58	旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例						3	3				
59	旭川市屋外広告物条例						13	13				
60	旭川市自転車の放置の防止に関する条例						1	1				
61	旭川市駐輪場条例						2	2				
62	旭川市消防手数料条例						20	5		15		
63	旭川市農業委員会事務処理手数料条例						5	5				
合計		1,491	1,341	(21)	63	63	24	1,073	893		175	5

2 使用料・手数料一覧

別紙1及び2のとおり

別紙1 使用料一覧

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率			
旭川市住民センター条例	東部住民センター 北部住民センター 永山住民センター 神居住民センター	貸室区分A (50㎡未満)	会議室、集会室、準備室及び調理室	午前 (9:00~12:00)	210円	300円 (+90円)	1.43倍		
				午後 (13:00~17:00)	280円	400円 (+120円)	1.43倍		
				夜間 (18:00~21:00)	210円	300円 (+90円)	1.43倍		
		貸室区分B (50㎡以上100㎡未満)	会議室、集会室	午前 (9:00~12:00)	510円	630円 (+120円)	1.24倍		
				午後 (13:00~17:00)	680円	840円 (+160円)	1.24倍		
				夜間 (18:00~21:00)	510円	630円 (+120円)	1.24倍		
		貸室区分C (100㎡以上200㎡未満)	大集会室	午前 (9:00~12:00)	1,110円	1,410円 (+300円)	1.27倍		
				午後 (13:00~17:00)	1,480円	1,880円 (+400円)	1.27倍		
				夜間 (18:00~21:00)	1,110円	1,410円 (+300円)	1.27倍		
		貸室区分E (400㎡以上程度 (同程度の室を含む))	体育室	午前 (9:00~12:00)	2,880円	3,540円 (+660円)	1.23倍		
				午後 (13:00~17:00)	3,840円	4,720円 (+880円)	1.23倍		
				夜間 (18:00~21:00)	2,880円	3,540円 (+660円)	1.23倍		
旭川市地区センター条例	末広地区センター 豊岡地区センター 忠和地区センター 啓明地区センター 神楽岡地区センター 新旭川地区センター 北星地区センター 春光台地区センター	貸室区分A (50㎡未満)	会議室、調理室	午前 (9:00~12:00)	210円	300円 (+90円)	1.43倍		
				午後 (13:00~17:00)	280円	400円 (+120円)	1.43倍		
				夜間 (18:00~21:00)	210円	300円 (+90円)	1.43倍		
		貸室区分B (50㎡以上100㎡未満)	会議室	午前 (9:00~12:00)	510円	630円 (+120円)	1.24倍		
				午後 (13:00~17:00)	680円	840円 (+160円)	1.24倍		
				夜間 (18:00~21:00)	510円	630円 (+120円)	1.24倍		
		貸室区分D (200㎡以上400㎡未満)	ホール	午前 (9:00~12:00)	1,500円	2,190円 (+690円)	1.46倍		
				午後 (13:00~17:00)	2,000円	2,920円 (+920円)	1.46倍		
				夜間 (18:00~21:00)	1,500円	2,190円 (+690円)	1.46倍		
		旭川市地域活動センター条例	末広地域活動センター	貸室区分A (50㎡未満)	会議室、研修室	1時間につき	70円	100円 (+30円)	1.43倍
				貸室区分D (200㎡以上400㎡未満)	多目的ホール (半面)	1時間につき	500円	730円 (+230円)	1.46倍
				貸室区分E (400㎡以上程度)	多目的ホール (全面)	1時間につき	960円	1,180円 (+220円)	1.23倍
緑が丘地域活動センター	貸室区分A (50㎡未満)		小会議室、学習交流スペース	午前 (9:00~12:00)	210円	300円 (+90円)	1.43倍		
				午後 (13:00~17:00)	280円	400円 (+120円)	1.43倍		
				夜間 (18:00~21:00)	210円	300円 (+90円)	1.43倍		
	貸室区分B (50㎡以上100㎡未満)		中会議室	午前 (9:00~12:00)	510円	630円 (+120円)	1.24倍		
				午後 (13:00~17:00)	680円	840円 (+160円)	1.24倍		
				夜間 (18:00~21:00)	510円	630円 (+120円)	1.24倍		

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
		貸室区分C (100㎡以上200㎡未満)	フリースペース (ミニキッチンを含む。)	午前 (9:00~12:00)	1,110円	1,410円 (+ 300円)	1.27倍
				午後 (13:00~17:00)	1,480円	1,880円 (+ 400円)	1.27倍
				夜間 (18:00~21:00)	1,110円	1,410円 (+ 300円)	1.27倍
		貸室区分D (200㎡以上400㎡未満)	多目的ホール (半面使用)	午前 (9:00~12:00)	1,500円	2,190円 (+ 690円)	1.46倍
				午後 (13:00~17:00)	2,000円	2,920円 (+ 920円)	1.46倍
				夜間 (18:00~21:00)	1,500円	2,190円 (+ 690円)	1.46倍
		貸室区分E (400㎡以上程度)	多目的ホール (全面使用)	午前 (9:00~12:00)	2,880円	3,540円 (+ 660円)	1.23倍
				午後 (13:00~17:00)	3,840円	4,720円 (+ 880円)	1.23倍
				夜間 (18:00~21:00)	2,880円	3,540円 (+ 660円)	1.23倍
旭川市農村地域センター条例	西神楽農業構造改善センター	貸室区分A (50㎡未満)	研修室 (和室、洋室)	午前 (9:00~12:00)	210円	300円 (+ 90円)	1.43倍
				午後 (13:00~17:00)	280円	400円 (+ 120円)	1.43倍
				夜間 (18:00~22:00)	280円	400円 (+ 120円)	1.43倍
	東旭川農村環境改善センター	貸室区分B (50㎡以上100㎡未満)	研修室 (和室、洋室) 調理実習室	午前 (9:00~12:00)	360円	540円 (+ 180円)	1.50倍
				午後 (13:00~17:00)	480円	720円 (+ 240円)	1.50倍
				夜間 (18:00~22:00)	480円	720円 (+ 240円)	1.50倍
	旭正農業構造改善センター	貸室区分D (200㎡以上400㎡未満)	ホール	午前 (9:00~12:00)	930円	1,380円 (+ 450円)	1.48倍
				午後 (13:00~17:00)	1,240円	1,840円 (+ 600円)	1.48倍
				夜間 (18:00~22:00)	1,240円	1,840円 (+ 600円)	1.48倍
	永山ふれあいセンター 東鷹栖農村活性化センター	貸室区分E (400㎡以上程度)	ホール	午前 (9:00~12:00)	1,890円	2,820円 (+ 930円)	1.49倍
				午後 (13:00~17:00)	2,520円	3,760円 (+ 1,240円)	1.49倍
				夜間 (18:00~22:00)	2,520円	3,760円 (+ 1,240円)	1.49倍
旭川市地区体育センター条例	東地区体育センター	貸室区分A (50㎡未満)	和室、研修室	午前 (9:00~12:00)	210円	300円 (+ 90円)	1.43倍
				午後 (13:00~17:00)	280円	400円 (+ 120円)	1.43倍
				夜間 (18:00~22:00)	280円	廃止	-
				夜間 (18:00~21:00)	設定なし	300円 新設	-
		貸室区分C (100㎡以上200㎡未満)	会議室	午前 (9:00~12:00)	1,110円	1,410円 (+ 300円)	1.27倍
				午後 (13:00~17:00)	1,480円	1,880円 (+ 400円)	1.27倍
				夜間 (18:00~22:00)	1,480円	廃止	-
				夜間 (18:00~21:00)	設定なし	1,410円 新設	-
	貸室区分E (400㎡以上程度)	体育室	午前 (9:00~12:00)	2,880円	3,540円 (+ 660円)	1.23倍	
			午後 (13:00~17:00)	3,840円	4,720円 (+ 880円)	1.23倍	
			夜間 (18:00~22:00)	3,840円	廃止	-	
			夜間 (18:00~21:00)	設定なし	3,540円 新設	-	

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率
		個人使用 (体育室)	高校生	1回	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍
				回数券 (6回分)	750円	1,100円 (+ 350円)	1.47倍
			一般	1回	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍
				回数券 (6回分)	1,100円	1,650円 (+ 550円)	1.50倍
旭川市公民館条例	中央公民館 永山公民館 東旭川公民館	貸室区分A (50㎡未満)	小会議室	午前 (9:00~12:00)	210円	300円 (+ 90円)	1.43倍
				午後 (13:00~17:00)	280円	400円 (+ 120円)	1.43倍
				夜間 (18:00~22:00)	280円	400円 (+ 120円)	1.43倍
	神楽公民館 江丹別公民館 神居公民館	貸室区分B (50㎡以上100㎡未満)	中会議室	午前 (9:00~12:00)	360円	540円 (+ 180円)	1.50倍
				午後 (13:00~17:00)	480円	720円 (+ 240円)	1.50倍
				夜間 (18:00~22:00)	480円	720円 (+ 240円)	1.50倍
	西神楽公民館 北星公民館 新旭川公民館	貸室区分C (100㎡以上200㎡未満)	大会議室A	午前 (9:00~12:00)	750円	1,110円 (+ 360円)	1.48倍
				午後 (13:00~17:00)	1,000円	1,480円 (+ 480円)	1.48倍
				夜間 (18:00~22:00)	1,000円	1,480円 (+ 480円)	1.48倍
	春光台公民館 愛宕公民館 東光公民館	貸室区分D (200㎡以上400㎡未満)	大会議室B	午前 (9:00~12:00)	1,500円	2,190円 (+ 690円)	1.46倍
				午後 (13:00~17:00)	2,000円	2,920円 (+ 920円)	1.46倍
				夜間 (18:00~22:00)	2,000円	2,920円 (+ 920円)	1.46倍
		貸室区分E (400㎡以上)	大会議室C	午前 (9:00~12:00)	1,500円	2,250円 (+ 750円)	1.50倍
				午後 (13:00~17:00)	2,000円	3,000円 (+ 1,000円)	1.50倍
				夜間 (18:00~22:00)	2,000円	3,000円 (+ 1,000円)	1.50倍
	末広公民館 東鷹栖公民館 (本館)	貸室区分A (50㎡未満)	小会議室	午前 (9:00~12:00)	210円	290円 (+ 80円)	1.38倍
				午後 (13:00~17:00)	280円	390円 (+ 110円)	1.39倍
				夜間 (18:00~22:00)	280円	390円 (+ 110円)	1.39倍
		貸室区分B (50㎡以上100㎡未満)	中会議室	午前 (9:00~12:00)	360円	530円 (+ 170円)	1.47倍
				午後 (13:00~17:00)	480円	700円 (+ 220円)	1.46倍
				夜間 (18:00~22:00)	480円	700円 (+ 220円)	1.46倍
		貸室区分C (100㎡以上200㎡未満)	大会議室A	午前 (9:00~12:00)	750円	1,090円 (+ 340円)	1.45倍
				午後 (13:00~17:00)	1,000円	1,450円 (+ 450円)	1.45倍
				夜間 (18:00~22:00)	1,000円	1,450円 (+ 450円)	1.45倍
貸室区分E (400㎡以上)		大会議室C	午前 (9:00~12:00)	1,500円	2,200円 (+ 700円)	1.47倍	
			午後 (13:00~17:00)	2,000円	2,940円 (+ 940円)	1.47倍	
			夜間 (18:00~22:00)	2,000円	2,940円 (+ 940円)	1.47倍	

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
旭川市ときわ市民 ホール条例	ときわ市民ホール	研修室（101及び401に限る。） 展示コーナー、趣味の部屋、サークル室、 会議室、調理実習室及び多目的ホール	女性・勤労青少年・高齢者・障害 者・ボランティアなど	午前（9:00～12:00）	370円	420円（+50円）	1.14倍
				午後（13:00～17:00）	500円	570円（+70円）	1.14倍
				夜間（18:00～22:00）	500円	570円（+70円）	1.14倍
				全日（9:00～22:00）	1,370円	1,560円（+190円）	1.14倍
			一般	午前（9:00～12:00）	1,130円	1,280円（+150円）	1.13倍
				午後（13:00～17:00）	1,510円	1,710円（+200円）	1.13倍
				夜間（18:00～22:00）	1,510円	1,710円（+200円）	1.13倍
				全日（9:00～22:00）	4,150円	4,700円（+550円）	1.13倍
		研修室（101及び401を除く。）及び和室	女性・勤労青少年・高齢者・障害 者・ボランティアなど	午前（9:00～12:00）	180円	210円（+30円）	1.17倍
				午後（13:00～17:00）	240円	280円（+40円）	1.17倍
				夜間（18:00～22:00）	240円	280円（+40円）	1.17倍
				全日（9:00～22:00）	660円	770円（+110円）	1.17倍
			一般	午前（9:00～12:00）	550円	630円（+80円）	1.15倍
				午後（13:00～17:00）	740円	840円（+100円）	1.14倍
				夜間（18:00～22:00）	740円	840円（+100円）	1.14倍
				全日（9:00～22:00）	2,030円	2,310円（+280円）	1.14倍
		軽運動室	女性・勤労青少年・高齢者・障害 者・ボランティアなど	午前（9:00～12:00）	480円	550円（+70円）	1.15倍
				午後（13:00～17:00）	640円	730円（+90円）	1.14倍
				夜間（18:00～22:00）	640円	730円（+90円）	1.14倍
				全日（9:00～22:00）	1,760円	2,010円（+250円）	1.14倍
一般	午前（9:00～12:00）		1,450円	1,650円（+200円）	1.14倍		
	午後（13:00～17:00）		1,940円	2,200円（+260円）	1.13倍		
	夜間（18:00～22:00）		1,940円	2,200円（+260円）	1.13倍		
	全日（9:00～22:00）		5,330円	6,050円（+720円）	1.14倍		
旭川市勤労者福祉 総合センター条例	旭川勤労者福祉会館	大会議室	勤労者等	午前（9:00～12:00）	700円	690円（△10円）	0.99倍
				午後（13:00～17:00）	930円	930円（0円）	1.00倍
				夜間（18:00～22:00）	930円	930円（0円）	1.00倍
				全日（9:00～22:00）	2,560円	2,550円（△10円）	1.00倍
			一般	午前（9:00～12:00）	2,100円	2,090円（△10円）	1.00倍
				午後（13:00～17:00）	2,810円	2,790円（△20円）	0.99倍
				夜間（18:00～22:00）	2,810円	2,790円（△20円）	0.99倍
				全日（9:00～22:00）	7,720円	7,670円（△50円）	0.99倍

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
	旭川建設労働者福祉センター	中会議室	勤労者等	午前 (9:00~12:00)	480円	470円 (△ 10円)	0.98倍
				午後 (13:00~17:00)	640円	630円 (△ 10円)	0.98倍
				夜間 (18:00~22:00)	640円	630円 (△ 10円)	0.98倍
				全日 (9:00~22:00)	1,760円	1,730円 (△ 30円)	0.98倍
			一般	午前 (9:00~12:00)	1,440円	1,430円 (△ 10円)	0.99倍
				午後 (13:00~17:00)	1,930円	1,910円 (△ 20円)	0.99倍
				夜間 (18:00~22:00)	1,930円	1,910円 (△ 20円)	0.99倍
				全日 (9:00~22:00)	5,300円	5,250円 (△ 50円)	0.99倍
		大会議室、中会議室以外	勤労者等	午前 (9:00~12:00)	240円	240円 (0円)	1.00倍
				午後 (13:00~17:00)	330円	320円 (△ 10円)	0.97倍
				夜間 (18:00~22:00)	330円	320円 (△ 10円)	0.97倍
				全日 (9:00~22:00)	900円	880円 (△ 20円)	0.98倍
	一般		午前 (9:00~12:00)	740円	740円 (0円)	1.00倍	
			午後 (13:00~17:00)	990円	980円 (△ 10円)	0.99倍	
			夜間 (18:00~22:00)	990円	980円 (△ 10円)	0.99倍	
			全日 (9:00~22:00)	2,720円	2,700円 (△ 20円)	0.99倍	
	旭川建設労働者福祉センター	ホール	勤労者等	午前 (9:00~12:00)	830円	1,010円 (+ 180円)	1.22倍
				午後 (13:00~17:00)	1,100円	1,350円 (+ 250円)	1.23倍
				夜間 (18:00~22:00)	1,100円	1,350円 (+ 250円)	1.23倍
				全日 (9:00~22:00)	3,030円	3,710円 (+ 680円)	1.22倍
一般			午前 (9:00~12:00)	2,490円	3,030円 (+ 540円)	1.22倍	
			午後 (13:00~17:00)	3,320円	4,050円 (+ 730円)	1.22倍	
			夜間 (18:00~22:00)	3,320円	4,050円 (+ 730円)	1.22倍	
			全日 (9:00~22:00)	9,130円	11,130円 (+ 2,000円)	1.22倍	
研修室・和室研修室		勤労者等	午前 (9:00~12:00)	240円	290円 (+ 50円)	1.21倍	
			午後 (13:00~17:00)	320円	390円 (+ 70円)	1.22倍	
			夜間 (18:00~22:00)	320円	390円 (+ 70円)	1.22倍	
			全日 (9:00~22:00)	880円	1,070円 (+ 190円)	1.22倍	
		一般	午前 (9:00~12:00)	720円	890円 (+ 170円)	1.24倍	
			午後 (13:00~17:00)	970円	1,190円 (+ 220円)	1.23倍	
			夜間 (18:00~22:00)	970円	1,190円 (+ 220円)	1.23倍	
			全日 (9:00~22:00)	2,660円	3,270円 (+ 610円)	1.23倍	

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
	サークル室		勤労者等	午前 (9:00~12:00)	120円	140円 (+ 20円)	1.17倍	
				午後 (13:00~17:00)	160円	190円 (+ 30円)	1.19倍	
				夜間 (18:00~22:00)	160円	190円 (+ 30円)	1.19倍	
				全日 (9:00~22:00)	440円	520円 (+ 80円)	1.18倍	
			一般	午前 (9:00~12:00)	360円	440円 (+ 80円)	1.22倍	
				午後 (13:00~17:00)	480円	590円 (+ 110円)	1.23倍	
				夜間 (18:00~22:00)	480円	590円 (+ 110円)	1.23倍	
				全日 (9:00~22:00)	1,320円	1,620円 (+ 300円)	1.23倍	
	旭川勤労者体育センター	専用使用	勤労者等	午前 (9:00~12:00)	1,110円	1,660円 (+ 550円)	1.50倍	
				午後 (13:00~17:00)	1,480円	2,220円 (+ 740円)	1.50倍	
				夜間 (18:00~22:00)	1,480円	2,220円 (+ 740円)	1.50倍	
				全日 (9:00~22:00)	4,070円	6,100円 (+ 2,030円)	1.50倍	
			一般	午前 (9:00~12:00)	3,360円	5,040円 (+ 1,680円)	1.50倍	
				午後 (13:00~17:00)	4,480円	6,720円 (+ 2,240円)	1.50倍	
				夜間 (18:00~22:00)	4,480円	6,720円 (+ 2,240円)	1.50倍	
				全日 (9:00~22:00)	12,320円	18,480円 (+ 6,160円)	1.50倍	
旭川市市民活動交流センター条例	市民活動交流センター	会議・研修室1	市民活動団体等	1時間につき	210円	240円 (+ 30円)	1.14倍	
			一般	1時間につき	430円	480円 (+ 50円)	1.12倍	
		会議・研修室2	市民活動団体等	1時間につき	240円	270円 (+ 30円)	1.13倍	
			一般	1時間につき	490円	550円 (+ 60円)	1.12倍	
		作業・打合せ室	市民活動団体等	1時間につき	100円	120円 (+ 20円)	1.20倍	
			一般	1時間につき	210円	240円 (+ 30円)	1.14倍	
		事務作業室	市民活動団体等	1時間につき	70円	80円 (+ 10円)	1.14倍	
			一般	1時間につき	150円	170円 (+ 20円)	1.13倍	
		ホール	市民活動団体等	1時間につき	920円	1,030円 (+ 110円)	1.12倍	
			一般	1時間につき	1,850円	2,070円 (+ 220円)	1.12倍	
		上記以外の施設 (屋内)	市民活動団体等	1平方メートル1時間につき	4円	4円 (0円)	1.00倍	
			一般	1平方メートル1時間につき	8円	9円 (+ 1円)	1.13倍	
		旭川市地区会館条例	西神居会館	第1集会室	午前 (9:00~12:00)	360円	470円 (+ 110円)	1.31倍
					午後 (12:00~17:00)	600円	790円 (+ 190円)	1.32倍
夜間 (17:00~22:00)	600円				790円 (+ 190円)	1.32倍		
全日 (9:00~22:00)	1,560円				2,050円 (+ 490円)	1.31倍		

条例名	施設名	項目	現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
		第2集会室	午前 (9:00~12:00)	210円	310円 (+ 100円)	1.48倍
			午後 (12:00~17:00)	360円	520円 (+ 160円)	1.44倍
			夜間 (17:00~22:00)	360円	520円 (+ 160円)	1.44倍
			全日 (9:00~22:00)	930円	1,350円 (+ 420円)	1.45倍
		第3集会室	午前 (9:00~12:00)	130円	110円 (△ 20円)	0.85倍
			午後 (12:00~17:00)	220円	180円 (△ 40円)	0.82倍
			夜間 (17:00~22:00)	220円	180円 (△ 40円)	0.82倍
			全日 (9:00~22:00)	570円	470円 (△ 100円)	0.82倍
		第4集会室	午前 (9:00~12:00)	210円	310円 (+ 100円)	1.48倍
			午後 (12:00~17:00)	360円	520円 (+ 160円)	1.44倍
			夜間 (17:00~22:00)	360円	520円 (+ 160円)	1.44倍
			全日 (9:00~22:00)	930円	1,350円 (+ 420円)	1.45倍
		料理講習室	午前 (9:00~12:00)	160円	130円 (△ 30円)	0.81倍
			午後 (12:00~17:00)	260円	220円 (△ 40円)	0.85倍
			夜間 (17:00~22:00)	260円	220円 (△ 40円)	0.85倍
			全日 (9:00~22:00)	680円	570円 (△ 110円)	0.84倍
	全館	午前 (9:00~12:00)	1,070円	1,330円 (+ 260円)	1.24倍	
		午後 (12:00~17:00)	1,800円	2,230円 (+ 430円)	1.24倍	
		夜間 (17:00~22:00)	1,800円	2,230円 (+ 430円)	1.24倍	
		全日 (9:00~22:00)	4,670円	5,790円 (+ 1,120円)	1.24倍	
	嵐山中央会館	第1集会室	午前 (9:00~12:00)	430円	640円 (+ 210円)	1.49倍
			午後 (12:00~17:00)	730円	1,090円 (+ 360円)	1.49倍
			夜間 (17:00~22:00)	730円	1,090円 (+ 360円)	1.49倍
			全日 (9:00~22:00)	1,890円	2,820円 (+ 930円)	1.49倍
		第2集会室	午前 (9:00~12:00)	260円	390円 (+ 130円)	1.50倍
			午後 (12:00~17:00)	430円	640円 (+ 210円)	1.49倍
			夜間 (17:00~22:00)	430円	640円 (+ 210円)	1.49倍
			全日 (9:00~22:00)	1,120円	1,670円 (+ 550円)	1.49倍
第3集会室		午前 (9:00~12:00)	260円	390円 (+ 130円)	1.50倍	
		午後 (12:00~17:00)	430円	640円 (+ 210円)	1.49倍	
		夜間 (17:00~22:00)	430円	640円 (+ 210円)	1.49倍	
		全日 (9:00~22:00)	1,120円	1,670円 (+ 550円)	1.49倍	

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
旭川市民文化会館 条例	旭川市民文化会館	料理講習室		午前 (9:00~12:00)	260円	390円 (+ 130円)	1.50倍	
				午後 (12:00~17:00)	430円	640円 (+ 210円)	1.49倍	
				夜間 (17:00~22:00)	430円	640円 (+ 210円)	1.49倍	
				全日 (9:00~22:00)	1,120円	1,670円 (+ 550円)	1.49倍	
		全館		午前 (9:00~12:00)	1,210円	1,810円 (+ 600円)	1.50倍	
				午後 (12:00~17:00)	2,020円	3,010円 (+ 990円)	1.49倍	
				夜間 (17:00~22:00)	2,020円	3,010円 (+ 990円)	1.49倍	
				全日 (9:00~22:00)	5,250円	7,830円 (+ 2,580円)	1.49倍	
	旭川市民文化会館 条例	旭川市民文化会館	大ホール	平日	午前 (9:00~12:00)	22,050円	33,070円 (+ 11,020円)	1.50倍
					午後 (13:00~16:30)	27,680円	41,520円 (+ 13,840円)	1.50倍
					夜間 (17:30~21:00)	34,830円	52,240円 (+ 17,410円)	1.50倍
					全日 (9:00~21:00)	81,960円	122,940円 (+ 40,980円)	1.50倍
				土日・休日	午前 (9:00~12:00)	27,500円	41,250円 (+ 13,750円)	1.50倍
					午後 (13:00~16:30)	33,440円	50,160円 (+ 16,720円)	1.50倍
					夜間 (17:30~21:00)	40,330円	54,200円 (+ 13,870円)	1.34倍
					全日 (9:00~21:00)	99,720円	145,610円 (+ 45,890円)	1.46倍
小ホール		午前 (9:00~12:00)	7,720円	10,380円 (+ 2,660円)	1.34倍			
		午後 (13:00~16:30)	9,010円	12,110円 (+ 3,100円)	1.34倍			
		夜間 (17:30~21:00)	9,010円	12,110円 (+ 3,100円)	1.34倍			
		全日 (9:00~21:00)	25,740円	34,600円 (+ 8,860円)	1.34倍			
大会議室		午前 (9:00~12:00)	2,210円	2,430円 (+ 220円)	1.10倍			
		午後 (13:00~16:30)	2,580円	2,830円 (+ 250円)	1.10倍			
		夜間 (17:30~21:00)	2,580円	2,830円 (+ 250円)	1.10倍			
		全日 (9:00~21:00)	7,370円	8,090円 (+ 720円)	1.10倍			
第1会議室		午前 (9:00~12:00)	220円	240円 (+ 20円)	1.09倍			
		午後 (13:00~16:30)	260円	280円 (+ 20円)	1.08倍			
		夜間 (17:30~21:00)	260円	280円 (+ 20円)	1.08倍			
		全日 (9:00~21:00)	740円	800円 (+ 60円)	1.08倍			
第2会議室		午前 (9:00~12:00)	830円	920円 (+ 90円)	1.11倍			
		午後 (13:00~16:30)	970円	1,070円 (+ 100円)	1.10倍			
		夜間 (17:30~21:00)	970円	1,070円 (+ 100円)	1.10倍			
		全日 (9:00~21:00)	2,770円	3,060円 (+ 290円)	1.10倍			

条例名	施設名	項目	現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
		第3会議室	午前 (9:00~12:00)	420円	460円 (+ 40円)	1.10倍
			午後 (13:00~16:30)	490円	540円 (+ 50円)	1.10倍
			夜間 (17:30~21:00)	490円	540円 (+ 50円)	1.10倍
			全日 (9:00~21:00)	1,400円	1,540円 (+ 140円)	1.10倍
		第4会議室	午前 (9:00~12:00)	470円	510円 (+ 40円)	1.09倍
			午後 (13:00~16:30)	550円	600円 (+ 50円)	1.09倍
			夜間 (17:30~21:00)	550円	600円 (+ 50円)	1.09倍
			全日 (9:00~21:00)	1,570円	1,710円 (+ 140円)	1.09倍
		第5会議室	午前 (9:00~12:00)	420円	460円 (+ 40円)	1.10倍
			午後 (13:00~16:30)	490円	540円 (+ 50円)	1.10倍
			夜間 (17:30~21:00)	490円	540円 (+ 50円)	1.10倍
			全日 (9:00~21:00)	1,400円	1,540円 (+ 140円)	1.10倍
		和室	午前 (9:00~12:00)	430円	480円 (+ 50円)	1.12倍
			午後 (13:00~16:30)	510円	560円 (+ 50円)	1.10倍
			夜間 (17:30~21:00)	510円	560円 (+ 50円)	1.10倍
			全日 (9:00~21:00)	1,450円	1,600円 (+ 150円)	1.10倍
		和室 (舞台)	午前 (9:00~12:00)	250円	280円 (+ 30円)	1.12倍
			午後 (13:00~16:30)	300円	330円 (+ 30円)	1.10倍
			夜間 (17:30~21:00)	300円	330円 (+ 30円)	1.10倍
			全日 (9:00~21:00)	850円	940円 (+ 90円)	1.11倍
		リハーサル室	午前 (9:00~12:00)	870円	960円 (+ 90円)	1.10倍
			午後 (13:00~16:30)	1,020円	1,120円 (+ 100円)	1.10倍
			夜間 (17:30~21:00)	1,020円	1,120円 (+ 100円)	1.10倍
			全日 (9:00~21:00)	2,910円	3,200円 (+ 290円)	1.10倍
		第1楽屋	午前 (9:00~12:00)	520円	700円 (+ 180円)	1.35倍
			午後 (13:00~16:30)	610円	820円 (+ 210円)	1.34倍
			夜間 (17:30~21:00)	610円	820円 (+ 210円)	1.34倍
			全日 (9:00~21:00)	1,740円	2,340円 (+ 600円)	1.34倍
第2楽屋	午前 (9:00~12:00)	240円	330円 (+ 90円)	1.38倍		
	午後 (13:00~16:30)	290円	390円 (+ 100円)	1.34倍		
	夜間 (17:30~21:00)	290円	390円 (+ 100円)	1.34倍		
	全日 (9:00~21:00)	820円	1,110円 (+ 290円)	1.35倍		

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
		第3楽屋	午前 (9:00~12:00)	240円	320円 (+ 80円)	1.33倍	
			午後 (13:00~16:30)	280円	380円 (+ 100円)	1.36倍	
			夜間 (17:30~21:00)	280円	380円 (+ 100円)	1.36倍	
			全日 (9:00~21:00)	800円	1,080円 (+ 280円)	1.35倍	
		第4楽屋	午前 (9:00~12:00)	350円	480円 (+ 130円)	1.37倍	
			午後 (13:00~16:30)	410円	560円 (+ 150円)	1.37倍	
			夜間 (17:30~21:00)	410円	560円 (+ 150円)	1.37倍	
			全日 (9:00~21:00)	1,170円	1,600円 (+ 430円)	1.37倍	
		第5楽屋	午前 (9:00~12:00)	280円	380円 (+ 100円)	1.36倍	
			午後 (13:00~16:30)	330円	440円 (+ 110円)	1.33倍	
			夜間 (17:30~21:00)	330円	440円 (+ 110円)	1.33倍	
			全日 (9:00~21:00)	940円	1,260円 (+ 320円)	1.34倍	
		第6楽屋	午前 (9:00~12:00)	120円	160円 (+ 40円)	1.33倍	
			午後 (13:00~16:30)	140円	190円 (+ 50円)	1.36倍	
			夜間 (17:30~21:00)	140円	190円 (+ 50円)	1.36倍	
			全日 (9:00~21:00)	400円	540円 (+ 140円)	1.35倍	
		第7楽屋	午前 (9:00~12:00)	510円	690円 (+ 180円)	1.35倍	
			午後 (13:00~16:30)	590円	800円 (+ 210円)	1.36倍	
			夜間 (17:30~21:00)	590円	800円 (+ 210円)	1.36倍	
			全日 (9:00~21:00)	1,690円	2,290円 (+ 600円)	1.36倍	
	展示室	全日 (9:00~21:00)	13,790円	17,990円 (+ 4,200円)	1.30倍		
	公会堂	ホール	平日	午前 (9:00~12:00)	9,450円	13,540円 (+ 4,090円)	1.43倍
				午後 (13:00~16:30)	15,750円	15,800円 (+ 50円)	1.00倍
				夜間 (17:30~21:00)	18,170円	15,800円 (△ 2,370円)	0.87倍
				全日 (9:00~21:00)	43,370円	45,140円 (+ 1,770円)	1.04倍
			土日・休日	午前 (9:00~12:00)	14,170円	13,540円 (△ 630円)	0.96倍
				午後 (13:00~16:30)	18,170円	15,800円 (△ 2,370円)	0.87倍
				夜間 (17:30~21:00)	18,170円	15,800円 (△ 2,370円)	0.87倍
全日 (9:00~21:00)				50,510円	45,140円 (△ 5,370円)	0.89倍	
多目的室1		午前 (9:00~12:00)	910円	790円 (△ 120円)	0.87倍		
		午後 (13:00~16:30)	1,060円	920円 (△ 140円)	0.87倍		
		夜間 (17:30~21:00)	1,060円	920円 (△ 140円)	0.87倍		
		全日 (9:00~21:00)	3,030円	2,630円 (△ 400円)	0.87倍		

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
		多目的室2		午前 (9:00~12:00)	250円	220円 (△ 30円)	0.88倍	
				午後 (13:00~16:30)	300円	260円 (△ 40円)	0.87倍	
				夜間 (17:30~21:00)	300円	260円 (△ 40円)	0.87倍	
				全日 (9:00~21:00)	850円	740円 (△ 110円)	0.87倍	
		楽屋1			午前 (9:00~12:00)	380円	330円 (△ 50円)	0.87倍
					午後 (13:00~16:30)	450円	390円 (△ 60円)	0.87倍
					夜間 (17:30~21:00)	450円	390円 (△ 60円)	0.87倍
					全日 (9:00~21:00)	1,280円	1,110円 (△ 170円)	0.87倍
		楽屋2			午前 (9:00~12:00)	490円	420円 (△ 70円)	0.86倍
					午後 (13:00~16:30)	570円	500円 (△ 70円)	0.88倍
					夜間 (17:30~21:00)	570円	500円 (△ 70円)	0.88倍
					全日 (9:00~21:00)	1,630円	1,420円 (△ 210円)	0.87倍
旭川市大雪クリスタルホール条例	大雪クリスタルホール	音楽堂	コンサート室	午前 (9:00~12:00)	18,180円	19,390円 (+ 1,210円)	1.07倍	
				午後 (13:00~17:00)	24,240円	25,860円 (+ 1,620円)	1.07倍	
				夜間 (17:30~21:00)	21,210円	22,620円 (+ 1,410円)	1.07倍	
				全日 (9:00~21:00)	63,630円	67,870円 (+ 4,240円)	1.07倍	
			第1リハーサル室	午前 (9:00~12:00)	1,600円	2,260円 (+ 660円)	1.41倍	
				午後 (13:00~17:00)	2,130円	3,010円 (+ 880円)	1.41倍	
				夜間 (17:30~21:00)	1,860円	2,630円 (+ 770円)	1.41倍	
				全日 (9:00~21:00)	5,590円	7,900円 (+ 2,310円)	1.41倍	
			第2リハーサル室	午前 (9:00~12:00)	1,180円	1,260円 (+ 80円)	1.07倍	
				午後 (13:00~17:00)	1,580円	1,680円 (+ 100円)	1.06倍	
				夜間 (17:30~21:00)	1,380円	1,470円 (+ 90円)	1.07倍	
				全日 (9:00~21:00)	4,140円	4,410円 (+ 270円)	1.07倍	
			第1楽屋	午前 (9:00~12:00)	740円	780円 (+ 40円)	1.05倍	
				午後 (13:00~17:00)	980円	1,050円 (+ 70円)	1.07倍	
				夜間 (17:30~21:00)	860円	920円 (+ 60円)	1.07倍	
				全日 (9:00~21:00)	2,580円	2,750円 (+ 170円)	1.07倍	
			第2楽屋	午前 (9:00~12:00)	740円	780円 (+ 40円)	1.05倍	
				午後 (13:00~17:00)	980円	1,050円 (+ 70円)	1.07倍	
				夜間 (17:30~21:00)	860円	920円 (+ 60円)	1.07倍	
				全日 (9:00~21:00)	2,580円	2,750円 (+ 170円)	1.07倍	

条例名	施設名	項目	現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
		第3楽屋	午前 (9:00~12:00)	300円	320円 (+ 20円)	1.07倍	
			午後 (13:00~17:00)	400円	430円 (+ 30円)	1.08倍	
			夜間 (17:30~21:00)	350円	370円 (+ 20円)	1.06倍	
			全日 (9:00~21:00)	1,050円	1,120円 (+ 70円)	1.07倍	
		第4楽屋	午前 (9:00~12:00)	300円	320円 (+ 20円)	1.07倍	
			午後 (13:00~17:00)	400円	430円 (+ 30円)	1.08倍	
			夜間 (17:30~21:00)	350円	370円 (+ 20円)	1.06倍	
			全日 (9:00~21:00)	1,050円	1,120円 (+ 70円)	1.07倍	
		国際会議場	大会議室	午前 (9:00~12:00)	8,700円	9,280円 (+ 580円)	1.07倍
				午後 (13:00~17:00)	11,600円	12,380円 (+ 780円)	1.07倍
				夜間 (17:30~21:00)	10,150円	10,830円 (+ 680円)	1.07倍
				全日 (9:00~21:00)	30,450円	32,490円 (+ 2,040円)	1.07倍
			レセプション室	午前 (9:00~12:00)	5,680円	6,060円 (+ 380円)	1.07倍
				午後 (13:00~17:00)	7,570円	8,080円 (+ 510円)	1.07倍
				夜間 (17:30~21:00)	6,620円	7,070円 (+ 450円)	1.07倍
				全日 (9:00~21:00)	19,870円	21,210円 (+ 1,340円)	1.07倍
	第1会議室		午前 (9:00~12:00)	920円	1,300円 (+ 380円)	1.41倍	
			午後 (13:00~17:00)	1,230円	1,740円 (+ 510円)	1.41倍	
			夜間 (17:30~21:00)	1,070円	1,520円 (+ 450円)	1.42倍	
			全日 (9:00~21:00)	3,220円	4,560円 (+ 1,340円)	1.42倍	
	第2会議室		午前 (9:00~12:00)	1,040円	1,460円 (+ 420円)	1.40倍	
			午後 (13:00~17:00)	1,380円	1,950円 (+ 570円)	1.41倍	
			夜間 (17:30~21:00)	1,210円	1,710円 (+ 500円)	1.41倍	
			全日 (9:00~21:00)	3,630円	5,120円 (+ 1,490円)	1.41倍	
	第3会議室		午前 (9:00~12:00)	1,530円	2,160円 (+ 630円)	1.41倍	
			午後 (13:00~17:00)	2,040円	2,880円 (+ 840円)	1.41倍	
			夜間 (17:30~21:00)	1,780円	2,520円 (+ 740円)	1.42倍	
			全日 (9:00~21:00)	5,350円	7,560円 (+ 2,210円)	1.41倍	
第4会議室	午前 (9:00~12:00)	480円	680円 (+ 200円)	1.42倍			
	午後 (13:00~17:00)	640円	900円 (+ 260円)	1.41倍			
	夜間 (17:30~21:00)	560円	790円 (+ 230円)	1.41倍			
	全日 (9:00~21:00)	1,680円	2,370円 (+ 690円)	1.41倍			

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率				
	博物館	常設展	個人	高校生	1日につき	230円	290円 (+ 60円)	1.26倍			
					1年につき	460円	580円 (+ 120円)	1.26倍			
				一般	1日につき	350円	440円 (+ 90円)	1.26倍			
					1年につき	700円	880円 (+ 180円)	1.26倍			
			団体	高校生	1日につき	180円	230円 (+ 50円)	1.28倍			
				一般	1日につき	280円	350円 (+ 70円)	1.25倍			
		茶室	1回につき	6,610円	6,900円 (+ 290円)	1.04倍					
旭川市科学館条例	科学館	個人	高校生	常設展示室	1日につき	280円	400円 (+ 120円)	1.43倍			
				プラネタリウム	1回につき	220円	320円 (+ 100円)	1.45倍			
				常設展示室及びプラネタリウム	1日 (プラネタリウムは1回) につき	350円	500円 (+ 150円)	1.43倍			
					1年につき	660円	990円 (+ 330円)	1.50倍			
				一般	常設展示室	1日につき	410円	610円 (+ 200円)	1.49倍		
					プラネタリウム	1回につき	330円	490円 (+ 160円)	1.48倍		
			常設展示室及びプラネタリウム	1日 (プラネタリウムは1回) につき	520円	770円 (+ 250円)	1.48倍				
				1年につき	1,040円	1,540円 (+ 500円)	1.48倍				
			団体	高校生	常設展示室	1日につき	210円	310円 (+ 100円)	1.48倍		
					プラネタリウム	1回につき	170円	250円 (+ 80円)	1.47倍		
					常設展示室及びプラネタリウム	1人1日 (プラネタリウムは1回) につき	280円	400円 (+ 120円)	1.43倍		
				一般	常設展示室	1日につき	320円	480円 (+ 160円)	1.50倍		
		プラネタリウム			1回につき	260円	390円 (+ 130円)	1.50倍			
		常設展示室及びプラネタリウム			1人1日 (プラネタリウムは1回) につき	410円	610円 (+ 200円)	1.49倍			
		特別展示室					午前 (9:30~13:00)	6,110円	9,160円 (+ 3,050円)	1.50倍	
							午後 (13:00~17:00)	6,110円	9,160円 (+ 3,050円)	1.50倍	
							全日 (9:30~17:00)	12,220円	18,320円 (+ 6,100円)	1.50倍	
		学習・研修室					午前 (9:30~13:00)	4,860円	7,290円 (+ 2,430円)	1.50倍	
							午後 (13:00~17:00)	4,860円	7,290円 (+ 2,430円)	1.50倍	
							全日 (9:30~17:00)	9,720円	14,580円 (+ 4,860円)	1.50倍	
		科学館 (常設展) ・博物館共通券				個人	高校生	1日につき	350円	480円 (+ 130円)	1.37倍
							一般	1日につき	530円	740円 (+ 210円)	1.40倍
						団体	高校生	1日につき	280円	380円 (+ 100円)	1.36倍
							一般	1日につき	430円	590円 (+ 160円)	1.37倍
		科学館 (プラネタリウム) ・博物館共通券				個人	高校生	1日 (プラネタリウムは1回) につき	310円	430円 (+ 120円)	1.39倍
							一般	1日 (プラネタリウムは1回) につき	470円	650円 (+ 180円)	1.38倍

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
		科学館（常設展及びプラネタリウム）・博物館 共通券	団体	高校生	1日（プラネタリウムは1回）につき	240円	340円 (+ 100円)	1.42倍
				一般	1日（プラネタリウムは1回）につき	370円	520円 (+ 150円)	1.41倍
			個人	高校生	1日（プラネタリウムは1回）につき	510円	710円 (+ 200円)	1.39倍
				一般	1日（プラネタリウムは1回）につき	760円	1,080円 (+ 320円)	1.42倍
			団体	高校生	1日（プラネタリウムは1回）につき	400円	560円 (+ 160円)	1.40倍
				一般	1日（プラネタリウムは1回）につき	620円	860円 (+ 240円)	1.39倍
			個人	高校生	1年につき	1,040円	1,410円 (+ 370円)	1.36倍
				一般	1年につき	1,560円	2,180円 (+ 620円)	1.40倍
旭川市彫刻美術館 条例	中原悌二郎記念彫刻美 術館	常設展	個人	高校生	1回につき	300円	440円 (+ 140円)	1.47倍
				1年につき	600円	880円 (+ 280円)	1.47倍	
				一般	1回につき	450円	670円 (+ 220円)	1.49倍
			1年につき	900円	1,340円 (+ 440円)	1.49倍		
			団体	高校生	1人1回につき	240円	350円 (+ 110円)	1.46倍
				一般	1人1回につき	360円	530円 (+ 170円)	1.47倍
		中原悌二郎記念彫刻美術館・井上靖記念館共通 券	高校生	1回につき	350円	520円 (+ 170円)	1.49倍	
				1年につき	700円	1,040円 (+ 340円)	1.49倍	
			一般	1回につき	600円	900円 (+ 300円)	1.50倍	
				1年につき	1,200円	1,800円 (+ 600円)	1.50倍	
旭川市井上靖記念 館条例	井上靖記念館	常設展	個人	高校生	1回につき	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍
				1年につき	300円	440円 (+ 140円)	1.47倍	
				一般	1回につき	300円	450円 (+ 150円)	1.50倍
			1年につき	600円	900円 (+ 300円)	1.50倍		
			団体	高校生	1人1回につき	120円	170円 (+ 50円)	1.42倍
				一般	1人1回につき	240円	360円 (+ 120円)	1.50倍
		旭川市旭山動物園 条例	旭山動物園	個人	市民	1回につき	700円	800円 (+ 100円)
市民以外	1回につき				1,000円	1,400円 (+ 400円)	1.40倍	
1年につき	1,400円				1,600円 (+ 200円)	1.14倍		
2日につき	1,000円				1,400円 (+ 400円)	1.40倍		
団体	市民			1回につき	600円	700円 (+ 100円)	1.17倍	
	市民以外			1回につき	900円	1,300円 (+ 400円)	1.44倍	
旭山動物園・科学館（常設展及びプラネタリウム）共通券				1年につき	2,230円	2,900円 (+ 670円)	1.30倍	

条例名	施設名	項目				現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
旭川市総合体育館 条例	総合体育館	主競技場（アリーナ）（専用使用）	入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツに使用する場合	幼・小・中・高生	早朝・夜間等（1時間）	1,320円	1,980円 (+ 660円)	1.50倍
						午前（9:00～12:00）	3,960円	5,940円 (+ 1,980円)	1.50倍
						午後（13:00～17:00）	5,280円	7,920円 (+ 2,640円)	1.50倍
						夜間（18:00～21:00）	3,960円	5,940円 (+ 1,980円)	1.50倍
						全日（9:00～21:00）	15,840円	23,760円 (+ 7,920円)	1.50倍
					大学生・一般	早朝・夜間等（1時間）	1,750円	2,620円 (+ 870円)	1.50倍
						午前（9:00～12:00）	5,250円	7,860円 (+ 2,610円)	1.50倍
						午後（13:00～17:00）	7,000円	10,480円 (+ 3,480円)	1.50倍
						夜間（18:00～21:00）	5,250円	7,860円 (+ 2,610円)	1.50倍
						全日（9:00～21:00）	21,000円	31,440円 (+ 10,440円)	1.50倍
				その他の催物に使用する場合	営利を目的としない場合	早朝・夜間等（1時間）	10,570円	15,850円 (+ 5,280円)	1.50倍
						午前（9:00～12:00）	31,710円	47,550円 (+ 15,840円)	1.50倍
		午後（13:00～17:00）	42,280円			63,400円 (+ 21,120円)	1.50倍		
		夜間（18:00～21:00）	31,710円			47,550円 (+ 15,840円)	1.50倍		
		営利を目的とする場合	早朝・夜間等（1時間）		26,460円	39,660円 (+ 13,200円)	1.50倍		
			午前（9:00～12:00）		79,380円	118,980円 (+ 39,600円)	1.50倍		
			午後（13:00～17:00）		105,840円	158,640円 (+ 52,800円)	1.50倍		
			夜間（18:00～21:00）		79,380円	118,980円 (+ 39,600円)	1.50倍		
		主競技場（アリーナ）（専用使用）	入場料を徴収する場合	アマチュアスポーツに使用する場合	幼・小・中・高生	早朝・夜間等（1時間）	4,410円	6,610円 (+ 2,200円)	1.50倍
						午前（9:00～12:00）	13,230円	19,830円 (+ 6,600円)	1.50倍
						午後（13:00～17:00）	17,640円	26,440円 (+ 8,800円)	1.50倍
						夜間（18:00～21:00）	13,230円	19,830円 (+ 6,600円)	1.50倍
						全日（9:00～21:00）	52,920円	79,320円 (+ 26,400円)	1.50倍
					大学生・一般	早朝・夜間等（1時間）	6,160円	9,240円 (+ 3,080円)	1.50倍
午前（9:00～12:00）	18,480円					27,720円 (+ 9,240円)	1.50倍		
午後（13:00～17:00）	24,640円					36,960円 (+ 12,320円)	1.50倍		
夜間（18:00～21:00）	18,480円					27,720円 (+ 9,240円)	1.50倍		
全日（9:00～21:00）	73,920円					110,880円 (+ 36,960円)	1.50倍		

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率						
				その他の催物に使用する 場合	営利を目的 としない場 合	早朝・夜間等 (1時間)	17,640円	26,440円 (+ 8,800円)	1.50倍				
						午前 (9:00~12:00)	52,920円	79,320円 (+ 26,400円)	1.50倍				
						午後 (13:00~17:00)	70,560円	105,760円 (+ 35,200円)	1.50倍				
						夜間 (18:00~21:00)	52,920円	79,320円 (+ 26,400円)	1.50倍				
						全日 (9:00~21:00)	211,680円	317,280円 (+ 105,600円)	1.50倍				
						早朝・夜間等 (1時間)	44,100円	66,100円 (+ 22,000円)	1.50倍				
						午前 (9:00~12:00)	132,300円	198,300円 (+ 66,000円)	1.50倍				
				午後 (13:00~17:00)	176,400円	264,400円 (+ 88,000円)	1.50倍						
				夜間 (18:00~21:00)	132,300円	198,300円 (+ 66,000円)	1.50倍						
				全日 (9:00~21:00)	529,200円	793,200円 (+ 264,000円)	1.50倍						
				第1体育室 (専用使用)		入場料を徴 収しない場 合		アマチュアスポーツに 使用する場 合	早朝・夜間等 (1時間)	300円	420円 (+ 120円)	1.40倍	
									午前 (9:00~12:00)	900円	1,260円 (+ 360円)	1.40倍	
									午後 (13:00~17:00)	1,200円	1,680円 (+ 480円)	1.40倍	
									夜間 (18:00~21:00)	900円	1,260円 (+ 360円)	1.40倍	
		全日 (9:00~21:00)	3,600円						5,040円 (+ 1,440円)	1.40倍			
		その他の催物に使用する 場合	営利を目的 としない場 合						早朝・夜間等 (1時間)	720円	1,000円 (+ 280円)	1.39倍	
		午前 (9:00~12:00)							2,160円	3,000円 (+ 840円)	1.39倍		
		午後 (13:00~17:00)				2,880円	4,000円 (+ 1,120円)	1.39倍					
		夜間 (18:00~21:00)				2,160円	3,000円 (+ 840円)	1.39倍					
		全日 (9:00~21:00)				8,640円	12,000円 (+ 3,360円)	1.39倍					
		入場料を徴 収する場合						アマチュアスポーツに 使用する場 合	営利を目的 とする場 合	早朝・夜間等 (1時間)	1,800円	2,520円 (+ 720円)	1.40倍
										午前 (9:00~12:00)	5,400円	7,560円 (+ 2,160円)	1.40倍
			午後 (13:00~17:00)							7,200円	10,080円 (+ 2,880円)	1.40倍	
			夜間 (18:00~21:00)							5,400円	7,560円 (+ 2,160円)	1.40倍	
							全日 (9:00~21:00)	21,600円	30,240円 (+ 8,640円)	1.40倍			
							早朝・夜間等 (1時間)	420円	580円 (+ 160円)	1.38倍			
							午前 (9:00~12:00)	1,260円	1,740円 (+ 480円)	1.38倍			
							午後 (13:00~17:00)	1,680円	2,320円 (+ 640円)	1.38倍			
					夜間 (18:00~21:00)	1,260円	1,740円 (+ 480円)	1.38倍					
					全日 (9:00~21:00)	5,040円	6,960円 (+ 1,920円)	1.38倍					

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率			
				その他の催物に使用する 場合	営利を目的 としない場 合	早朝・夜間等 (1時間)	1,200円	1,680円 (+ 480円)	1.40倍	
						午前 (9:00~12:00)	3,600円	5,040円 (+ 1,440円)	1.40倍	
						午後 (13:00~17:00)	4,800円	6,720円 (+ 1,920円)	1.40倍	
						夜間 (18:00~21:00)	3,600円	5,040円 (+ 1,440円)	1.40倍	
						全日 (9:00~21:00)	14,400円	20,160円 (+ 5,760円)	1.40倍	
						営利を目的 とする場合	早朝・夜間等 (1時間)	3,000円	4,200円 (+ 1,200円)	1.40倍
							午前 (9:00~12:00)	9,000円	12,600円 (+ 3,600円)	1.40倍
				午後 (13:00~17:00)	12,000円		16,800円 (+ 4,800円)	1.40倍		
				夜間 (18:00~21:00)	9,000円		12,600円 (+ 3,600円)	1.40倍		
				全日 (9:00~21:00)	36,000円		50,400円 (+ 14,400円)	1.40倍		
				第2体育室 (専用使用)	入場料を徴 収しない場 合		アマチュアスポーツに 使用する場 合	早朝・夜間等 (1時間)	1,120円	1,620円 (+ 500円)
						午前 (9:00~12:00)		3,360円	4,860円 (+ 1,500円)	1.45倍
						午後 (13:00~17:00)		4,480円	6,480円 (+ 2,000円)	1.45倍
						夜間 (18:00~21:00)		3,360円	4,860円 (+ 1,500円)	1.45倍
		全日 (9:00~21:00)	13,440円			19,440円 (+ 6,000円)		1.45倍		
		その他の催物に使用する 場合	営利を目的 としない場 合			早朝・夜間等 (1時間)	2,680円	3,880円 (+ 1,200円)	1.45倍	
						午前 (9:00~12:00)	8,040円	11,640円 (+ 3,600円)	1.45倍	
						午後 (13:00~17:00)	10,720円	15,520円 (+ 4,800円)	1.45倍	
						夜間 (18:00~21:00)	8,040円	11,640円 (+ 3,600円)	1.45倍	
			営利を目的 とする場合			早朝・夜間等 (1時間)	6,720円	9,720円 (+ 3,000円)	1.45倍	
						午前 (9:00~12:00)	20,160円	29,160円 (+ 9,000円)	1.45倍	
						午後 (13:00~17:00)	26,880円	38,880円 (+ 12,000円)	1.45倍	
						夜間 (18:00~21:00)	20,160円	29,160円 (+ 9,000円)	1.45倍	
						全日 (9:00~21:00)	80,640円	116,640円 (+ 36,000円)	1.45倍	
		入場料を徴 収する場合	アマチュアスポーツに 使用する場 合	早朝・夜間等 (1時間)	1,560円	2,260円 (+ 700円)	1.45倍			
				午前 (9:00~12:00)	4,680円	6,780円 (+ 2,100円)	1.45倍			
				午後 (13:00~17:00)	6,240円	9,040円 (+ 2,800円)	1.45倍			
				夜間 (18:00~21:00)	4,680円	6,780円 (+ 2,100円)	1.45倍			
全日 (9:00~21:00)	18,720円			27,120円 (+ 8,400円)	1.45倍					

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率					
				その他の催物に使用する 場合	営利を目的 としない場 合	早朝・夜間等 (1時間)	4,480円	6,480円 (+ 2,000円)	1.45倍			
						午前 (9:00~12:00)	13,440円	19,440円 (+ 6,000円)	1.45倍			
						午後 (13:00~17:00)	17,920円	25,920円 (+ 8,000円)	1.45倍			
						夜間 (18:00~21:00)	13,440円	19,440円 (+ 6,000円)	1.45倍			
						全日 (9:00~21:00)	53,760円	77,760円 (+ 24,000円)	1.45倍			
						営利を目的 とする場合	早朝・夜間等 (1時間)	11,200円	16,200円 (+ 5,000円)	1.45倍		
							午前 (9:00~12:00)	33,600円	48,600円 (+ 15,000円)	1.45倍		
				午後 (13:00~17:00)	44,800円		64,800円 (+ 20,000円)	1.45倍				
				夜間 (18:00~21:00)	33,600円		48,600円 (+ 15,000円)	1.45倍				
				全日 (9:00~21:00)	134,400円		194,400円 (+ 60,000円)	1.45倍				
				第3体育室 (専用使用)	入場料を徴 収しない場 合		アマチュアスポーツに 使用する場 合	早朝・夜間等 (1時間)	490円	660円 (+ 170円)	1.35倍	
								午前 (9:00~12:00)	1,470円	1,980円 (+ 510円)	1.35倍	
						午後 (13:00~17:00)		1,960円	2,640円 (+ 680円)	1.35倍		
						夜間 (18:00~21:00)		1,470円	1,980円 (+ 510円)	1.35倍		
		全日 (9:00~21:00)	5,880円			7,920円 (+ 2,040円)		1.35倍				
						その他の催物に使用する 場合	営利を目的 としない場 合	早朝・夜間等 (1時間)	1,170円	1,580円 (+ 410円)	1.35倍	
								午前 (9:00~12:00)	3,510円	4,740円 (+ 1,230円)	1.35倍	
								午後 (13:00~17:00)	4,680円	6,320円 (+ 1,640円)	1.35倍	
								夜間 (18:00~21:00)	3,510円	4,740円 (+ 1,230円)	1.35倍	
								全日 (9:00~21:00)	14,040円	18,960円 (+ 4,920円)	1.35倍	
								営利を目的 とする場合	早朝・夜間等 (1時間)	2,940円	3,960円 (+ 1,020円)	1.35倍
									午前 (9:00~12:00)	8,820円	11,880円 (+ 3,060円)	1.35倍
						午後 (13:00~17:00)	11,760円		15,840円 (+ 4,080円)	1.35倍		
						夜間 (18:00~21:00)	8,820円		11,880円 (+ 3,060円)	1.35倍		
						全日 (9:00~21:00)	35,280円		47,520円 (+ 12,240円)	1.35倍		
						入場料を徴 収する場合	アマチュアスポーツに 使用する場 合		早朝・夜間等 (1時間)	680円	920円 (+ 240円)	1.35倍
								午前 (9:00~12:00)	2,040円	2,760円 (+ 720円)	1.35倍	
								午後 (13:00~17:00)	2,720円	3,680円 (+ 960円)	1.35倍	
夜間 (18:00~21:00)	2,040円	2,760円 (+ 720円)	1.35倍									
全日 (9:00~21:00)	8,160円	11,040円 (+ 2,880円)	1.35倍									

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率					
				その他の催物に使用する 場合	営利を目的 としない場 合	早朝・夜間等 (1時間)	1,960円	2,640円 (+ 680円)	1.35倍			
						午前 (9:00~12:00)	5,880円	7,920円 (+ 2,040円)	1.35倍			
						午後 (13:00~17:00)	7,840円	10,560円 (+ 2,720円)	1.35倍			
						夜間 (18:00~21:00)	5,880円	7,920円 (+ 2,040円)	1.35倍			
						全日 (9:00~21:00)	23,520円	31,680円 (+ 8,160円)	1.35倍			
						営利を目的 とする場合	早朝・夜間等 (1時間)	4,900円	6,600円 (+ 1,700円)	1.35倍		
							午前 (9:00~12:00)	14,700円	19,800円 (+ 5,100円)	1.35倍		
				午後 (13:00~17:00)	19,600円		26,400円 (+ 6,800円)	1.35倍				
				夜間 (18:00~21:00)	14,700円		19,800円 (+ 5,100円)	1.35倍				
				全日 (9:00~21:00)	58,800円		79,200円 (+ 20,400円)	1.35倍				
				第4体育室 (専用使用)	入場料を徴 収しない場 合		アマチュアスポーツに 使用する場 合	早朝・夜間等 (1時間)	810円	1,050円 (+ 240円)	1.30倍	
								午前 (9:00~12:00)	2,430円	3,150円 (+ 720円)	1.30倍	
						午後 (13:00~17:00)		3,240円	4,200円 (+ 960円)	1.30倍		
						夜間 (18:00~21:00)		2,430円	3,150円 (+ 720円)	1.30倍		
		全日 (9:00~21:00)	9,720円			12,600円 (+ 2,880円)		1.30倍				
						その他の催物に使用する 場合	営利を目的 としない場 合	早朝・夜間等 (1時間)	1,940円	2,520円 (+ 580円)	1.30倍	
								午前 (9:00~12:00)	5,820円	7,560円 (+ 1,740円)	1.30倍	
								午後 (13:00~17:00)	7,760円	10,080円 (+ 2,320円)	1.30倍	
								夜間 (18:00~21:00)	5,820円	7,560円 (+ 1,740円)	1.30倍	
								全日 (9:00~21:00)	23,280円	30,240円 (+ 6,960円)	1.30倍	
								営利を目的 とする場合	早朝・夜間等 (1時間)	4,860円	6,300円 (+ 1,440円)	1.30倍
									午前 (9:00~12:00)	14,580円	18,900円 (+ 4,320円)	1.30倍
						午後 (13:00~17:00)	19,440円		25,200円 (+ 5,760円)	1.30倍		
						夜間 (18:00~21:00)	14,580円		18,900円 (+ 4,320円)	1.30倍		
						全日 (9:00~21:00)	58,320円		75,600円 (+ 17,280円)	1.30倍		
						入場料を徴 収する場合	アマチュアスポーツに 使用する場 合		早朝・夜間等 (1時間)	1,130円	1,470円 (+ 340円)	1.30倍
								午前 (9:00~12:00)	3,390円	4,410円 (+ 1,020円)	1.30倍	
								午後 (13:00~17:00)	4,520円	5,880円 (+ 1,360円)	1.30倍	
夜間 (18:00~21:00)	3,390円	4,410円 (+ 1,020円)	1.30倍									
全日 (9:00~21:00)	13,560円	17,640円 (+ 4,080円)	1.30倍									

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率					
				その他の催物に使用する 場合	営利を目的 としない場 合	早朝・夜間等 (1時間)	3,240円	4,200円 (+ 960円)	1.30倍			
						午前 (9:00~12:00)	9,720円	12,600円 (+ 2,880円)	1.30倍			
						午後 (13:00~17:00)	12,960円	16,800円 (+ 3,840円)	1.30倍			
						夜間 (18:00~21:00)	9,720円	12,600円 (+ 2,880円)	1.30倍			
						全日 (9:00~21:00)	38,880円	50,400円 (+ 11,520円)	1.30倍			
						営利を目的 とする場合	早朝・夜間等 (1時間)	8,100円	10,500円 (+ 2,400円)	1.30倍		
				午前 (9:00~12:00)	24,300円	31,500円 (+ 7,200円)	1.30倍					
				午後 (13:00~17:00)	32,400円	42,000円 (+ 9,600円)	1.30倍					
				夜間 (18:00~21:00)	24,300円	31,500円 (+ 7,200円)	1.30倍					
				全日 (9:00~21:00)	97,200円	126,000円 (+ 28,800円)	1.30倍					
				トレーニング室 (専用使用)					早朝・夜間等 (1時間)	810円	1,050円 (+ 240円)	1.30倍
									午前 (9:00~12:00)	2,430円	3,150円 (+ 720円)	1.30倍
							午後 (13:00~17:00)	3,240円	4,200円 (+ 960円)	1.30倍		
							夜間 (18:00~21:00)	2,430円	3,150円 (+ 720円)	1.30倍		
							全日 (9:00~21:00)	9,720円	12,600円 (+ 2,880円)	1.30倍		
		個人使用		高校生			午前 (9:00~12:00)	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍		
							午後 (13:00~17:00)	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍		
							夜間 (18:00~21:00)	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍		
							回数券 (6回分)	750円	1,100円 (+ 350円)	1.47倍		
							1月券	1,200円	1,760円 (+ 560円)	1.47倍		
							3月券	3,000円	4,400円 (+ 1,400円)	1.47倍		
				大学生・一般			午前 (9:00~12:00)	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍		
							午後 (13:00~17:00)	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍		
							夜間 (18:00~21:00)	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍		
					回数券 (6回分)	1,100円	1,650円 (+ 550円)	1.50倍				
					1月券	1,760円	2,640円 (+ 880円)	1.50倍				
					3月券	4,400円	6,600円 (+ 2,200円)	1.50倍				
旭川市旭川大雪アリーナ条例	大雪アリーナ	多目的アリーナ (夏期間) (専用使用)		アマチュア スポーツ	平日	1時間	9,050円	11,660円 (+ 2,610円)	1.29倍			
						午前 (9:00~12:00)	27,150円	34,980円 (+ 7,830円)	1.29倍			
						午後 (13:00~17:00)	36,200円	46,640円 (+ 10,440円)	1.29倍			
						夜間 (18:00~21:00)	27,150円	34,980円 (+ 7,830円)	1.29倍			
						全日 (9:00~21:00)	108,600円	139,920円 (+ 31,320円)	1.29倍			

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
			土曜日、日曜日及び休日	1時間	10,860円	13,990円 (+ 3,130円)	1.29倍	
				午前 (9:00~12:00)	32,580円	41,970円 (+ 9,390円)	1.29倍	
				午後 (13:00~17:00)	43,440円	55,960円 (+ 12,520円)	1.29倍	
				夜間 (18:00~21:00)	32,580円	41,970円 (+ 9,390円)	1.29倍	
				全日 (9:00~21:00)	130,320円	167,880円 (+ 37,560円)	1.29倍	
			展示会、集会、式典、その他これに類する催物	平日	1時間	31,100円	46,650円 (+ 15,550円)	1.50倍
					午前 (9:00~12:00)	93,300円	139,950円 (+ 46,650円)	1.50倍
					午後 (13:00~17:00)	124,400円	186,600円 (+ 62,200円)	1.50倍
					夜間 (18:00~21:00)	93,300円	139,950円 (+ 46,650円)	1.50倍
					全日 (9:00~21:00)	373,200円	559,800円 (+ 186,600円)	1.50倍
			土曜日、日曜日及び休日	1時間	38,010円	55,980円 (+ 17,970円)	1.47倍	
				午前 (9:00~12:00)	114,030円	167,940円 (+ 53,910円)	1.47倍	
				午後 (13:00~17:00)	152,040円	223,920円 (+ 71,880円)	1.47倍	
				夜間 (18:00~21:00)	114,030円	167,940円 (+ 53,910円)	1.47倍	
				全日 (9:00~21:00)	456,120円	671,760円 (+ 215,640円)	1.47倍	
			音楽、芸能、プロスポーツ等の興業	平日	1時間	67,870円	101,550円 (+ 33,680円)	1.50倍
					午前 (9:00~12:00)	203,610円	304,650円 (+ 101,040円)	1.50倍
					午後 (13:00~17:00)	271,480円	406,200円 (+ 134,720円)	1.50倍
					夜間 (18:00~21:00)	203,610円	304,650円 (+ 101,040円)	1.50倍
					全日 (9:00~21:00)	814,440円	1,218,600円 (+ 404,160円)	1.50倍
		土曜日、日曜日及び休日		1時間	81,450円	121,860円 (+ 40,410円)	1.50倍	
				午前 (9:00~12:00)	244,350円	365,580円 (+ 121,230円)	1.50倍	
				午後 (13:00~17:00)	325,800円	487,440円 (+ 161,640円)	1.50倍	
				夜間 (18:00~21:00)	244,350円	365,580円 (+ 121,230円)	1.50倍	
				全日 (9:00~21:00)	977,400円	1,462,320円 (+ 484,920円)	1.50倍	
		多目的アリーナ (冬期間) (専用使用)	アマチュアスポーツ	平日	1時間	11,760円	15,330円 (+ 3,570円)	1.30倍
					午前 (9:00~12:00)	35,280円	45,990円 (+ 10,710円)	1.30倍
					午後 (13:00~17:00)	47,040円	61,320円 (+ 14,280円)	1.30倍
					夜間 (18:00~21:00)	35,280円	45,990円 (+ 10,710円)	1.30倍
					全日 (9:00~21:00)	141,120円	183,960円 (+ 42,840円)	1.30倍

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
			土曜日、日曜日及び休日	1時間	14,110円	18,390円 (+ 4,280円)	1.30倍	
				午前 (9:00~12:00)	42,330円	55,170円 (+ 12,840円)	1.30倍	
				午後 (13:00~17:00)	56,440円	73,560円 (+ 17,120円)	1.30倍	
				夜間 (18:00~21:00)	42,330円	55,170円 (+ 12,840円)	1.30倍	
				全日 (9:00~21:00)	169,320円	220,680円 (+ 51,360円)	1.30倍	
			展示会、集会、式典、その他これに類する催物	平日	1時間	41,160円	60,640円 (+ 19,480円)	1.47倍
					午前 (9:00~12:00)	123,480円	181,920円 (+ 58,440円)	1.47倍
					午後 (13:00~17:00)	164,640円	242,560円 (+ 77,920円)	1.47倍
					夜間 (18:00~21:00)	123,480円	181,920円 (+ 58,440円)	1.47倍
					全日 (9:00~21:00)	493,920円	727,680円 (+ 233,760円)	1.47倍
			土曜日、日曜日及び休日	平日	1時間	49,390円	72,770円 (+ 23,380円)	1.47倍
					午前 (9:00~12:00)	148,170円	218,310円 (+ 70,140円)	1.47倍
					午後 (13:00~17:00)	197,560円	291,080円 (+ 93,520円)	1.47倍
					夜間 (18:00~21:00)	148,170円	218,310円 (+ 70,140円)	1.47倍
					全日 (9:00~21:00)	592,680円	873,240円 (+ 280,560円)	1.47倍
			音楽、芸能、プロスポーツ等の興業	平日	1時間	88,200円	132,010円 (+ 43,810円)	1.50倍
					午前 (9:00~12:00)	264,600円	396,030円 (+ 131,430円)	1.50倍
					午後 (13:00~17:00)	352,800円	528,040円 (+ 175,240円)	1.50倍
					夜間 (18:00~21:00)	264,600円	396,030円 (+ 131,430円)	1.50倍
					全日 (9:00~21:00)	1,058,400円	1,584,120円 (+ 525,720円)	1.50倍
		土曜日、日曜日及び休日		平日	1時間	105,840円	158,410円 (+ 52,570円)	1.50倍
					午前 (9:00~12:00)	317,520円	475,230円 (+ 157,710円)	1.50倍
					午後 (13:00~17:00)	423,360円	633,640円 (+ 210,280円)	1.50倍
					夜間 (18:00~21:00)	317,520円	475,230円 (+ 157,710円)	1.50倍
					全日 (9:00~21:00)	1,270,080円	1,900,920円 (+ 630,840円)	1.50倍
		多目的ルーム (専用使用)	夏期間	平日	1時間	690円	760円 (+ 70円)	1.10倍
					午前 (9:00~12:00)	2,070円	2,280円 (+ 210円)	1.10倍
					午後 (13:00~17:00)	2,760円	3,040円 (+ 280円)	1.10倍
夜間 (18:00~21:00)	2,070円				2,280円 (+ 210円)	1.10倍		
全日 (9:00~21:00)	8,280円				9,120円 (+ 840円)	1.10倍		

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
			土曜日、日曜日及び休日	1時間	820円	910円 (+ 90円)	1.11倍	
				午前 (9:00~12:00)	2,460円	2,730円 (+ 270円)	1.11倍	
				午後 (13:00~17:00)	3,280円	3,640円 (+ 360円)	1.11倍	
				夜間 (18:00~21:00)	2,460円	2,730円 (+ 270円)	1.11倍	
				全日 (9:00~21:00)	9,840円	10,920円 (+ 1,080円)	1.11倍	
			冬期間	平日	1時間	890円	980円 (+ 90円)	1.10倍
					午前 (9:00~12:00)	2,670円	2,940円 (+ 270円)	1.10倍
					午後 (13:00~17:00)	3,560円	3,920円 (+ 360円)	1.10倍
					夜間 (18:00~21:00)	2,670円	2,940円 (+ 270円)	1.10倍
					全日 (9:00~21:00)	10,680円	11,760円 (+ 1,080円)	1.10倍
			土曜日、日曜日及び休日	1時間	1,060円	1,180円 (+ 120円)	1.11倍	
				午前 (9:00~12:00)	3,180円	3,540円 (+ 360円)	1.11倍	
				午後 (13:00~17:00)	4,240円	4,720円 (+ 480円)	1.11倍	
				夜間 (18:00~21:00)	3,180円	3,540円 (+ 360円)	1.11倍	
				全日 (9:00~21:00)	12,720円	14,160円 (+ 1,440円)	1.11倍	
		第1会議室、第2会議室、第3会議室 (専用使用)	夏期間	平日	1時間	140円	160円 (+ 20円)	1.14倍
					午前 (9:00~12:00)	420円	480円 (+ 60円)	1.14倍
					午後 (13:00~17:00)	560円	640円 (+ 80円)	1.14倍
					夜間 (18:00~21:00)	420円	480円 (+ 60円)	1.14倍
					全日 (9:00~21:00)	1,680円	1,920円 (+ 240円)	1.14倍
			土曜日、日曜日及び休日	1時間	160円	190円 (+ 30円)	1.19倍	
				午前 (9:00~12:00)	480円	570円 (+ 90円)	1.19倍	
				午後 (13:00~17:00)	640円	760円 (+ 120円)	1.19倍	
				夜間 (18:00~21:00)	480円	570円 (+ 90円)	1.19倍	
				全日 (9:00~21:00)	1,920円	2,280円 (+ 360円)	1.19倍	
第1会議室、第2会議室、第3会議室 (専用使用)	冬期間	平日	1時間	180円	200円 (+ 20円)	1.11倍		
			午前 (9:00~12:00)	540円	600円 (+ 60円)	1.11倍		
			午後 (13:00~17:00)	720円	800円 (+ 80円)	1.11倍		
			夜間 (18:00~21:00)	540円	600円 (+ 60円)	1.11倍		
			全日 (9:00~21:00)	2,160円	2,400円 (+ 240円)	1.11倍		

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率			
				土曜日、日曜日及び休日	1時間	210円	240円 (+ 30円)	1.14倍		
					午前 (9:00~12:00)	630円	720円 (+ 90円)	1.14倍		
					午後 (13:00~17:00)	840円	960円 (+ 120円)	1.14倍		
					夜間 (18:00~21:00)	630円	720円 (+ 90円)	1.14倍		
					全日 (9:00~21:00)	2,520円	2,880円 (+ 360円)	1.14倍		
		多目的アリーナ (個人使用)	夏期間	高校生	1回につき	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍		
					回数券 (6回分)	1,100円	1,650円 (+ 550円)	1.50倍		
				一般	1回につき	300円	450円 (+ 150円)	1.50倍		
					回数券 (6回分)	1,500円	2,250円 (+ 750円)	1.50倍		
			冬期間	高校生	1回につき	450円	670円 (+ 220円)	1.49倍		
					回数券 (6回分)	2,250円	3,350円 (+ 1,100円)	1.49倍		
				一般	1回につき	750円	1,120円 (+ 370円)	1.49倍		
					回数券 (6回分)	3,750円	5,600円 (+ 1,850円)	1.49倍		
		旭川市総合防災センターコミュニティホール等の使用に関する条例	総合防災センター	コミュニティホール			午前 (9:00~12:00)	1,170円	1,480円 (+ 310円)	1.26倍
午後 (13:00~17:00)	1,560円						1,980円 (+ 420円)	1.27倍		
夜間 (18:00~21:00)	1,170円						1,480円 (+ 310円)	1.26倍		
消防団会議室				洋室		午前 (9:00~12:00)	260円	330円 (+ 70円)	1.27倍	
						午後 (13:00~17:00)	350円	450円 (+ 100円)	1.29倍	
						夜間 (18:00~21:00)	260円	330円 (+ 70円)	1.27倍	
				和室		午前 (9:00~12:00)	250円	320円 (+ 70円)	1.28倍	
						午後 (13:00~17:00)	330円	420円 (+ 90円)	1.27倍	
						夜間 (18:00~21:00)	250円	320円 (+ 70円)	1.28倍	
北消防署附属体育館				体育館			午前 (9:00~12:00)	370円	450円 (+ 80円)	1.22倍
			午後 (13:00~17:00)				490円	600円 (+ 110円)	1.22倍	
旭川市都市公園条例	体育館 (忠和公園)		専用使用		体育室	スポーツ	全日 (9:00~21:00)	22,560円	31,810円 (+ 9,250円)	1.41倍
							午前 (9:00~12:00)	5,640円	7,950円 (+ 2,310円)	1.41倍
							午後 (13:00~17:00)	7,520円	10,600円 (+ 3,080円)	1.41倍
		夜間 (18:00~21:00)					5,640円	7,950円 (+ 2,310円)	1.41倍	
		早朝・深夜等 (1時間)					1,880円	2,650円 (+ 770円)	1.41倍	

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
			その他の催し物	全日 (9:00~21:00)	45,120円	63,610円 (+ 18,490円)	1.41倍	
				午前 (9:00~12:00)	11,280円	15,900円 (+ 4,620円)	1.41倍	
				午後 (13:00~17:00)	15,040円	21,200円 (+ 6,160円)	1.41倍	
				夜間 (18:00~21:00)	11,280円	15,900円 (+ 4,620円)	1.41倍	
				早朝・深夜等 (1時間)	3,760円	5,300円 (+ 1,540円)	1.41倍	
			研修室	全日 (9:00~21:00)	3,000円	4,160円 (+ 1,160円)	1.39倍	
				午前 (9:00~12:00)	750円	1,050円 (+ 300円)	1.40倍	
				午後 (13:00~17:00)	1,000円	1,390円 (+ 390円)	1.39倍	
				夜間 (18:00~21:00)	750円	1,050円 (+ 300円)	1.40倍	
				早朝・深夜等 (1時間)	250円	340円 (+ 90円)	1.36倍	
			個人使用	大人	1回につき	220円	310円 (+ 90円)	1.41倍
					共通回数券 (6回分)	1,100円	1,570円 (+ 470円)	1.43倍
					1月券	1,760円	2,500円 (+ 740円)	1.42倍
					3月券	4,400円	6,260円 (+ 1,860円)	1.42倍
	高校生	1回につき		150円	200円 (+ 50円)	1.33倍		
		共通回数券 (6回分)		750円	1,020円 (+ 270円)	1.36倍		
		1月券		1,200円	1,620円 (+ 420円)	1.35倍		
		3月券		3,000円	4,060円 (+ 1,060円)	1.35倍		
	体育館 (東豊公園)	個人使用	大人	1回につき	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍	
				共通回数券 (6回分)	1,100円	1,650円 (+ 550円)	1.50倍	
				1月券	1,760円	2,640円 (+ 880円)	1.50倍	
				3月券	4,400円	6,600円 (+ 2,200円)	1.50倍	
			高校生	1回につき	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍	
				共通回数券 (6回分)	750円	1,100円 (+ 350円)	1.47倍	
				1月券	1,200円	1,760円 (+ 560円)	1.47倍	
				3月券	3,000円	4,400円 (+ 1,400円)	1.47倍	
		陸上競技場 (花咲スポーツ公園)	専用使用	入場料の類を徴収しない場合	全日 (9:00~17:00)	18,880円	26,560円 (+ 7,680円)	1.41倍
					午前 (9:00~12:00)	7,080円	9,960円 (+ 2,880円)	1.41倍
午後 (13:00~17:00)	9,440円				13,280円 (+ 3,840円)	1.41倍		
早朝・夜間 (1時間)	2,360円				3,320円 (+ 960円)	1.41倍		

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
			入場料の類を徴収する場合	最高入場料の	最高入場料の		
				全日 (9:00~17:00)	120人分	120人分 (0人分)	1.00倍
				午前 (9:00~12:00)	45人分	45人分 (0人分)	1.00倍
				午後 (13:00~17:00)	60人分	60人分 (0人分)	1.00倍
				早朝・夜間 (1時間)	15人分	15人分 (0人分)	1.00倍
		個人使用	大人	1回につき	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍
				共通回数券 (6回分)	1,100円	1,650円 (+ 550円)	1.50倍
				1月券	1,760円	2,640円 (+ 880円)	1.50倍
				3月券	4,400円	6,600円 (+ 2,200円)	1.50倍
			高校生以下	1回につき	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍
				共通回数券 (6回分)	750円	1,100円 (+ 350円)	1.47倍
				1月券	1,200円	1,760円 (+ 560円)	1.47倍
				3月券	3,000円	4,400円 (+ 1,400円)	1.47倍
	硬式野球場 (花咲スポーツ公園)	業としての興行	入場料の類を徴収しない場合	全日 (9:00~17:00)	47,200円	70,720円 (+ 23,520円)	1.50倍
				午前 (9:00~12:00)	17,700円	26,520円 (+ 8,820円)	1.50倍
				午後 (13:00~17:00)	23,600円	35,360円 (+ 11,760円)	1.50倍
				早朝・夜間 (1時間)	5,900円	8,840円 (+ 2,940円)	1.50倍
			夜間照明	照度ア 1時間につき	20,580円	30,870円 (+ 10,290円)	1.50倍
				照度イ 1時間につき	12,940円	19,410円 (+ 6,470円)	1.50倍
				照度ウ 1時間につき	11,170円	16,750円 (+ 5,580円)	1.50倍
				照度エ 1時間につき	7,360円	11,040円 (+ 3,680円)	1.50倍
				照度オ 1時間につき	7,090円	10,630円 (+ 3,540円)	1.50倍
				照度カ 1時間につき	4,560円	6,840円 (+ 2,280円)	1.50倍
			入場料の類を徴収する場合	入場料総額の	入場料総額の		
				全日 (9:00~17:00)	12.0%	12.0% (0%)	1.00倍
				午前 (9:00~12:00)	4.5%	4.5% (0%)	1.00倍
				午後 (13:00~17:00)	6.0%	6.0% (0%)	1.00倍
				早朝・夜間 (1時間)	1.5%	1.5% (0%)	1.00倍
			夜間照明	照度ア 1時間につき	41,160円	61,740円 (+ 20,580円)	1.50倍
				照度イ 1時間につき	25,890円	38,820円 (+ 12,930円)	1.50倍
				照度ウ 1時間につき	22,340円	33,500円 (+ 11,160円)	1.50倍
				照度エ 1時間につき	14,720円	22,080円 (+ 7,360円)	1.50倍
				照度オ 1時間につき	14,190円	21,260円 (+ 7,070円)	1.50倍
				照度カ 1時間につき	9,130円	13,680円 (+ 4,550円)	1.50倍

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
	一般	入場料の類を徴収しない場合		全日 (9:00~17:00)	23,600円	35,360円 (+ 11,760円)	1.50倍	
				午前 (9:00~12:00)	8,850円	13,260円 (+ 4,410円)	1.50倍	
				午後 (13:00~17:00)	11,800円	17,680円 (+ 5,880円)	1.50倍	
				早朝・夜間 (1時間)	2,950円	4,420円 (+ 1,470円)	1.50倍	
			夜間照明	照度ア 1時間につき	20,580円	30,870円 (+ 10,290円)	1.50倍	
				照度イ 1時間につき	12,940円	19,410円 (+ 6,470円)	1.50倍	
				照度ウ 1時間につき	11,170円	16,750円 (+ 5,580円)	1.50倍	
				照度エ 1時間につき	7,360円	11,040円 (+ 3,680円)	1.50倍	
				照度オ 1時間につき	7,090円	10,630円 (+ 3,540円)	1.50倍	
				照度カ 1時間につき	4,560円	6,840円 (+ 2,280円)	1.50倍	
			入場料の類を徴収する場合		全日 (9:00~17:00)	最高入場料の 120人分	最高入場料の 120人分 (0人分)	1.00倍
					午前 (9:00~12:00)	45人分	45人分 (0人分)	1.00倍
					午後 (13:00~17:00)	60人分	60人分 (0人分)	1.00倍
					早朝・夜間 (1時間)	15人分	15人分 (0人分)	1.00倍
	夜間照明	照度ア 1時間につき		41,160円	61,740円 (+ 20,580円)	1.50倍		
		照度イ 1時間につき		25,890円	38,820円 (+ 12,930円)	1.50倍		
		照度ウ 1時間につき		22,340円	33,500円 (+ 11,160円)	1.50倍		
		照度エ 1時間につき		14,720円	22,080円 (+ 7,360円)	1.50倍		
		照度オ 1時間につき		14,190円	21,260円 (+ 7,070円)	1.50倍		
		照度カ 1時間につき		9,130円	13,680円 (+ 4,550円)	1.50倍		
軟式野球場 (花咲スポーツ公園)	専用使用		全日 (9:00~17:00)	2,720円	3,040円 (+ 320円)	1.12倍		
			午前 (9:00~12:00)	1,020円	1,140円 (+ 120円)	1.12倍		
			午後 (13:00~17:00)	1,360円	1,520円 (+ 160円)	1.12倍		
			早朝・夜間 (1時間)	340円	380円 (+ 40円)	1.12倍		
		夜間照明	1面1時間につき	2,160円	2,940円 (+ 780円)	1.36倍		
軟式野球場 (東光スポーツ公園・ 第一球場)	業としての興行	入場料の類を徴収しない場合	全日 (9:00~17:00)	33,400円	45,760円 (+ 12,360円)	1.37倍		
			午前 (9:00~12:00)	12,540円	17,160円 (+ 4,620円)	1.37倍		
			午後 (13:00~17:00)	16,720円	22,880円 (+ 6,160円)	1.37倍		
			早朝・夜間 (1時間)	4,180円	5,720円 (+ 1,540円)	1.37倍		

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
			入場料の類を徴収する場合	全日 (9:00~17:00)	入場料総額の 12.0%	入場料総額の 12.0% (0%)	1.00倍	
				午前 (9:00~12:00)	4.5%	4.5% (0%)	1.00倍	
				午後 (13:00~17:00)	6.0%	6.0% (0%)	1.00倍	
				早朝・夜間 (1時間)	1.5%	1.5% (0%)	1.00倍	
		一般	入場料の類を徴収しない場合	全日 (9:00~17:00)	16,720円	22,880円 (+ 6,160円)	1.37倍	
				午前 (9:00~12:00)	6,270円	8,580円 (+ 2,310円)	1.37倍	
				午後 (13:00~17:00)	8,360円	11,440円 (+ 3,080円)	1.37倍	
				早朝・夜間 (1時間)	2,090円	2,860円 (+ 770円)	1.37倍	
			入場料の類を徴収する場合	全日 (9:00~17:00)	最高入場料の 120人分	最高入場料の 120人分 (0人分)	1.00倍	
				午前 (9:00~12:00)	45人分	45人分 (0人分)	1.00倍	
				午後 (13:00~17:00)	60人分	60人分 (0人分)	1.00倍	
				早朝・夜間 (1時間)	15人分	15人分 (0人分)	1.00倍	
	軟式野球場 (東光スポーツ公園・ 第二球場)	業としての興行	入場料の類を徴収しない場合	全日 (9:00~17:00)	20,320円	27,680円 (+ 7,360円)	1.36倍	
				午前 (9:00~12:00)	7,620円	10,380円 (+ 2,760円)	1.36倍	
				午後 (13:00~17:00)	10,160円	13,840円 (+ 3,680円)	1.36倍	
				早朝・夜間 (1時間)	2,540円	3,460円 (+ 920円)	1.36倍	
				入場料の類を徴収する場合	全日 (9:00~17:00)	入場料総額の 12.0%	入場料総額の 12.0% (0%)	1.00倍
					午前 (9:00~12:00)	4.5%	4.5% (0%)	1.00倍
					午後 (13:00~17:00)	6.0%	6.0% (0%)	1.00倍
					早朝・夜間 (1時間)	1.5%	1.5% (0%)	1.00倍
一般		入場料の類を徴収しない場合	全日 (9:00~17:00)	10,160円	13,840円 (+ 3,680円)	1.36倍		
			午前 (9:00~12:00)	3,810円	5,190円 (+ 1,380円)	1.36倍		
			午後 (13:00~17:00)	5,080円	6,920円 (+ 1,840円)	1.36倍		
			早朝・夜間 (1時間)	1,270円	1,730円 (+ 460円)	1.36倍		
			入場料の類を徴収する場合	全日 (9:00~17:00)	最高入場料の 120人分	最高入場料の 120人分 (0人分)	1.00倍	
				午前 (9:00~12:00)	45人分	45人分 (0人分)	1.00倍	
				午後 (13:00~17:00)	60人分	60人分 (0人分)	1.00倍	
				早朝・夜間 (1時間)	15人分	15人分 (0人分)	1.00倍	

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
	軟式野球場 (東光スポーツ公園・第三球場)	専用使用		全日 (9:00~17:00)	2,720円	3,040円 (+ 320円)	1.12倍
				午前 (9:00~12:00)	1,020円	1,140円 (+ 120円)	1.12倍
				午後 (13:00~17:00)	1,360円	1,520円 (+ 160円)	1.12倍
				早朝・夜間 (1時間)	340円	380円 (+ 40円)	1.12倍
	球技場 (花咲スポーツ公園)	業としての興行	入場料の類を徴収しない場合	全日 (9:00~17:00)	15,840円	20,000円 (+ 4,160円)	1.26倍
				午前 (9:00~12:00)	5,940円	7,500円 (+ 1,560円)	1.26倍
				午後 (13:00~17:00)	7,920円	10,000円 (+ 2,080円)	1.26倍
				早朝・夜間 (1時間)	1,980円	2,500円 (+ 520円)	1.26倍
			夜間照明	1時間につき	1,180円	1,610円 (+ 430円)	1.36倍
			入場料の類を徴収する場合	全日 (9:00~17:00)	12.0%	12.0% (0%)	1.00倍
				午前 (9:00~12:00)	4.5%	4.5% (0%)	1.00倍
				午後 (13:00~17:00)	6.0%	6.0% (0%)	1.00倍
		早朝・夜間 (1時間)		1.5%	1.5% (0%)	1.00倍	
		一般	入場料の類を徴収しない場合	全日 (9:00~17:00)	7,920円	10,000円 (+ 2,080円)	1.26倍
				午前 (9:00~12:00)	2,970円	3,750円 (+ 780円)	1.26倍
				午後 (13:00~17:00)	3,960円	5,000円 (+ 1,040円)	1.26倍
				早朝・夜間 (1時間)	990円	1,250円 (+ 260円)	1.26倍
			夜間照明	1時間につき	1,180円	1,610円 (+ 430円)	1.36倍
			入場料の類を徴収する場合	全日 (9:00~17:00)	120人分	120人分 (0人分)	1.00倍
				午前 (9:00~12:00)	45人分	45人分 (0人分)	1.00倍
	午後 (13:00~17:00)			60人分	60人分 (0人分)	1.00倍	
	早朝・夜間 (1時間)	15人分		15人分 (0人分)	1.00倍		
	夜間照明	1時間につき	2,370円	3,220円 (+ 850円)	1.36倍		
	球技場 (東光スポーツ公園)	業としての興行	入場料の類を徴収しない場合	全日 (9:00~15:00)	15,960円	21,720円 (+ 5,760円)	1.36倍
				午前 (9:00~12:00)	7,980円	10,860円 (+ 2,880円)	1.36倍
				午後 (12:00~15:00)	7,980円	10,860円 (+ 2,880円)	1.36倍
				早朝・夜間 (1時間)	2,660円	3,620円 (+ 960円)	1.36倍
夜間照明				照度ア 1時間につき	1,890円	2,190円 (+ 300円)	1.16倍
照度イ 1時間につき			930円	1,090円 (+ 160円)	1.17倍		

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率			
		一般	入場料の類を徴収する場合	全日 (9:00~15:00)	入場料総額の 9.0%	入場料総額の 9.0% (0%)	1.00倍		
				午前 (9:00~12:00)	4.5%	4.5% (0%)	1.00倍		
				午後 (12:00~15:00)	4.5%	4.5% (0%)	1.00倍		
				早朝・夜間 (1時間)	1.5%	1.5% (0%)	1.00倍		
				夜間照明	照度ア 1時間につき	3,780円	4,380円 (+ 600円)	1.16倍	
					照度イ 1時間につき	1,870円	2,180円 (+ 310円)	1.17倍	
			一般	入場料の類を徴収しない場合	全日 (9:00~15:00)	7,980円	10,860円 (+ 2,880円)	1.36倍	
					午前 (9:00~12:00)	3,990円	5,430円 (+ 1,440円)	1.36倍	
					午後 (12:00~15:00)	3,990円	5,430円 (+ 1,440円)	1.36倍	
					早朝・夜間 (1時間)	1,330円	1,810円 (+ 480円)	1.36倍	
					夜間照明	照度ア 1時間につき	1,890円	2,190円 (+ 300円)	1.16倍
						照度イ 1時間につき	930円	1,090円 (+ 160円)	1.17倍
		一般	入場料の類を徴収する場合	全日 (9:00~15:00)	最高入場料の 90人分	最高入場料の 90人分 (0人分)	1.00倍		
				午前 (9:00~12:00)	45人分	45人分 (0人分)	1.00倍		
				午後 (12:00~15:00)	45人分	45人分 (0人分)	1.00倍		
				早朝・夜間 (1時間)	15人分	15人分 (0人分)	1.00倍		
				夜間照明	照度ア 1時間につき	3,780円	4,380円 (+ 600円)	1.16倍	
					照度イ 1時間につき	1,870円	2,180円 (+ 310円)	1.17倍	
		多目的運動広場 (忠和公園・カムイの杜公園)	専用使用	全日 (9:00~17:00)	5,360円	5,760円 (+ 400円)	1.07倍		
				午前 (9:00~12:00)	2,010円	2,160円 (+ 150円)	1.07倍		
				午後 (13:00~17:00)	2,680円	2,880円 (+ 200円)	1.07倍		
				早朝・夜間 (1時間)	670円	720円 (+ 50円)	1.07倍		
		硬式・軟式テニスコート (花咲スポーツ公園)	個人	大人	1面1時間につき	370円	450円 (+ 80円)	1.22倍	
				高校生以下	1面1時間につき	180円	220円 (+ 40円)	1.22倍	
スポットライト	入場料なし		夜間1時間につき	580円	790円 (+ 210円)	1.36倍			
	入場料あり		夜間1時間につき	1,180円	1,610円 (+ 430円)	1.36倍			
硬式・軟式テニスコート (東光スポーツ公園)	個人	大人	1面1時間につき	370円	450円 (+ 80円)	1.22倍			
		高校生以下	1面1時間につき	180円	220円 (+ 40円)	1.22倍			
硬式・軟式テニスコート (カムイの杜公園)	個人	大人	1面1時間につき	370円	450円 (+ 80円)	1.22倍			
		高校生以下	1面1時間につき	180円	220円 (+ 40円)	1.22倍			
	夜間照明	1時間につき	580円	790円 (+ 210円)	1.36倍				

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
	プール (花咲スポーツ公園、 常磐公園、新富公園、 千代の山公園)	専用使用	入場料の類を徴収しない場合	全日 (10:00~18:00)	22,680円	34,000円 (+ 11,320円)	1.50倍	
				2時間につき	5,670円	8,500円 (+ 2,830円)	1.50倍	
			入場料の類を徴収する場合	全日 (10:00~18:00)	90,720円	136,000円 (+ 45,280円)	1.50倍	
				2時間につき	22,680円	34,000円 (+ 11,320円)	1.50倍	
		個人使用	大人	1回につき	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍	
				共通回数券 (6回分)	1,100円	1,650円 (+ 550円)	1.50倍	
				1月券	1,760円	2,640円 (+ 880円)	1.50倍	
			高校生	1回につき	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍	
				共通回数券 (6回分)	750円	1,100円 (+ 350円)	1.47倍	
				1月券	1,200円	1,760円 (+ 560円)	1.47倍	
		スケート場 (花咲スポーツ公園)	専用使用	入場料の類を徴収しない場合	全日 (10:00~20:00)	28,350円	42,500円 (+ 14,150円)	1.50倍
					2時間につき	5,670円	8,500円 (+ 2,830円)	1.50倍
	入場料の類を徴収する場合			全日 (10:00~20:00)	85,050円	127,500円 (+ 42,450円)	1.50倍	
				2時間につき	17,010円	25,500円 (+ 8,490円)	1.50倍	
	個人使用		大人	1回	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍	
				共通回数券 (6回分)	1,100円	1,650円 (+ 550円)	1.50倍	
				1月券	880円	1,320円 (+ 440円)	1.50倍	
			高校生	1回	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍	
共通回数券 (6回分)				750円	1,100円 (+ 350円)	1.47倍		
1月券				600円	880円 (+ 280円)	1.47倍		
多目的コート (忠和公園)	専用使用			全日 (8:45~20:45)	2,040円	2,480円 (+ 440円)	1.22倍	
				午前 (8:45~11:45)	510円	620円 (+ 110円)	1.22倍	
		午後 (12:45~16:45)		680円	820円 (+ 140円)	1.21倍		
		夜間 (17:45~20:45)		510円	620円 (+ 110円)	1.22倍		
		夜間照明	1時間につき	580円	790円 (+ 210円)	1.36倍		
武道館 (東光スポーツ公園)	専用使用	武道場	スポーツ	全日 (9:00~21:00)	16,560円	24,840円 (+ 8,280円)	1.50倍	
				午前 (9:00~12:00)	4,140円	6,210円 (+ 2,070円)	1.50倍	
				午後 (13:00~17:00)	5,520円	8,280円 (+ 2,760円)	1.50倍	
				夜間 (18:00~21:00)	4,140円	6,210円 (+ 2,070円)	1.50倍	
				早朝・深夜等 (1時間)	1,380円	2,070円 (+ 690円)	1.50倍	

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
			その他の催し物	全日 (9:00~21:00)	33,120円	49,680円 (+ 16,560円)	1.50倍	
				午前 (9:00~12:00)	8,280円	12,420円 (+ 4,140円)	1.50倍	
				午後 (13:00~17:00)	11,040円	16,560円 (+ 5,520円)	1.50倍	
				夜間 (18:00~21:00)	8,280円	12,420円 (+ 4,140円)	1.50倍	
				早朝・深夜等 (1時間)	2,760円	4,140円 (+ 1,380円)	1.50倍	
			体験学習室	全日 (9:00~21:00)	6,000円	5,760円 (△ 240円)	0.96倍	
				午前 (9:00~12:00)	1,500円	1,440円 (△ 60円)	0.96倍	
				午後 (13:00~17:00)	2,000円	1,920円 (△ 80円)	0.96倍	
				夜間 (18:00~21:00)	1,500円	1,440円 (△ 60円)	0.96倍	
				早朝・深夜等 (1時間)	500円	480円 (△ 20円)	0.96倍	
			トレーニング室	全日 (9:00~21:00)	9,720円	12,000円 (+ 2,280円)	1.23倍	
				午前 (9:00~12:00)	2,430円	3,000円 (+ 570円)	1.23倍	
				午後 (13:00~17:00)	3,240円	4,000円 (+ 760円)	1.23倍	
				夜間 (18:00~21:00)	2,430円	3,000円 (+ 570円)	1.23倍	
				早朝・深夜等 (1時間)	810円	1,000円 (+ 190円)	1.23倍	
			個人使用	大人	1回	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍
					共通回数券 (6回分)	1,100円	1,650円 (+ 550円)	1.50倍
					1月券	1,760円	2,640円 (+ 880円)	1.50倍
					3月券	4,400円	6,600円 (+ 2,200円)	1.50倍
				高校生	1回	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍
	共通回数券 (6回分)	750円			1,100円 (+ 350円)	1.47倍		
	1月券	1,200円			1,760円 (+ 560円)	1.47倍		
	3月券	3,000円			4,400円 (+ 1,400円)	1.47倍		
	和弓場 (花咲スポーツ公園)	専用使用	全日 (9:00~17:00)	10,320円	15,440円 (+ 5,120円)	1.50倍		
			午前 (9:00~12:00)	3,870円	5,790円 (+ 1,920円)	1.50倍		
			午後 (13:00~17:00)	5,160円	7,720円 (+ 2,560円)	1.50倍		
			早朝・夜間 (1時間)	1,290円	1,930円 (+ 640円)	1.50倍		
		個人使用	大人	1回	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍	
				共通回数券 (6回分)	1,100円	1,650円 (+ 550円)	1.50倍	
				1月券	1,760円	2,640円 (+ 880円)	1.50倍	
				3月券	4,400円	6,600円 (+ 2,200円)	1.50倍	

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率			
			高校生以下	1回	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍		
				共通回数券 (6回分)	750円	1,100円 (+ 350円)	1.47倍		
				1月券	1,200円	1,760円 (+ 560円)	1.47倍		
				3月券	3,000円	4,400円 (+ 1,400円)	1.47倍		
	洋弓場 (花咲スポーツ公園)	専用使用			全日 (9:00~17:00)	5,760円	8,640円 (+ 2,880円)	1.50倍	
					午前 (9:00~12:00)	2,160円	3,240円 (+ 1,080円)	1.50倍	
					午後 (13:00~17:00)	2,880円	4,320円 (+ 1,440円)	1.50倍	
					早朝・夜間 (1時間)	720円	1,080円 (+ 360円)	1.50倍	
		個人使用	大人			1回	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍
						共通回数券 (6回分)	1,100円	1,650円 (+ 550円)	1.50倍
						1月券	1,760円	2,640円 (+ 880円)	1.50倍
						3月券	4,400円	6,600円 (+ 2,200円)	1.50倍
	高校生以下					1回	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍
						共通回数券 (6回分)	750円	1,100円 (+ 350円)	1.47倍
						1月券	1,200円	1,760円 (+ 560円)	1.47倍
						3月券	3,000円	4,400円 (+ 1,400円)	1.47倍
	馬場 (花咲スポーツ公園)	専用使用		入場料の類を徴収しない場合	全日 (9:00~17:00)	8,640円	12,960円 (+ 4,320円)	1.50倍	
					午前 (9:00~12:00)	3,240円	4,860円 (+ 1,620円)	1.50倍	
					午後 (13:00~17:00)	4,320円	6,480円 (+ 2,160円)	1.50倍	
				入場料の類を徴収する場合	全日 (9:00~17:00)	34,560円	51,840円 (+ 17,280円)	1.50倍	
午前 (9:00~12:00)					12,960円	19,440円 (+ 6,480円)	1.50倍		
午後 (13:00~17:00)					17,280円	25,920円 (+ 8,640円)	1.50倍		
個人使用			大人		1回	450円	670円 (+ 220円)	1.49倍	
					回数券 (6回分)	2,250円	3,350円 (+ 1,100円)	1.49倍	
					1月券	3,600円	5,360円 (+ 1,760円)	1.49倍	
			3月券		9,000円	13,400円 (+ 4,400円)	1.49倍		
			高校生以下		1回	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍	
					回数券 (6回分)	1,100円	1,650円 (+ 550円)	1.50倍	
1月券	1,760円	2,640円 (+ 880円)		1.50倍					
相撲場 (花咲スポーツ公園)	専用使用			全日 (9:00~17:00)	720円	廃止	-		
				午前 (9:00~12:00)	270円	廃止	-		
				午後 (13:00~17:00)	360円	廃止	-		
				早朝・夜間 (1時間)	90円	廃止	-		

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
			入場料の類を徴収する場合	全日 (9:00~17:00)	1,440円	廃止	-	
				午前 (9:00~12:00)	540円	廃止	-	
				午後 (13:00~17:00)	720円	廃止	-	
				早朝・夜間 (1時間)	180円	廃止	-	
	ガーデンセンター (宮前公園)	体験学習コーナー		入場料の類を徴収しない場合	全日 (9:00~17:00)	3,600円	5,380円 (+ 1,780円)	1.49倍
					午前 (9:00~12:00)	1,350円	2,020円 (+ 670円)	1.50倍
					午後 (13:00~17:00)	1,800円	2,690円 (+ 890円)	1.49倍
				入場料の類を徴収する場合	全日 (9:00~17:00)	5,440円	8,160円 (+ 2,720円)	1.50倍
					午前 (9:00~12:00)	2,040円	3,060円 (+ 1,020円)	1.50倍
					午後 (13:00~17:00)	2,720円	4,080円 (+ 1,360円)	1.50倍
		調理コーナー		入場料の類を徴収しない場合	全日 (9:00~17:00)	1,200円	1,780円 (+ 580円)	1.48倍
					午前 (9:00~12:00)	450円	670円 (+ 220円)	1.49倍
					午後 (13:00~17:00)	600円	890円 (+ 290円)	1.48倍
				入場料の類を徴収する場合	全日 (9:00~17:00)	1,840円	2,740円 (+ 900円)	1.49倍
					午前 (9:00~12:00)	690円	1,020円 (+ 330円)	1.48倍
					午後 (13:00~17:00)	920円	1,370円 (+ 450円)	1.49倍
庭園	個人使用	高校生以上	1日	450円	670円 (+ 220円)	1.49倍		
キャンプ場 (春光台公園・カムイ の杜公園)	大人		宿泊	1人	300円	450円 (+ 150円)	1.50倍	
			デイキャンプ (日帰り利用)	1人	200円	300円 (+ 100円)	1.50倍	
	高校生		宿泊	1人	200円	300円 (+ 100円)	1.50倍	
			デイキャンプ (日帰り利用)	1人	130円	190円 (+ 60円)	1.46倍	
	テント・タープ		宿泊	1張	500円	700円 (+ 200円)	1.40倍	
			デイキャンプ (日帰り利用)	1張	300円	420円 (+ 120円)	1.40倍	
旭川市テニスコー ト条例	忠和テニスコート	個人	大人	1面1時間につき	370円	450円 (+ 80円)	1.22倍	
			高校生以下	1面1時間につき	180円	220円 (+ 40円)	1.22倍	
		団体	全日 (9:00~17:00)	1,920円	2,320円 (+ 400円)	1.21倍		
			午前 (9:00~12:00)	720円	870円 (+ 150円)	1.21倍		
			午後 (13:00~17:00)	960円	1,160円 (+ 200円)	1.21倍		
旭川市スケートリ ンク条例	東部スケートリンク	個人使用	高校生	1回	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍	
			回数券 (6回分)	750円	1,100円 (+ 350円)	1.47倍		
			1月券	600円	880円 (+ 280円)	1.47倍		

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率
			一般	1回	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍
				回数券 (6回分)	1,100円	1,650円 (+ 550円)	1.50倍
				1月券	880円	1,320円 (+ 440円)	1.50倍
		特定使用		1日	63,990円	85,510円 (+ 21,520円)	1.34倍
旭川市 2 1 世紀の森施設条例	2 1 世紀の森施設	キャンプ場	大人	1人・1泊	300円	450円 (+ 150円)	1.50倍
				1人・1期間	9,000円	13,500円 (+ 4,500円)	1.50倍
			高校生	1人・1泊	200円	300円 (+ 100円)	1.50倍
		ログハウス研修室及び会議室	大人	昼間 (9:00~17:00)	460円	690円 (+ 230円)	1.50倍
				夜間 (17:00~22:00)	290円	430円 (+ 140円)	1.48倍
				全日	750円	1,120円 (+ 370円)	1.49倍
			高校生以下	昼間 (9:00~17:00)	280円	420円 (+ 140円)	1.50倍
				夜間 (17:00~22:00)	180円	270円 (+ 90円)	1.50倍
				全日	460円	690円 (+ 230円)	1.50倍
		バンガロー	日帰り	1棟・1時間	310円	廃止	-
			宿泊	1棟・1泊	4,720円	3,920円 (△ 800円)	0.83倍
		タルハウス	宿泊	1棟・1泊	設定なし	1,740円 新設	-
			大人	1人・1泊	780円	廃止	-
			高校生以下	1人・1泊	460円	廃止	-
森の湯	大人 (中学生以上)	1人・1回	100円	150円 (+ 50円)	1.50倍		
旭川市嵐山レクリエーション施設条例	嵐山レクリエーション施設	センターハウス	会議室	1時間	210円	300円 (+ 90円)	1.43倍
			シャワー	1回	200円	300円 (+ 100円)	1.50倍
旭川市工業技術センター条例	工業技術センター	会議室	午前 (9:00~12:00)	1,170円	1,520円 (+ 350円)	1.30倍	
			午後 (13:00~17:00)	1,570円	2,030円 (+ 460円)	1.29倍	
			夜間 (18:00~21:00)	1,170円	1,520円 (+ 350円)	1.30倍	
			全日 (9:00~21:00)	3,910円	5,070円 (+ 1,160円)	1.30倍	
		視聴覚室	午前 (9:00~12:00)	2,880円	3,730円 (+ 850円)	1.30倍	
			午後 (13:00~17:00)	3,850円	4,970円 (+ 1,120円)	1.29倍	
			夜間 (18:00~21:00)	2,880円	3,730円 (+ 850円)	1.30倍	
			全日 (9:00~21:00)	9,610円	12,430円 (+ 2,820円)	1.29倍	
		実習試験室	午前 (9:00~12:00)	2,200円	2,840円 (+ 640円)	1.29倍	
			午後 (13:00~17:00)	2,930円	3,790円 (+ 860円)	1.29倍	
			夜間 (18:00~21:00)	2,200円	2,840円 (+ 640円)	1.29倍	
			全日 (9:00~21:00)	7,330円	9,470円 (+ 2,140円)	1.29倍	

条例名	施設名	項目	現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
		材料試験機器	万能材料試験機	1,880円	1,920円 (+ 40円)	1.02倍	
			ショア硬さ試験機	630円	850円 (+ 220円)	1.35倍	
			ロックウェル硬さ試験機	630円	850円 (+ 220円)	1.35倍	
			ブリネル硬さ試験機	630円	820円 (+ 190円)	1.30倍	
			微小硬さ計	700円	850円 (+ 150円)	1.21倍	
			塩水噴霧試験機	780円	960円 (+ 180円)	1.23倍	
			走査電子顕微鏡	1,700円	廃止	-	
			コンクリート圧縮試験機	1,260円	1,550円 (+ 290円)	1.23倍	
			蛍光X線分析装置	2,850円	2,930円 (+ 80円)	1.03倍	
		非破壊検査機器	超音波探傷機	830円	880円 (+ 50円)	1.06倍	
			磁気探傷機	610円	850円 (+ 240円)	1.39倍	
			X線探傷機	610円	850円 (+ 240円)	1.39倍	
		測定・計測機器	静ひずみ測定器	830円	880円 (+ 50円)	1.06倍	
			動ひずみ測定器	830円	880円 (+ 50円)	1.06倍	
			デジタル表面温度計	580円	850円 (+ 270円)	1.47倍	
			デジタル放射温度計	600円	850円 (+ 250円)	1.42倍	
			電磁膜厚計	610円	850円 (+ 240円)	1.39倍	
			高周波膜厚計	600円	850円 (+ 250円)	1.42倍	
			超音波厚さ計	630円	850円 (+ 220円)	1.35倍	
			電子風速計	600円	850円 (+ 250円)	1.42倍	
			ペーハーメーター	580円	850円 (+ 270円)	1.47倍	
			粗さ測定器	830円	880円 (+ 50円)	1.06倍	
			ハイトマチック	630円	820円 (+ 190円)	1.30倍	
			デジタルマイクロスコープ	1,420円	1,510円 (+ 90円)	1.06倍	
			ミックスドシグナルオシロスコープ	840円	890円 (+ 50円)	1.06倍	
			3Dスキャナ	1,380円	1,510円 (+ 130円)	1.09倍	
			加工機器	レーザー加工機	4,590円	5,430円 (+ 840円)	1.18倍
				旋盤	1,260円	1,320円 (+ 60円)	1.05倍
				フライス盤	1,300円	1,370円 (+ 70円)	1.05倍
		平面研削盤		1,260円	1,440円 (+ 180円)	1.14倍	
		シャリングマシン		1,260円	廃止	-	
		コーナーシャー		1,110円	廃止	-	
		プレスブレーキ		1,190円	1,250円 (+ 60円)	1.05倍	
		アーク溶接機		820円	1,180円 (+ 360円)	1.44倍	

条例名	施設名	項目	現行料金	新料金 (改定額)	改定率
		半自動アーク溶接機	780円	1,020円 (+ 240円)	1.31倍
		ワイヤカット放電加工機	1,680円	1,830円 (+ 150円)	1.09倍
		マシニングセンタ	1,690円	1,770円 (+ 80円)	1.05倍
		3Dプリンタ	1,490円	1,620円 (+ 130円)	1.09倍
		バンドソー	1,050円	1,140円 (+ 90円)	1.09倍
		TIG溶接機	890円	970円 (+ 80円)	1.09倍
旭川市工芸センター条例	工芸センター	木工機械			
		帯のこ盤	460円	690円 (+ 230円)	1.50倍
		高速度単軸面取盤	450円	670円 (+ 220円)	1.49倍
		卓上ボール盤	400円	600円 (+ 200円)	1.50倍
		リンク式横切丸のこ盤	480円	720円 (+ 240円)	1.50倍
		高速丸のこ盤	460円	690円 (+ 230円)	1.50倍
		角のみ盤	420円	630円 (+ 210円)	1.50倍
		ダボ孔ボーリングマシン	700円	890円 (+ 190円)	1.27倍
		手押かんな盤	460円	690円 (+ 230円)	1.50倍
		自動かんな盤	550円	820円 (+ 270円)	1.49倍
		4軸ほぞ取盤	580円	870円 (+ 290円)	1.50倍
		エッジベルトサンダー	630円	940円 (+ 310円)	1.49倍
		リップソー	540円	810円 (+ 270円)	1.50倍
		4点式万能帯のこ盤	520円	780円 (+ 260円)	1.50倍
		倣い旋盤	設定なし	1,270円 新設	-
		高周波加熱装置	1,110円	廃止	-
		そで付昇降盤	700円	1,000円 (+ 300円)	1.43倍
		高周波ルータ	940円	940円 (0円)	1.00倍
		カットボーリング面取機械	970円	廃止	-
		ストロークサンダー	720円	900円 (+ 180円)	1.25倍
		プレス機	1,250円	1,270円 (+ 20円)	1.02倍
		5軸制御NCルータ実験機	4,230円	4,480円 (+ 250円)	1.06倍
		炭酸ガスレーザ彫刻システム	2,670円	2,930円 (+ 260円)	1.10倍
		ワイドベルトサンダー	1,650円	1,720円 (+ 70円)	1.04倍
		長円ほぞ取機	850円	1,270円 (+ 420円)	1.49倍
		自動長穴明機械	780円	1,170円 (+ 390円)	1.50倍
コーナーロッキングマシン	780円	1,170円 (+ 390円)	1.50倍		
糸のこ盤	430円	640円 (+ 210円)	1.49倍		

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
		窯業機械	電動ロクロ			180円	廃止	-	
			真空土練機			220円	廃止	-	
		試験機器	耐光性試験機			890円	1,120円 (+ 230円)	1.26倍	
			恒温恒湿環境試験機 (大) 24時間			4,140円	廃止	-	
			恒温恒湿環境試験機 (小) 24時間			2,080円	廃止	-	
			家具強度試験機			1,080円	廃止	-	
			振動試験装置			4,600円	4,900円 (+ 300円)	1.07倍	
旭川市若者の郷条例	若者の郷	若者センター	ホール	大人	午前 (9:00~12:00)	370円	550円 (+ 180円)	1.49倍	
					午後 (13:00~17:00)	490円	730円 (+ 240円)	1.49倍	
					夜間 (17:00~21:00)	490円	730円 (+ 240円)	1.49倍	
				高校生以下	午前 (9:00~12:00)	180円	270円 (+ 90円)	1.50倍	
					午後 (13:00~17:00)	240円	360円 (+ 120円)	1.50倍	
					夜間 (17:00~21:00)	240円	360円 (+ 120円)	1.50倍	
			研修室 (A・B室)	大人	午前 (9:00~12:00)	280円	420円 (+ 140円)	1.50倍	
					午後 (13:00~17:00)	370円	550円 (+ 180円)	1.49倍	
					夜間 (17:00~21:00)	370円	550円 (+ 180円)	1.49倍	
				高校生以下	午前 (9:00~12:00)	130円	190円 (+ 60円)	1.46倍	
					午後 (13:00~17:00)	180円	270円 (+ 90円)	1.50倍	
					夜間 (17:00~21:00)	180円	270円 (+ 90円)	1.50倍	
		研修室 (C・D室)	大人	午前 (9:00~12:00)	280円	320円 (+ 40円)	1.14倍		
				午後 (13:00~17:00)	370円	430円 (+ 60円)	1.16倍		
				夜間 (17:00~21:00)	370円	430円 (+ 60円)	1.16倍		
			高校生以下	午前 (9:00~12:00)	130円	160円 (+ 30円)	1.23倍		
				午後 (13:00~17:00)	180円	210円 (+ 30円)	1.17倍		
				夜間 (17:00~21:00)	180円	210円 (+ 30円)	1.17倍		
		農村体験実習館	大型ロッジ	宿泊	1棟・1泊	6,440円	7,530円 (+ 1,090円)	1.17倍	
				日帰り	1棟・1時間	350円	410円 (+ 60円)	1.17倍	
			小型ロッジ	宿泊	1棟・1泊	4,130円	4,830円 (+ 700円)	1.17倍	
日帰り	1棟・1時間			220円	260円 (+ 40円)	1.18倍			
	市民農園				1㎡につき	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍	
旭川市営牧場条例	市営牧場	牛	繁殖牛	月齢12月未 満	1日1頭	市内	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍
						市外	250円	370円 (+ 120円)	1.48倍
				月齢12月以 上20月未満	1日1頭	市内	280円	420円 (+ 140円)	1.50倍
						市外	310円	460円 (+ 150円)	1.48倍

条例名	施設名	項目				現行料金	新料金 (改定額)	改定率
			月齢20月以上	1日1頭	市内	340円	510円 (+170円)	1.50倍
					市外	370円	550円 (+180円)	1.49倍
			肥育素牛	1日1頭	市内	220円	330円 (+110円)	1.50倍
					市外	250円	370円 (+120円)	1.48倍
		その他の家畜 (この料金以内で市長が定める額)					350円	520円 (+170円)
旭川市農業センター条例	農業センター	和室			午前 (9:00~12:00)	270円	300円 (+30円)	1.11倍
					午後 (13:00~17:00)	360円	410円 (+50円)	1.14倍
					夜間 (18:00~22:00)	360円	410円 (+50円)	1.14倍
		ホール			午前 (9:00~12:00)	930円	1,390円 (+460円)	1.49倍
					午後 (13:00~17:00)	1,240円	1,860円 (+620円)	1.50倍
					夜間 (18:00~22:00)	1,240円	1,860円 (+620円)	1.50倍
		体験農園			1㎡につき	150円	220円 (+70円)	1.47倍
旭川市生活館条例	近文生活館	集会室			午前 (9:00~12:00)	180円	270円 (+90円)	1.50倍
					午後 (13:00~17:00)	240円	360円 (+120円)	1.50倍
					夜間 (18:00~22:00)	240円	360円 (+120円)	1.50倍
					全日 (9:00~22:00)	660円	990円 (+330円)	1.50倍
	市民生活館	会議室			午前 (9:00~12:00)	160円	230円 (+70円)	1.44倍
					午後 (13:00~17:00)	210円	300円 (+90円)	1.43倍
					夜間 (18:00~22:00)	210円	300円 (+90円)	1.43倍
					全日 (9:00~22:00)	580円	830円 (+250円)	1.43倍
		調理実習室			午前 (9:00~12:00)	160円	230円 (+70円)	1.44倍
					午後 (13:00~17:00)	210円	300円 (+90円)	1.43倍
					夜間 (18:00~22:00)	210円	300円 (+90円)	1.43倍
					全日 (9:00~22:00)	580円	830円 (+250円)	1.43倍
		実技研修室			午前 (9:00~12:00)	530円	760円 (+230円)	1.43倍
					午後 (13:00~17:00)	710円	1,010円 (+300円)	1.42倍
					夜間 (18:00~22:00)	710円	1,010円 (+300円)	1.42倍
					全日 (9:00~22:00)	1,950円	2,780円 (+830円)	1.43倍
		和室1			午前 (9:00~12:00)	180円	250円 (+70円)	1.39倍
					午後 (13:00~17:00)	240円	340円 (+100円)	1.42倍
					夜間 (18:00~22:00)	240円	340円 (+100円)	1.42倍
					全日 (9:00~22:00)	660円	930円 (+270円)	1.41倍

条例名	施設名	項目	現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
		和室2	午前 (9:00~12:00)	180円	250円 (+ 70円)	1.39倍
			午後 (13:00~17:00)	240円	340円 (+ 100円)	1.42倍
			夜間 (18:00~22:00)	240円	340円 (+ 100円)	1.42倍
			全日 (9:00~22:00)	660円	930円 (+ 270円)	1.41倍
		講堂1	午前 (9:00~12:00)	630円	890円 (+ 260円)	1.41倍
			午後 (13:00~17:00)	840円	1,190円 (+ 350円)	1.42倍
			夜間 (18:00~22:00)	840円	1,190円 (+ 350円)	1.42倍
			全日 (9:00~22:00)	2,310円	3,270円 (+ 960円)	1.42倍
		講堂2	午前 (9:00~12:00)	630円	890円 (+ 260円)	1.41倍
			午後 (13:00~17:00)	840円	1,190円 (+ 350円)	1.42倍
			夜間 (18:00~22:00)	840円	1,190円 (+ 350円)	1.42倍
			全日 (9:00~22:00)	2,310円	3,270円 (+ 960円)	1.42倍
		教養娯楽室	午前 (9:00~12:00)	190円	280円 (+ 90円)	1.47倍
			午後 (13:00~17:00)	250円	370円 (+ 120円)	1.48倍
			夜間 (18:00~22:00)	250円	370円 (+ 120円)	1.48倍
			全日 (9:00~22:00)	690円	1,020円 (+ 330円)	1.48倍
旭川市高齢者等健康福祉センター条例	いきいきセンター新旭川	多目的ホール	午前 (9:00~12:00)	1,500円	2,250円 (+ 750円)	1.50倍
			午後 (13:00~17:00)	2,000円	3,000円 (+ 1,000円)	1.50倍
			夜間 (18:00~21:00)	1,500円	2,250円 (+ 750円)	1.50倍
			全日 (9:00~21:00)	5,000円	7,500円 (+ 2,500円)	1.50倍
		教養娯楽室	午前 (9:00~12:00)	930円	1,390円 (+ 460円)	1.49倍
			午後 (13:00~17:00)	1,240円	1,860円 (+ 620円)	1.50倍
			夜間 (18:00~21:00)	930円	1,390円 (+ 460円)	1.49倍
			全日 (9:00~21:00)	3,100円	4,640円 (+ 1,540円)	1.50倍
		音楽室	午前 (9:00~12:00)	600円	760円 (+ 160円)	1.27倍
			午後 (13:00~17:00)	800円	1,010円 (+ 210円)	1.26倍
			夜間 (18:00~21:00)	600円	760円 (+ 160円)	1.27倍
			全日 (9:00~21:00)	2,000円	2,530円 (+ 530円)	1.27倍
		趣味の部屋	午前 (9:00~12:00)	280円	420円 (+ 140円)	1.50倍
			午後 (13:00~17:00)	370円	550円 (+ 180円)	1.49倍
			夜間 (18:00~21:00)	280円	420円 (+ 140円)	1.50倍
			全日 (9:00~21:00)	930円	1,390円 (+ 460円)	1.49倍

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率			
		研修室		午前 (9:00~12:00)	550円	820円 (+ 270円)	1.49倍		
				午後 (13:00~17:00)	740円	1,110円 (+ 370円)	1.50倍		
				夜間 (18:00~21:00)	550円	820円 (+ 270円)	1.49倍		
				全日 (9:00~21:00)	1,840円	2,750円 (+ 910円)	1.49倍		
		調理実習室		午前 (9:00~12:00)	630円	820円 (+ 190円)	1.30倍		
				午後 (13:00~17:00)	840円	1,090円 (+ 250円)	1.30倍		
				夜間 (18:00~21:00)	630円	820円 (+ 190円)	1.30倍		
				全日 (9:00~21:00)	2,100円	2,730円 (+ 630円)	1.30倍		
		個人使用 (1人1回)	高齢者等	平日の日中	無料	変更なし	-		
				平日の日中以外	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍		
				中学生以下	無料	変更なし	-		
				高校生	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍		
				上記以外の者	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍		
				いきいきセンター永山	教養娯楽室	午前 (9:00~12:00)	840円	1,260円 (+ 420円)	1.50倍
						午後 (13:00~17:00)	1,120円	1,680円 (+ 560円)	1.50倍
					趣味の部屋	午前 (9:00~12:00)	370円	550円 (+ 180円)	1.49倍
	午後 (13:00~17:00)	500円	750円 (+ 250円)			1.50倍			
	個人使用 (1人1回)	高齢者等	平日の日中	無料	変更なし	-			
			平日の日中以外	150円	200円 (+ 50円)	1.33倍			
			中学生以下	無料	変更なし	-			
高校生			150円	200円 (+ 50円)	1.33倍				
		上記以外の者	220円	300円 (+ 80円)	1.36倍				
		いきいきセンター神楽	多目的ホール1	午前 (9:00~12:00)	750円	1,120円 (+ 370円)	1.49倍		
				午後 (13:00~17:00)	1,000円	1,500円 (+ 500円)	1.50倍		
				夜間 (18:00~21:00)	750円	1,120円 (+ 370円)	1.49倍		
全日 (9:00~21:00)	2,500円			3,740円 (+ 1,240円)	1.50倍				
多目的ホール2	午前 (9:00~12:00)	750円	1,120円 (+ 370円)	1.49倍					
	午後 (13:00~17:00)	1,000円	1,500円 (+ 500円)	1.50倍					
	夜間 (18:00~21:00)	750円	1,120円 (+ 370円)	1.49倍					
	全日 (9:00~21:00)	2,500円	3,740円 (+ 1,240円)	1.50倍					
多目的ホール3	午前 (9:00~12:00)	1,500円	2,250円 (+ 750円)	1.50倍					
	午後 (13:00~17:00)	2,000円	3,000円 (+ 1,000円)	1.50倍					
	夜間 (18:00~21:00)	1,500円	2,250円 (+ 750円)	1.50倍					
	全日 (9:00~21:00)	5,000円	7,500円 (+ 2,500円)	1.50倍					

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率			
		音楽室		午前 (9:00~12:00)	430円	640円 (+ 210円)	1.49倍		
				午後 (13:00~17:00)	580円	870円 (+ 290円)	1.50倍		
				夜間 (18:00~21:00)	430円	640円 (+ 210円)	1.49倍		
				全日 (9:00~21:00)	1,440円	2,150円 (+ 710円)	1.49倍		
		研修室1				午前 (9:00~12:00)	510円	760円 (+ 250円)	1.49倍
						午後 (13:00~17:00)	680円	1,020円 (+ 340円)	1.50倍
						夜間 (18:00~21:00)	510円	760円 (+ 250円)	1.49倍
						全日 (9:00~21:00)	1,700円	2,540円 (+ 840円)	1.49倍
		研修室2				午前 (9:00~12:00)	510円	760円 (+ 250円)	1.49倍
						午後 (13:00~17:00)	680円	1,020円 (+ 340円)	1.50倍
						夜間 (18:00~21:00)	510円	760円 (+ 250円)	1.49倍
						全日 (9:00~21:00)	1,700円	2,540円 (+ 840円)	1.49倍
		和室				午前 (9:00~12:00)	390円	580円 (+ 190円)	1.49倍
						午後 (13:00~17:00)	520円	780円 (+ 260円)	1.50倍
						夜間 (18:00~21:00)	390円	580円 (+ 190円)	1.49倍
						全日 (9:00~21:00)	1,300円	1,940円 (+ 640円)	1.49倍
		個人使用 (1人1回)			高齢者等	平日の日中	無料	変更なし	-
						平日の日中以外	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍
					中学生以下		無料	変更なし	-
					高校生		150円	220円 (+ 70円)	1.47倍
上記以外の者					220円	330円 (+ 110円)	1.50倍		
旭川市近文市民ふれあいセンター条例	近文市民ふれあいセンター	高齢者交流センター	専用使用	集会室	午前 (9:00~12:00)	1,120円	1,680円 (+ 560円)	1.50倍	
					午後 (13:00~17:00)	1,500円	2,250円 (+ 750円)	1.50倍	
					夜間 (18:00~21:00)	1,120円	1,680円 (+ 560円)	1.50倍	
					全日 (9:00~21:00)	3,740円	5,610円 (+ 1,870円)	1.50倍	
				娯楽室	午前 (9:00~12:00)	970円	1,170円 (+ 200円)	1.21倍	
					午後 (13:00~17:00)	1,300円	1,570円 (+ 270円)	1.21倍	
					夜間 (18:00~21:00)	970円	1,170円 (+ 200円)	1.21倍	
					全日 (9:00~21:00)	3,240円	3,910円 (+ 670円)	1.21倍	
				趣味の部屋	午前 (9:00~12:00)	550円	730円 (+ 180円)	1.33倍	
					午後 (13:00~17:00)	740円	980円 (+ 240円)	1.32倍	
					夜間 (18:00~21:00)	550円	730円 (+ 180円)	1.33倍	
					全日 (9:00~21:00)	1,840円	2,440円 (+ 600円)	1.33倍	

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
			研修室1	午前 (9:00~12:00)	680円	760円 (+ 80円)	1.12倍		
				午後 (13:00~17:00)	900円	1,020円 (+ 120円)	1.13倍		
				夜間 (18:00~21:00)	680円	760円 (+ 80円)	1.12倍		
				全日 (9:00~21:00)	2,260円	2,540円 (+ 280円)	1.12倍		
				研修室2	午前 (9:00~12:00)	680円	810円 (+ 130円)	1.19倍	
					午後 (13:00~17:00)	900円	1,080円 (+ 180円)	1.20倍	
					夜間 (18:00~21:00)	680円	810円 (+ 130円)	1.19倍	
					全日 (9:00~21:00)	2,260円	2,700円 (+ 440円)	1.19倍	
			個人使用 (1人1回)	高齢者	平日の日中	無料	変更なし	-	
					平日の日中以外	150円	220円 (+ 70円)	1.47倍	
				中学生以下		無料	変更なし	-	
				高校生		150円	220円 (+ 70円)	1.47倍	
			上記以外の者		220円	330円 (+ 110円)	1.50倍		
			多目的ホール	専用使用	午前 (9:00~12:00)	6,790円	7,820円 (+ 1,030円)	1.15倍	
					午後 (13:00~17:00)	9,060円	10,430円 (+ 1,370円)	1.15倍	
					夜間 (18:00~21:00)	6,790円	7,820円 (+ 1,030円)	1.15倍	
		全日 (9:00~21:00)			22,640円	26,070円 (+ 3,430円)	1.15倍		
		個人使用 (1人1回)		中学生以下		無料	変更なし	-	
				高校生		150円	210円 (+ 60円)	1.40倍	
				一般		220円	310円 (+ 90円)	1.41倍	
		温水プール	専用使用	全面	1時間につき	10,710円	11,340円 (+ 630円)	1.06倍	
				コース	1コース1時間	1,530円	1,620円 (+ 90円)	1.06倍	
			個人使用	70歳以上の者	個人 (1回)		100円	140円 (+ 40円)	1.40倍
					団体 (1回)		80円	110円 (+ 30円)	1.38倍
					回数券 (6回分)		500円	740円 (+ 240円)	1.48倍
				小・中学生	個人 (1回)		100円	140円 (+ 40円)	1.40倍
					団体 (1回)		80円	110円 (+ 30円)	1.38倍
					回数券 (6回分)		500円	740円 (+ 240円)	1.48倍
				高校生	個人 (1回)		260円	360円 (+ 100円)	1.38倍
					団体 (1回)		200円	280円 (+ 80円)	1.40倍
					回数券 (6回分)		1,300円	1,930円 (+ 630円)	1.48倍
			上記以外の者	個人 (1回)		520円	730円 (+ 210円)	1.40倍	
団体 (1回)				410円	580円 (+ 170円)	1.41倍			
回数券 (6回分)				2,600円	3,870円 (+ 1,270円)	1.49倍			

条例名	施設名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
旭川市障害者福祉センター条例	障害者福祉センター	会議室1	障害者等	午前 (9:00~12:00)	1,830円	2,740円 (+ 910円)	1.50倍
				午後 (13:00~17:00)	2,440円	3,660円 (+ 1,220円)	1.50倍
				夜間 (18:00~21:00)	1,830円	2,740円 (+ 910円)	1.50倍
				全日 (9:00~21:00)	6,100円	9,140円 (+ 3,040円)	1.50倍
			一般	午前 (9:00~12:00)	5,500円	8,250円 (+ 2,750円)	1.50倍
				午後 (13:00~17:00)	7,330円	10,990円 (+ 3,660円)	1.50倍
				夜間 (18:00~21:00)	5,500円	8,250円 (+ 2,750円)	1.50倍
				全日 (9:00~21:00)	18,330円	27,490円 (+ 9,160円)	1.50倍
		会議室2	障害者等	午前 (9:00~12:00)	490円	690円 (+ 200円)	1.41倍
				午後 (13:00~17:00)	650円	930円 (+ 280円)	1.43倍
				夜間 (18:00~21:00)	490円	690円 (+ 200円)	1.41倍
				全日 (9:00~21:00)	1,630円	2,310円 (+ 680円)	1.42倍
			一般	午前 (9:00~12:00)	1,480円	2,090円 (+ 610円)	1.41倍
				午後 (13:00~17:00)	1,970円	2,790円 (+ 820円)	1.42倍
				夜間 (18:00~21:00)	1,480円	2,090円 (+ 610円)	1.41倍
				全日 (9:00~21:00)	4,930円	6,970円 (+ 2,040円)	1.41倍
		会議室3、映像スタジオ、和室研修室、調理室	障害者等	午前 (9:00~12:00)	490円	730円 (+ 240円)	1.49倍
				午後 (13:00~17:00)	650円	970円 (+ 320円)	1.49倍
				夜間 (18:00~21:00)	490円	730円 (+ 240円)	1.49倍
				全日 (9:00~21:00)	1,630円	2,430円 (+ 800円)	1.49倍
			一般	午前 (9:00~12:00)	1,480円	2,220円 (+ 740円)	1.50倍
				午後 (13:00~17:00)	1,970円	2,950円 (+ 980円)	1.50倍
				夜間 (18:00~21:00)	1,480円	2,220円 (+ 740円)	1.50倍
				全日 (9:00~21:00)	4,930円	7,390円 (+ 2,460円)	1.50倍
		音響スタジオ	障害者等	午前 (9:00~12:00)	490円	270円 (△ 220円)	0.55倍
				午後 (13:00~17:00)	650円	370円 (△ 280円)	0.57倍
				夜間 (18:00~21:00)	490円	270円 (△ 220円)	0.55倍
				全日 (9:00~21:00)	1,630円	910円 (△ 720円)	0.56倍
一般	午前 (9:00~12:00)		1,480円	830円 (△ 650円)	0.56倍		
	午後 (13:00~17:00)		1,970円	1,110円 (△ 860円)	0.56倍		
	夜間 (18:00~21:00)		1,480円	830円 (△ 650円)	0.56倍		
	全日 (9:00~21:00)		4,930円	2,770円 (△ 2,160円)	0.56倍		

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
	陶芸室		障害者等	午前 (9:00~12:00)	100円	150円 (+ 50円)	1.50倍	
				午後 (13:00~17:00)	140円	210円 (+ 70円)	1.50倍	
				夜間 (18:00~21:00)	100円	150円 (+ 50円)	1.50倍	
				全日 (9:00~21:00)	340円	510円 (+ 170円)	1.50倍	
			一般	午前 (9:00~12:00)	330円	490円 (+ 160円)	1.48倍	
				午後 (13:00~17:00)	440円	660円 (+ 220円)	1.50倍	
				夜間 (18:00~21:00)	330円	490円 (+ 160円)	1.48倍	
				全日 (9:00~21:00)	1,100円	1,640円 (+ 540円)	1.49倍	
	体育館	専用使用	障害者等	午前 (9:00~12:00)	480円	710円 (+ 230円)	1.48倍	
				午後 (13:00~17:00)	640円	950円 (+ 310円)	1.48倍	
				夜間 (18:00~21:00)	480円	710円 (+ 230円)	1.48倍	
				全日 (9:00~21:00)	1,600円	2,370円 (+ 770円)	1.48倍	
			一般	午前 (9:00~12:00)	1,740円	2,580円 (+ 840円)	1.48倍	
				午後 (13:00~17:00)	2,320円	3,440円 (+ 1,120円)	1.48倍	
				夜間 (18:00~21:00)	1,740円	2,580円 (+ 840円)	1.48倍	
				全日 (9:00~21:00)	5,800円	8,600円 (+ 2,800円)	1.48倍	
	体育館	個人使用	高校生以下	障害者等	午前 (9:00~12:00)	設定なし	70円 新設	-
					午後 (13:00~17:00)	設定なし	70円 新設	-
					夜間 (18:00~21:00)	設定なし	70円 新設	-
					全日 (9:00~21:00)	設定なし	210円 新設	-
				一般	午前 (9:00~12:00)	設定なし	220円 新設	-
					午後 (13:00~17:00)	設定なし	220円 新設	-
					夜間 (18:00~21:00)	設定なし	220円 新設	-
					全日 (9:00~21:00)	設定なし	660円 新設	-
			一般	障害者等	午前 (9:00~12:00)	設定なし	110円 新設	-
					午後 (13:00~17:00)	設定なし	110円 新設	-
					夜間 (18:00~21:00)	設定なし	110円 新設	-
					全日 (9:00~21:00)	設定なし	330円 新設	-
一般				午前 (9:00~12:00)	設定なし	330円 新設	-	
				午後 (13:00~17:00)	設定なし	330円 新設	-	
				夜間 (18:00~21:00)	設定なし	330円 新設	-	
				全日 (9:00~21:00)	設定なし	990円 新設	-	

条例名	施設名	項目				現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
		水浴訓練室	専用使用	全コース	障害者等	1時間につき	1,530円	2,270円 (+ 740円)	1.48倍
					一般	1時間につき	4,590円	6,810円 (+ 2,220円)	1.48倍
				1コース	障害者等	1コース1時間	510円	750円 (+ 240円)	1.47倍
					一般	1コース1時間	1,530円	2,270円 (+ 740円)	1.48倍
			個人使用	小・中学生	障害者等	1人1回	30円	40円 (+ 10円)	1.33倍
						回数券 (6回分)	150円	190円 (+ 40円)	1.27倍
					一般	1人1回	100円	150円 (+ 50円)	1.50倍
						回数券 (6回分)	500円	740円 (+ 240円)	1.48倍
				高校生	障害者等	1人1回	50円	70円 (+ 20円)	1.40倍
						回数券 (6回分)	250円	350円 (+ 100円)	1.40倍
					一般	1人1回	260円	390円 (+ 130円)	1.50倍
						回数券 (6回分)	1,300円	1,930円 (+ 630円)	1.48倍
			上記以外の者	障害者等	1人1回	100円	150円 (+ 50円)	1.50倍	
					回数券 (6回分)	500円	740円 (+ 240円)	1.48倍	
一般	1人1回	520円		770円 (+ 250円)	1.48倍				
	回数券 (6回分)	2,600円		3,870円 (+ 1,270円)	1.49倍				
旭川市北彩都子ども活動センター条例	北彩都子ども活動センター	運動室	専用使用	青少年等	1時間につき	600円	700円 (+ 100円)	1.17倍	
				一般	1時間につき	1,800円	2,100円 (+ 300円)	1.17倍	
			個人使用	青少年等	1回につき	無料	変更なし	-	
				一般	1回につき	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍	
		和室	専用使用	青少年等	1時間につき	100円	110円 (+ 10円)	1.10倍	
				一般	1時間につき	310円	350円 (+ 40円)	1.13倍	
		屋外ステージ及び半円広場	専用使用	青少年等	1時間につき	100円	150円 (+ 50円)	1.50倍	
				一般	1時間につき	310円	460円 (+ 150円)	1.48倍	
		音楽室	専用使用	青少年等	1時間につき	210円	210円 (0円)	1.00倍	
				一般	1時間につき	540円	540円 (0円)	1.00倍	
旭川市児童館条例	全館	児童等の利用 (①児童、②子供会等の児童団体、③児童の健全育成を目的として組織された団体が団体の目的で利用)				無料	変更なし	-	
	春光住民児童センター 神居児童センター	上記以外の利用	遊戯室	午前 (9:00~12:00)	200円	300円 (+ 100円)	1.50倍		
				午後 (13:00~17:00)	270円	400円 (+ 130円)	1.48倍		
				夜間 (18:00~21:00)	560円	840円 (+ 280円)	1.50倍		
			集会室その他 (1室につき)	午前 (9:00~12:00)	140円	210円 (+ 70円)	1.50倍		
				午後 (13:00~17:00)	180円	270円 (+ 90円)	1.50倍		
				夜間 (18:00~21:00)	410円	610円 (+ 200円)	1.49倍		

条例名	施設名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
			神居児童センター 母親クラブ室 (1室につき)	午前 (9:00~12:00)	140円	廃止	-	
				午後 (13:00~17:00)	180円	廃止	-	
				夜間 (18:00~21:00)	410円	廃止	-	
	永山児童センター 神楽児童センター	上記以外の利用	遊戯室	午前 (9:00~12:00)	200円	300円 (+ 100円)	1.50倍	
				午後 (13:00~17:00)	270円	400円 (+ 130円)	1.48倍	
				夜間 (18:00~22:00)	600円	900円 (+ 300円)	1.50倍	
			集会室その他 (1室につき)	午前 (9:00~12:00)	140円	210円 (+ 70円)	1.50倍	
				午後 (13:00~17:00)	180円	270円 (+ 90円)	1.50倍	
				夜間 (18:00~22:00)	440円	660円 (+ 220円)	1.50倍	
	東光児童センター 北門児童センター	上記以外の利用	遊戯室	午前 (9:00~12:00)	200円	300円 (+ 100円)	1.50倍	
				午後 (13:00~17:00)	270円	400円 (+ 130円)	1.48倍	
			集会室その他 (1室につき)	午前 (9:00~12:00)	140円	210円 (+ 70円)	1.50倍	
				午後 (13:00~17:00)	180円	270円 (+ 90円)	1.50倍	
	旭川市こども家庭 センター条例	こども家庭センター	研修・会議室1	子ども及び子育て関係団体等	午前 (9:00~12:00)	630円	660円 (+ 30円)	1.05倍
					午後 (13:00~17:00)	850円	880円 (+ 30円)	1.04倍
夜間 (18:00~21:00)					630円	660円 (+ 30円)	1.05倍	
一般				午前 (9:00~12:00)	1,270円	1,330円 (+ 60円)	1.05倍	
				午後 (13:00~17:00)	1,700円	1,770円 (+ 70円)	1.04倍	
				夜間 (18:00~21:00)	1,270円	1,330円 (+ 60円)	1.05倍	
研修・会議室2			子ども及び子育て関係団体等	午前 (9:00~12:00)	840円	880円 (+ 40円)	1.05倍	
				午後 (13:00~17:00)	1,120円	1,170円 (+ 50円)	1.04倍	
				夜間 (18:00~21:00)	840円	880円 (+ 40円)	1.05倍	
			一般	午前 (9:00~12:00)	1,690円	1,760円 (+ 70円)	1.04倍	
				午後 (13:00~17:00)	2,250円	2,350円 (+ 100円)	1.04倍	
				夜間 (18:00~21:00)	1,690円	1,760円 (+ 70円)	1.04倍	
研修・会議室3			子ども及び子育て関係団体等	午前 (9:00~12:00)	470円	490円 (+ 20円)	1.04倍	
				午後 (13:00~17:00)	630円	650円 (+ 20円)	1.03倍	
				夜間 (18:00~21:00)	470円	490円 (+ 20円)	1.04倍	
			一般	午前 (9:00~12:00)	940円	980円 (+ 40円)	1.04倍	
				午後 (13:00~17:00)	1,260円	1,310円 (+ 50円)	1.04倍	
				夜間 (18:00~21:00)	940円	980円 (+ 40円)	1.04倍	

条例名	施設名	項目	現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
旭川市学校給食共同調理所条例	東旭川学校給食センター	調理実習室	午前 (9:00~12:00)	380円	570円 (+ 190円)	1.50倍
			午後 (13:00~17:00)	510円	760円 (+ 250円)	1.49倍
			夜間 (18:00~21:00)	380円	570円 (+ 190円)	1.50倍
		研修室 (大)	午前 (9:00~12:00)	470円	700円 (+ 230円)	1.49倍
			午後 (13:00~17:00)	630円	940円 (+ 310円)	1.49倍
			夜間 (18:00~21:00)	470円	700円 (+ 230円)	1.49倍
		研修室 (小)	午前 (9:00~12:00)	240円	360円 (+ 120円)	1.50倍
			午後 (13:00~17:00)	320円	480円 (+ 160円)	1.50倍
			夜間 (18:00~21:00)	240円	360円 (+ 120円)	1.50倍

別紙2 手数料一覧

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
旭川市手数料条例	証明手数料	固定資産税の賦課に関するもの（年度別、土地1筆、家屋1棟、償却資産1資産ごとに）	400円	400円 (0円)	1.00倍	
		固定資産税以外の市税の賦課に関するもの（年度別、税目別）	300円	300円 (0円)	1.00倍	
		国民健康保険料の賦課に関するもの（年度別）	300円	300円 (0円)	1.00倍	
		市税の収納に関するもの（年度別、税目別）	300円	300円 (0円)	1.00倍	
		国民健康保険料の収納に関するもの（年度別）	300円	300円 (0円)	1.00倍	
		営業証明に関するもの	400円	400円 (0円)	1.00倍	
		身分に関するもの	350円	350円 (0円)	1.00倍	
		印鑑に関するもの	350円	350円 (0円)	1.00倍	
		住民票又は戸籍の附票に記載した事項に関するもの	350円	400円 (+ 50円)	1.14倍	
		建築申請に関するもの	520円	750円 (+ 230円)	1.44倍	
		家屋の新增改築又は滅失の証明に関するもの	500円	500円 (0円)	1.00倍	
		介護保険料に関するもの	300円	300円 (0円)	1.00倍	
		不在住又は不在籍の証明に関するもの	350円	450円 (+ 100円)	1.29倍	
		自動車の保管場所の使用承諾の証明に関するもの	310円	460円 (+ 150円)	1.48倍	
		その他のもの	200円	250円 (+ 50円)	1.25倍	
閲覧手数料	複写を行うもの	行政不服審査法第38条第1項に規定する書面若しくは書類又は第81条第3項において準用する同法第78条第1項に規定する主張書面若しくは資料の写し（電磁的記録にあっては、記録された事項を記載した書面）（用紙の大きさがA3以下で、複写され、又は出力されたものに限る。）の交付	白黒	10円	10円 (0円)	1.00倍
			カラー	20円	20円 (0円)	1.00倍
		市税に係るもの	300円	300円 (0円)	1.00倍	
		その他のもの	200円	250円 (+ 50円)	1.25倍	
	閲覧を行うもの	市税に係るもの	300円	300円 (0円)	1.00倍	
		地籍調査の成果に係るもの	310円	310円 (0円)	1.00倍	
その他のもの		300円	300円 (0円)	1.00倍		
その他の手数料	租税特別措置法施行令第41条各号又は第42条第1項の規定に基づく住宅用家屋証明申請手数料		1,300円	1,300円 (0円)	1.00倍	
	印鑑登録証の再交付		400円	400円 (0円)	1.00倍	
	住民票（除票を含む。）又は戸籍の附票（戸籍の附票の除票を含む。）の写しの交付		350円	350円 (0円)	1.00倍	
	住民票の写しの広域交付		350円	350円 (0円)	1.00倍	
	地積調査の成果等の写しの交付	用紙がA3以下	330円	330円 (0円)	1.00倍	
		用紙がA3超	1,380円	1,410円 (+ 30円)	1.02倍	

条例名	項目	現行料金	新料金 (改定額)	改定率
指定居宅サービス事業者 指定申請手数料	通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護及び特定施設入居者生活介護に係る指定	25,000円	25,800円 (+ 800円)	1.03倍
	その他の居宅サービスに係る指定	20,000円	20,800円 (+ 800円)	1.04倍
指定居宅サービス事業者指定更新申請手数料		10,000円	10,500円 (+ 500円)	1.05倍
指定地域密着型サービス 事業者指定申請手数料	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定	45,000円	46,000円 (+ 1,000円)	1.02倍
	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に係る指定	25,000円	25,800円 (+ 800円)	1.03倍
指定地域密着型サービス 事業者指定更新申請手数料	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の更新	25,000円	25,800円 (+ 800円)	1.03倍
	地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護に係る指定の更新	10,000円	10,500円 (+ 500円)	1.05倍
指定居宅介護支援事業者指定申請手数料		20,000円	20,800円 (+ 800円)	1.04倍
指定居宅介護支援事業者指定更新申請手数料		10,000円	10,500円 (+ 500円)	1.05倍
指定介護老人福祉施設指定申請手数料		45,000円	46,000円 (+ 1,000円)	1.02倍
指定介護老人福祉施設指定更新申請手数料		25,000円	25,800円 (+ 800円)	1.03倍
介護老人保健施設開設許可申請手数料		70,200円	76,000円 (+ 5,800円)	1.08倍
介護老人保健施設変更許可申請手数料		38,500円	41,500円 (+ 3,000円)	1.08倍
介護老人保健施設開設許可更新申請手数料		25,000円	27,600円 (+ 2,600円)	1.10倍
介護医療院開設許可申請手数料		70,200円	76,000円 (+ 5,800円)	1.08倍
介護医療院変更許可申請手数料		38,500円	41,500円 (+ 3,000円)	1.08倍
介護医療院開設許可更新申請手数料		25,000円	27,600円 (+ 2,600円)	1.10倍
指定介護予防サービス事 業者指定申請手数料	介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護及び介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定	25,000円	25,800円 (+ 800円)	1.03倍
	その他の介護予防サービスに係る指定	20,000円	20,800円 (+ 800円)	1.04倍
指定介護予防サービス事業者指定更新申請手数料		10,000円	10,500円 (+ 500円)	1.05倍
指定地域密着型介護予防サービス事業者指定申請手数料		25,000円	25,800円 (+ 800円)	1.03倍
指定地域密着型介護予防サービス事業者指定更新申請手数料		10,000円	10,500円 (+ 500円)	1.05倍
指定介護予防支援事業者指定申請手数料		20,000円	20,800円 (+ 800円)	1.04倍
指定介護予防支援事業者指定更新申請手数料		10,000円	10,500円 (+ 500円)	1.05倍
第1号事業指定事業者指 定申請手数料	第1号訪問事業に係る指定	20,000円	20,800円 (+ 800円)	1.04倍
	第1号通所事業に係る指定	25,000円	25,800円 (+ 800円)	1.03倍
第1号事業指定事業者指定更新申請手数料		10,000円	10,500円 (+ 500円)	1.05倍
受胎調節実地指導員指定証交付手数料		4,570円	4,860円 (+ 290円)	1.06倍
受胎調節実地指導員標識交付手数料		3,610円	3,910円 (+ 300円)	1.08倍
受胎調節実地指導員指定証訂正手数料		2,950円	3,130円 (+ 180円)	1.06倍
受胎調節実地指導員指定証再交付手数料		3,290円	3,510円 (+ 220円)	1.07倍

条例名	項目	現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
	受胎調節実地指導員標識再交付手数料	2,850円	3,000円 (+ 150円)	1.05倍	
	犬の登録手数料	2,740円	2,890円 (+ 150円)	1.05倍	
	狂犬病予防注射済票交付手数料	750円	780円 (+ 30円)	1.04倍	
	犬の飼養管理手数料	820円	1,230円 (+ 410円)	1.50倍	
	犬の返還手数料	1,450円	2,170円 (+ 720円)	1.50倍	
	狂犬病予防注射手数料	2,990円	3,000円 (+ 10円)	1.00倍	
	犬の鑑札再交付手数料	1,320円	1,610円 (+ 290円)	1.22倍	
	狂犬病予防注射済票再交付手数料	420円	450円 (+ 30円)	1.07倍	
	病院開設許可手数料	43,400円	46,400円 (+ 3,000円)	1.07倍	
	病院検査手数料	一部変更に係る構造設備の検査	22,700円	24,300円 (+ 1,600円)	1.07倍
		その他の検査	45,200円	48,600円 (+ 3,400円)	1.08倍
	薬局開設許可申請手数料	29,000円	31,900円 (+ 2,900円)	1.10倍	
	薬局開設許可更新申請手数料	11,400円	12,600円 (+ 1,200円)	1.11倍	
	薬局製造販売医薬品製造販売業許可申請手数料	7,150円	7,850円 (+ 700円)	1.10倍	
	薬局製造販売医薬品製造販売業許可更新申請手数料	3,800円	4,310円 (+ 510円)	1.13倍	
	薬局製造販売医薬品製造業許可申請手数料	11,200円	12,200円 (+ 1,000円)	1.09倍	
	薬局製造販売医薬品製造業許可更新申請手数料	6,300円	6,850円 (+ 550円)	1.09倍	
	薬局製造販売医薬品製造販売承認申請手数料	100円	110円 (+ 10円)	1.10倍	
	薬局製造販売医薬品製造販売承認事項の一部変更承認申請手数料	100円	110円 (+ 10円)	1.10倍	
	医薬品販売業許可申請手数料	29,000円	31,900円 (+ 2,900円)	1.10倍	
	医薬品販売業許可更新申請手数料	11,600円	12,600円 (+ 1,000円)	1.09倍	
	配置販売従事者身分証明書交付手数料	7,720円	8,370円 (+ 650円)	1.08倍	
	配置販売従事者身分証明書書換え交付手数料	2,230円	2,550円 (+ 320円)	1.14倍	
	配置販売従事者身分証明書再交付手数料	3,330円	3,730円 (+ 400円)	1.12倍	
	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可申請手数料	29,600円	31,900円 (+ 2,300円)	1.08倍	
	高度管理医療機器等の販売業又は貸与業の許可更新申請手数料	11,600円	12,600円 (+ 1,000円)	1.09倍	
	薬局開設許可証等の書換え交付手数料	2,210円	2,520円 (+ 310円)	1.14倍	
	薬局開設許可証等の再交付手数料	3,250円	3,640円 (+ 390円)	1.12倍	
	薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証書換え交付手数料	2,210円	2,520円 (+ 310円)	1.14倍	
	薬局製造販売医薬品の製造販売業又は製造業の許可証再交付手数料	3,250円	3,640円 (+ 390円)	1.12倍	
	特定毒物研究者許可申請手数料	5,410円	6,000円 (+ 590円)	1.11倍	
	登録票（飼養登録）交付等手数料	3,400円	3,660円 (+ 260円)	1.08倍	
	汚染土壌処理業許可申請手数料	208,000円	224,000円 (+ 16,000円)	1.08倍	
	汚染土壌処理業許可更新申請手数料	195,000円	209,000円 (+ 14,000円)	1.07倍	
	汚染土壌処理業変更許可申請手数料	191,000円	205,000円 (+ 14,000円)	1.07倍	
	汚染土壌処理業譲渡等承認申請手数料	104,000円	112,000円 (+ 8,000円)	1.08倍	

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
	汚染土壌処理業合併等承認申請手数料		104,000円	112,000円 (+ 8,000円)	1.08倍	
	汚染土壌処理業相続承認申請手数料		104,000円	112,000円 (+ 8,000円)	1.08倍	
	引取業者登録等申請手数料		5,250円	5,250円 (0円)	1.00倍	
	フロン類回収業者登録等申請手数料		5,250円	5,250円 (0円)	1.00倍	
サービス付き高齢者向け住宅事業登録申請・更新手数料	住宅の戸数が10戸以内		22,900円	26,300円 (+ 3,400円)	1.15倍	
	11戸以上20戸以内		26,300円	30,100円 (+ 3,800円)	1.14倍	
	21戸以上30戸以内		29,800円	33,800円 (+ 4,000円)	1.13倍	
	31戸以上40戸以内		33,300円	37,500円 (+ 4,200円)	1.13倍	
	41戸以上50戸以内		36,800円	41,300円 (+ 4,500円)	1.12倍	
	51戸以上70戸以内		43,700円	48,700円 (+ 5,000円)	1.11倍	
	71戸以上100戸以内		54,200円	59,900円 (+ 5,700円)	1.11倍	
	101戸以上		64,600円	71,200円 (+ 6,600円)	1.10倍	
	加算	入居契約が賃貸借契約以外の契約である場合		3,470円	3,730円 (+ 260円)	1.07倍
		高齢者の居住の安定確保に関する法律第6条第1項第12号の前払金を受領する場合		5,210円	5,600円 (+ 390円)	1.07倍
居住部分の床面積が18㎡以上25㎡未満の住宅がある場合又は共用部分に共同して利用するための台所、収納設備若しくは浴室を備えるものである場合		5,210円	5,600円 (+ 390円)	1.07倍		
マンション管理計画認定申請・更新申請手数料	センターから基準に適合することを証する書面の交付を受けた場合	長期修繕計画の数が1	3,420円	3,610円 (+ 190円)	1.06倍	
		長期修繕計画の数が2以上の場合1ごとに加算する額	1,610円	1,710円 (+ 100円)	1.06倍	
	その他の場合	長期修繕計画の数が1	26,880円	28,200円 (+ 1,320円)	1.05倍	
		長期修繕計画の数が2以上の場合1ごとに加算する額	17,030円	17,900円 (+ 870円)	1.05倍	
マンション管理計画変更認定申請手数料	長期修繕計画の数が1		13,440円	14,100円 (+ 660円)	1.05倍	
	長期修繕計画の数が2以上の場合1ごとに加算する額		8,510円	8,960円 (+ 450円)	1.05倍	
開発行為許可申請手数料	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ha未満	8,320円	9,770円 (+ 1,450円)	1.17倍	
		0.1ha以上 0.3ha未満	20,100円	24,400円 (+ 4,300円)	1.21倍	
		0.3ha以上 0.6ha未満	38,900円	47,300円 (+ 8,400円)	1.22倍	
		0.6ha以上 1ha未満	76,700円	88,500円 (+ 11,800円)	1.15倍	
		1ha以上 3ha未満	115,000円	134,000円 (+ 19,000円)	1.17倍	
		3ha以上 6ha未満	156,000円	181,000円 (+ 25,000円)	1.16倍	
		6ha以上 10ha未満	196,000円	229,000円 (+ 33,000円)	1.17倍	
		10ha以上	270,000円	322,000円 (+ 52,000円)	1.19倍	

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率
	主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発行為	開発区域の面積が0.1ha未満	12,200円	13,800円 (+ 1,600円)	1.13倍
		0.1ha以上 0.3ha未満	28,200円	32,300円 (+ 4,100円)	1.15倍
		0.3ha以上 0.6ha未満	58,800円	67,600円 (+ 8,800円)	1.15倍
		0.6ha以上 1ha未満	108,000円	126,000円 (+ 18,000円)	1.17倍
		1ha以上 3ha未満	177,000円	210,000円 (+ 33,000円)	1.19倍
		3ha以上 6ha未満	253,000円	286,000円 (+ 33,000円)	1.13倍
		6ha以上 10ha未満	317,000円	358,000円 (+ 41,000円)	1.13倍
		10ha以上	435,000円	496,000円 (+ 61,000円)	1.14倍
	その他の開発行為	開発区域の面積が0.1ha未満	76,300円	91,300円 (+ 15,000円)	1.20倍
		0.1ha以上 0.3ha未満	124,000円	140,000円 (+ 16,000円)	1.13倍
		0.3ha以上 0.6ha未満	182,000円	207,000円 (+ 25,000円)	1.14倍
		0.6ha以上 1ha未満	238,000円	271,000円 (+ 33,000円)	1.14倍
		1ha以上 3ha未満	363,000円	411,000円 (+ 48,000円)	1.13倍
		3ha以上 6ha未満	485,000円	548,000円 (+ 63,000円)	1.13倍
		6ha以上 10ha未満	610,000円	693,000円 (+ 83,000円)	1.14倍
開発行為変更許可申請手数料	変更許可申請1件につき、右欄に掲げる額を合計した額。ただし、その額が806,000円を超えるときは、806,000円とする。	1 開発行為に関する設計の変更(2のみに該当する場合を除く。)については、開発区域の面積(2に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあっては縮小後の開発区域の面積)に応じ前項の開発行為許可申請手数料の額に10分の1を乗じて得た額		変更なし	-
		2 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される区域の面積に応じ前項の開発行為許可申請手数料の額		変更なし	-
		3 その他の変更	9,220円	11,000円 (+ 1,780円)	1.19倍
市街化調整区域内における建築物の特例許可申請手数料			41,900円	50,400円 (+ 8,500円)	1.20倍
予定建築物等以外の建築等許可申請手数料			23,500円	27,900円 (+ 4,400円)	1.19倍
開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請手数料	敷地の面積が0.1ha未満	6,120円	6,660円 (+ 540円)	1.09倍	
	0.1ha以上 0.3ha未満	18,000円	19,300円 (+ 1,300円)	1.07倍	
	0.3ha以上 0.6ha未満	37,700円	40,300円 (+ 2,600円)	1.07倍	
	0.6ha以上 1ha未満	64,900円	69,300円 (+ 4,400円)	1.07倍	
開発許可を受けた地位の承継の承認申請手数料	1ha以上	89,700円	95,800円 (+ 6,100円)	1.07倍	
	自己の居住又は自己の業務1ha未満	1,570円	1,880円 (+ 310円)	1.20倍	
	自己の業務1ha以上	2,440円	2,940円 (+ 500円)	1.20倍	
	その他	15,600円	18,600円 (+ 3,000円)	1.19倍	
開発登録簿の写しの交付手数料			410円	500円 (+ 90円)	1.22倍

条例名	項目	現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
宅地造成及び特定盛土等 工事許可申請手数料	切土又は盛土をする土地の面積が500㎡以内	15,600円	15,600円 (0円)	1.00倍	
	500㎡超 1,000㎡以内	23,500円	23,500円 (0円)	1.00倍	
	1,000㎡超 2,000㎡以内	34,700円	34,700円 (0円)	1.00倍	
	2,000㎡超 3,000㎡以内	46,200円	46,200円 (0円)	1.00倍	
	3,000㎡超 5,000㎡以内	56,400円	56,400円 (0円)	1.00倍	
	5,000㎡超 10,000㎡以内	77,100円	77,100円 (0円)	1.00倍	
	10,000㎡超 20,000㎡以内	121,000円	121,000円 (0円)	1.00倍	
	20,000㎡超 40,000㎡以内	193,000円	193,000円 (0円)	1.00倍	
	40,000㎡超 70,000㎡以内	297,000円	297,000円 (0円)	1.00倍	
	70,000㎡超 100,000㎡以内	421,000円	421,000円 (0円)	1.00倍	
	100,000㎡超	545,000円	545,000円 (0円)	1.00倍	
土石の堆積工事許可申請 手数料	土石の堆積をする土地の面積が500㎡以内	11,500円	11,500円 (0円)	1.00倍	
	500㎡超 1,000㎡以内	14,300円	14,300円 (0円)	1.00倍	
	1,000㎡超 2,000㎡以内	16,300円	16,300円 (0円)	1.00倍	
	2,000㎡超 3,000㎡以内	18,900円	18,900円 (0円)	1.00倍	
	3,000㎡超 5,000㎡以内	23,600円	23,600円 (0円)	1.00倍	
	5,000㎡超 10,000㎡以内	28,400円	28,400円 (0円)	1.00倍	
	10,000㎡超 20,000㎡以内	36,500円	36,500円 (0円)	1.00倍	
	20,000㎡超 40,000㎡以内	41,300円	41,300円 (0円)	1.00倍	
	40,000㎡超 70,000㎡以内	58,200円	58,200円 (0円)	1.00倍	
	70,000㎡超 100,000㎡以内	89,100円	89,100円 (0円)	1.00倍	
	100,000㎡超	121,000円	121,000円 (0円)	1.00倍	
宅地造成及び特定盛土等 工事変更許可申請手数料	1 切土又は盛土をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに切土又は盛土をする土地の面積との合計の面積に応じ前項の宅地造成工事許可申請手数料の額		変更なし	-	
	2 その他の変更	12,100円	12,100円 (0円)	1.00倍	
土石の堆積工事変更許可 申請手数料	1 土石の堆積をする土地のうち設計を変更する土地の面積と新たに土石の堆積をする土地の面積との合計の面積に応じ前項の土石の堆積に関する工事に係る工事許可申請手数料の額		変更なし	-	
	2 その他の変更	9,000円	9,000円 (0円)	1.00倍	
優良宅地造成認定申請手数料		78,700円	96,300円 (+ 17,600円)	1.22倍	
建築物の確 認申請等手 数料	1 2に掲げる場合以外の場合	床面積の合計が30㎡以内	15,400円	15,400円 (0円)	1.00倍
		確認特例の場合	13,600円	13,600円 (0円)	1.00倍
		30㎡超 100㎡以内	23,800円	23,800円 (0円)	1.00倍
		確認特例の場合	19,500円	19,500円 (0円)	1.00倍
		100㎡超 200㎡以内	37,500円	37,500円 (0円)	1.00倍
		確認特例の場合	30,700円	30,700円 (0円)	1.00倍
		200㎡超 300㎡以内	50,900円	50,900円 (0円)	1.00倍
300㎡超 500㎡以内	66,400円	66,400円 (0円)	1.00倍		

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
		500㎡超 1,000㎡以内	80,700円	80,700円 (0円)	1.00倍	
		1,000㎡超 2,000㎡以内	103,000円	103,000円 (0円)	1.00倍	
		2,000㎡超 10,000㎡以内	256,000円	256,000円 (0円)	1.00倍	
		10,000㎡超 50,000㎡以内	402,000円	402,000円 (0円)	1.00倍	
		50,000㎡超	747,000円	747,000円 (0円)	1.00倍	
		2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項第1号に規定する基準に適合する住宅の確認を申請し、又は計画を通知する場合	一戸建ての住宅又は共同住宅等の用途に供する一の建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の場合	13,400円	13,400円 (0円)	1.00倍
		共同住宅等の用途に供する一の建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の場合	床面積の合計が300㎡以内	24,100円	24,100円 (0円)	1.00倍
			300㎡超 2,000㎡以内	38,100円	38,100円 (0円)	1.00倍
			2,000㎡超 5,000㎡以内	60,200円	60,200円 (0円)	1.00倍
			5,000㎡超	78,700円	78,700円 (0円)	1.00倍
	建築設備の確認申請等手数料	建築設備を設置する場合	17,700円	17,700円 (0円)	1.00倍	
		確認を受けた建築設備の計画の変更をして建築設備を設置する場合	10,900円	10,900円 (0円)	1.00倍	
	工作物の確認申請等手数料	工作物を築造する場合	16,400円	16,400円 (0円)	1.00倍	
		確認を受けた工作物の計画の変更をして工作物を築造する場合	10,200円	10,200円 (0円)	1.00倍	
	建築物の完了検査申請等手数料	1 2に掲げる場合以外の場合	床面積の合計が30㎡以内	15,900円	15,900円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合	14,700円	14,700円 (0円)	1.00倍
			検査の特例の建築物	13,800円	13,800円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合	12,800円	12,800円 (0円)	1.00倍
			30㎡超 100㎡以内	19,300円	19,300円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合	18,100円	18,100円 (0円)	1.00倍
			検査の特例の建築物	16,300円	16,300円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合	15,300円	15,300円 (0円)	1.00倍
			100㎡超 200㎡以内	26,200円	26,200円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合	22,100円	22,100円 (0円)	1.00倍
			検査の特例の建築物	21,900円	21,900円 (0円)	1.00倍
			中間検査合格証の交付を受けた場合	19,100円	19,100円 (0円)	1.00倍
			200㎡超 300㎡以内	34,300円	34,300円 (0円)	1.00倍
中間検査合格証の交付を受けた場合			29,900円	29,900円 (0円)	1.00倍	
300㎡超 500㎡以内			38,900円	38,900円 (0円)	1.00倍	
中間検査合格証の交付を受けた場合			34,300円	34,300円 (0円)	1.00倍	
500㎡超 1,000㎡以内			54,200円	54,200円 (0円)	1.00倍	
中間検査合格証の交付を受けた場合			50,700円	50,700円 (0円)	1.00倍	
1,000㎡超 2,000㎡以内			72,200円	72,200円 (0円)	1.00倍	
中間検査合格証の交付を受けた場合			64,400円	64,400円 (0円)	1.00倍	
2,000㎡超 10,000㎡以内	151,000円	151,000円 (0円)	1.00倍			
中間検査合格証の交付を受けた場合	125,000円	125,000円 (0円)	1.00倍			
10,000㎡超 50,000㎡以内	237,000円	237,000円 (0円)	1.00倍			

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
		中間検査合格証の交付を受けた場合	224,000円	224,000円 (0円)	1.00倍	
		50,000㎡超	420,000円	420,000円 (0円)	1.00倍	
	2 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第11条第1項に規定する要確認特定建築行為又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第2条第1項に規定する特定建築行為の完了検査を申請し、又は完了した旨を通知する場合	中間検査合格証の交付を受けた場合	397,000円	397,000円 (0円)	1.00倍	
		床面積の合計が300㎡以内	15,700円	15,700円 (0円)	1.00倍	
		工場等の用途に供する一の建築物	3,920円	3,920円 (0円)	1.00倍	
		300㎡超 1,000㎡以内	20,600円	20,600円 (0円)	1.00倍	
		工場等の用途に供する一の建築物	5,110円	5,110円 (0円)	1.00倍	
		1,000㎡超 2,000㎡以内	26,100円	26,100円 (0円)	1.00倍	
		工場等の用途に供する一の建築物	6,540円	6,540円 (0円)	1.00倍	
		2,000㎡超 5,000㎡以内	34,200円	34,200円 (0円)	1.00倍	
		工場等の用途に供する一の建築物	8,530円	8,530円 (0円)	1.00倍	
		5,000㎡超 10,000㎡以内	39,800円	39,800円 (0円)	1.00倍	
		工場等の用途に供する一の建築物	9,970円	9,970円 (0円)	1.00倍	
		10,000㎡超 25,000㎡以内	46,300円	46,300円 (0円)	1.00倍	
		工場等の用途に供する一の建築物	11,500円	11,500円 (0円)	1.00倍	
		25,000㎡超	51,600円	51,600円 (0円)	1.00倍	
	工場等の用途に供する一の建築物	12,900円	12,900円 (0円)	1.00倍		
	建設設備の完了検査申請等手数料			17,500円	17,500円 (0円)	1.00倍
	工作物の完了検査申請等手数料			13,100円	13,100円 (0円)	1.00倍
	中間検査申請等手数料	床面積の合計が30㎡以内		13,700円	13,700円 (0円)	1.00倍
30㎡超 100㎡以内		16,900円	16,900円 (0円)	1.00倍		
100㎡超 200㎡以内		20,000円	20,000円 (0円)	1.00倍		
200㎡超 300㎡以内		25,600円	25,600円 (0円)	1.00倍		
300㎡超 500㎡以内		29,900円	29,900円 (0円)	1.00倍		
500㎡超 1,000㎡以内		39,200円	39,200円 (0円)	1.00倍		
1,000㎡超 2,000㎡以内		50,700円	50,700円 (0円)	1.00倍		
2,000㎡超 10,000㎡以内		118,000円	118,000円 (0円)	1.00倍		
10,000㎡超 50,000㎡以内		181,000円	181,000円 (0円)	1.00倍		
50,000㎡超		351,000円	351,000円 (0円)	1.00倍		
検査済証の交付を受ける前における建築物等の仮使用認定申請手数料			111,000円	119,000円 (+ 8,000円)	1.07倍	
建築物の敷地と道路との関係の建築認定申請手数料			23,000円	24,000円 (+ 1,000円)	1.04倍	
建築物の敷地と道路との関係の建築許可申請手数料			30,200円	31,700円 (+ 1,500円)	1.05倍	
公衆便所等の道路内における建築許可申請手数料			30,200円	31,700円 (+ 1,500円)	1.05倍	
公共歩廊等の道路内における建築許可申請手数料			146,000円	156,000円 (+ 10,000円)	1.07倍	
壁面線外における建築許可申請手数料			146,000円	156,000円 (+ 10,000円)	1.07倍	

条例名	項目	現行料金	新料金 (改定額)	改定率
用途地域における建築等許可申請手数料	建築基準法第48条第16項第1号の規定に該当	45,400円	48,600円 (+ 3,200円)	1.07倍
	建築基準法第48条第16項第2号の規定に該当	147,000円	158,000円 (+ 11,000円)	1.07倍
	その他	166,000円	177,000円 (+ 11,000円)	1.07倍
	特殊建築物等敷地許可申請手数料	146,000円	157,000円 (+ 11,000円)	1.08倍
	建築物の容積率の特例認定申請手数料	24,500円	26,200円 (+ 1,700円)	1.07倍
	建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	146,000円	156,000円 (+ 10,000円)	1.07倍
	建築物の建ぺい率の特例許可申請手数料	30,200円	31,700円 (+ 1,500円)	1.05倍
	建築物の建ぺい率に関する制限の適用除外に係る許可申請手数料	30,200円	32,000円 (+ 1,800円)	1.06倍
	建築物の高さの特例認定申請手数料	24,500円	26,200円 (+ 1,700円)	1.07倍
	建築物の高さの許可申請手数料	146,000円	156,000円 (+ 10,000円)	1.07倍
	日影による建築物の高さの特例許可申請手数料	146,000円	156,000円 (+ 10,000円)	1.07倍
	高架の工作物内に設ける建築物の高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料	24,500円	26,200円 (+ 1,700円)	1.07倍
	高度利用地区における建築物の容積率、建ぺい率、建築面積又は壁面の位置の特例許可申請手数料	146,000円	156,000円 (+ 10,000円)	1.07倍
	高度利用地区における建築物の各部分の高さの許可申請手数料	146,000円	156,000円 (+ 10,000円)	1.07倍
	敷地内に広い空地を有する建築物の容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	146,000円	156,000円 (+ 10,000円)	1.07倍
	予定道路に係る建築物の延べ面積の特例許可申請手数料	146,000円	156,000円 (+ 10,000円)	1.07倍
	仮設興行場等建築許可申請手数料	109,000円	117,000円 (+ 8,000円)	1.07倍
	1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等建築許可申請手数料	160,000円	168,000円 (+ 8,000円)	1.05倍
一の敷地内にあるものとみなされる1又は2以上の建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1又は2の場合	71,500円	76,600円 (+ 5,100円)	1.07倍
	建築物の数が3以上の場合1ごとに加算する額	26,000円	28,000円 (+ 2,000円)	1.08倍
既存建築物を前提とした総合的設計による一の敷地内にあるものとみなされる建築物の特例認定申請手数料	建築物の数が1の場合	71,500円	76,600円 (+ 5,100円)	1.07倍
	建築物の数が2以上の場合1ごとに加算する額	26,000円	28,000円 (+ 2,000円)	1.08倍
一の敷地内にあるものとみなされる1又は2以上の建築物の特例許可申請手数料	建築物の数が1又は2の場合	145,000円	156,000円 (+ 11,000円)	1.08倍
	建築物の数が3以上の場合1ごとに加算する額	26,000円	28,000円 (+ 2,000円)	1.08倍
既存建築物を前提とした総合的設計による一の敷地内にあるものとみなされる建築物の特例許可申請手数料	建築物の数が1場合	145,000円	156,000円 (+ 11,000円)	1.08倍
	建築物の数が2以上の場合1ごとに加算する額	26,000円	28,000円 (+ 2,000円)	1.08倍
一敷地内認定建築物以外の建築物の建築認定申請手数料	建築物の数が1の場合	71,500円	76,600円 (+ 5,100円)	1.07倍
	建築物の数が2以上の場合1ごとに加算する額	26,000円	28,000円 (+ 2,000円)	1.08倍
公告認定対象区域内における一敷地内認定建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	建築物の数が1の場合	145,000円	156,000円 (+ 11,000円)	1.08倍
	建築物の数が2以上の場合1ごとに加算する額	26,000円	28,000円 (+ 2,000円)	1.08倍
公告許可対象区域内における一敷地内許可建築物以外の建築物の建築許可申請手数料	建築物の数が1の場合	145,000円	156,000円 (+ 11,000円)	1.08倍
	建築物の数が2以上の場合1ごとに加算する額	26,000円	28,000円 (+ 2,000円)	1.08倍
	一の敷地とみなすこと等の認定又は許可の取消し申請手数料	6,370円	6,850円 (+ 480円)	1.08倍
	現に存する建築物の数ごとに加算する額	11,000円	11,800円 (+ 800円)	1.07倍

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率
	全体計画認定申請手数料		24,500円	26,200円 (+ 1,700円)	1.07倍
	全体計画変更認定申請手数料		24,500円	26,200円 (+ 1,700円)	1.07倍
	興行場等の使用許可申請手数料		109,000円	117,000円 (+ 8,000円)	1.07倍
	特別興行場等の使用許可申請手数料		158,000円	168,000円 (+ 10,000円)	1.06倍
	建築物の移転に関する制限等の適用除外に係る認定申請手数料		27,200円	29,300円 (+ 2,100円)	1.08倍
	適合通知に係る申出に対する審査手数料	建築物の確認申請等手数料の項の規定により算定した額		変更なし	-
長期優良住宅建築等計画認定申請手数料	住宅の新築に係るもの	住宅の戸数が1戸	53,900円	57,100円 (+ 3,200円)	1.06倍
		確認書等の交付を受けた場合	17,300円	18,400円 (+ 1,100円)	1.06倍
		2戸以上5戸以内	111,000円	118,000円 (+ 7,000円)	1.06倍
		確認書等の交付を受けた場合	26,200円	27,800円 (+ 1,600円)	1.06倍
		6戸以上10戸以内	173,000円	183,000円 (+ 10,000円)	1.06倍
		確認書等の交付を受けた場合	40,700円	43,100円 (+ 2,400円)	1.06倍
		11戸以上30戸以内	352,000円	373,000円 (+ 21,000円)	1.06倍
		確認書等の交付を受けた場合	67,000円	71,000円 (+ 4,000円)	1.06倍
		31戸以上50戸以内	647,000円	685,000円 (+ 38,000円)	1.06倍
		確認書等の交付を受けた場合	104,000円	111,000円 (+ 7,000円)	1.07倍
		51戸以上100戸以内	1,118,000円	1,184,000円 (+ 66,000円)	1.06倍
		確認書等の交付を受けた場合	157,000円	166,000円 (+ 9,000円)	1.06倍
		101戸以上200戸以内	2,090,000円	2,213,000円 (+ 123,000円)	1.06倍
		確認書等の交付を受けた場合	262,000円	278,000円 (+ 16,000円)	1.06倍
	201戸以上300戸以内	2,971,000円	3,145,000円 (+ 174,000円)	1.06倍	
	確認書等の交付を受けた場合	320,000円	340,000円 (+ 20,000円)	1.06倍	
	301戸以上	3,650,000円	3,866,000円 (+ 216,000円)	1.06倍	
	確認書等の交付を受けた場合	361,000円	383,000円 (+ 22,000円)	1.06倍	
	住宅の増築若しくは改築に係るもの又は長期優良住宅維持保全計画	住宅の戸数が1戸	84,200円	89,300円 (+ 5,100円)	1.06倍
		確認書等の交付を受けた場合	27,700円	29,300円 (+ 1,600円)	1.06倍
		2戸以上5戸以内	172,000円	182,000円 (+ 10,000円)	1.06倍
		確認書等の交付を受けた場合	42,100円	44,600円 (+ 2,500円)	1.06倍
		6戸以上10戸以内	265,000円	281,000円 (+ 16,000円)	1.06倍
		確認書等の交付を受けた場合	66,000円	70,000円 (+ 4,000円)	1.06倍
		11戸以上30戸以内	538,000円	569,000円 (+ 31,000円)	1.06倍
		確認書等の交付を受けた場合	109,000円	115,000円 (+ 6,000円)	1.06倍
		31戸以上50戸以内	985,000円	1,044,000円 (+ 59,000円)	1.06倍
確認書等の交付を受けた場合		171,000円	181,000円 (+ 10,000円)	1.06倍	
51戸以上100戸以内		1,699,000円	1,800,000円 (+ 101,000円)	1.06倍	
確認書等の交付を受けた場合		256,000円	272,000円 (+ 16,000円)	1.06倍	
101戸以上200戸以内		3,169,000円	3,356,000円 (+ 187,000円)	1.06倍	

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料		確認書等の交付を受けた場合	428,000円	454,000円 (+ 26,000円)	1.06倍	
		201戸以上300戸以内	4,504,000円	4,771,000円 (+ 267,000円)	1.06倍	
		確認書等の交付を受けた場合	523,000円	554,000円 (+ 31,000円)	1.06倍	
		301戸以上	5,521,000円	5,848,000円 (+ 327,000円)	1.06倍	
		確認書等の交付を受けた場合	590,000円	625,000円 (+ 35,000円)	1.06倍	
		認定を受けた長期優良住宅建築等計画に係る住宅の建築に関する工事の着手予定時期若しくは完了予定時期又は譲受人の決定若しくは管理者等の選任の予定時期についてのみ変更する場合		960円	1,170円 (+ 210円)	1.22倍
		住宅の新築に係るもの	住宅の戸数が1戸	29,300円	31,100円 (+ 1,800円)	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	11,100円	11,800円 (+ 700円)	1.06倍
			2戸以上5戸以内	60,900円	64,500円 (+ 3,600円)	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	18,100円	19,200円 (+ 1,100円)	1.06倍
			6戸以上10戸以内	95,700円	101,000円 (+ 5,300円)	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	29,400円	31,200円 (+ 1,800円)	1.06倍
			11戸以上30戸以内	189,000円	200,000円 (+ 11,000円)	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	46,500円	49,400円 (+ 2,900円)	1.06倍
			31戸以上50戸以内	348,000円	368,000円 (+ 20,000円)	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	77,000円	81,700円 (+ 4,700円)	1.06倍
			51戸以上100戸以内	601,000円	637,000円 (+ 36,000円)	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	121,000円	128,000円 (+ 7,000円)	1.06倍
			101戸以上200戸以内	1,115,000円	1,181,000円 (+ 66,000円)	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	202,000円	214,000円 (+ 12,000円)	1.06倍
			201戸以上300戸以内	1,573,000円	1,666,000円 (+ 93,000円)	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	247,000円	261,000円 (+ 14,000円)	1.06倍
			301戸以上	1,917,000円	2,031,000円 (+ 114,000円)	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	272,000円	289,000円 (+ 17,000円)	1.06倍
		住宅の増築若しくは改築に係るもの又は長期優良住宅維持保全計画	住宅の戸数が1戸	45,800円	48,600円 (+ 2,800円)	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	17,500円	18,600円 (+ 1,100円)	1.06倍
			2戸以上5戸以内	94,000円	99,600円 (+ 5,600円)	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	28,700円	30,500円 (+ 1,800円)	1.06倍
			6戸以上10戸以内	146,000円	155,000円 (+ 9,000円)	1.06倍
			確認書等の交付を受けた場合	46,700円	49,600円 (+ 2,900円)	1.06倍
		11戸以上30戸以内	288,000円	306,000円 (+ 18,000円)	1.06倍	
		確認書等の交付を受けた場合	74,500円	79,000円 (+ 4,500円)	1.06倍	
		31戸以上50戸以内	530,000円	561,000円 (+ 31,000円)	1.06倍	
		確認書等の交付を受けた場合	122,000円	130,000円 (+ 8,000円)	1.07倍	
		51戸以上100戸以内	914,000円	968,000円 (+ 54,000円)	1.06倍	
		確認書等の交付を受けた場合	192,000円	204,000円 (+ 12,000円)	1.06倍	

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
		101戸以上200戸以内	1,691,000円	1,791,000円 (+ 100,000円)	1.06倍		
		確認書等の交付を受けた場合	320,000円	340,000円 (+ 20,000円)	1.06倍		
		201戸以上300戸以内	2,382,000円	2,524,000円 (+ 142,000円)	1.06倍		
		確認書等の交付を受けた場合	392,000円	415,000円 (+ 23,000円)	1.06倍		
		301戸以上	2,899,000円	3,071,000円 (+ 172,000円)	1.06倍		
		確認書等の交付を受けた場合	434,000円	460,000円 (+ 26,000円)	1.06倍		
	譲受人を決定した場合又は管理者等が選任された場合における長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料			1,720円	1,880円 (+ 160円)	1.09倍	
	長期優良住宅建築等計画等の認定を受けた地位の承継の承認申請手数料			1,700円	1,880円 (+ 180円)	1.11倍	
	認定長期優良住宅建築等計画に基づく建築に係る住宅の容積率の特例許可申請手数料			147,000円	155,000円 (+ 8,000円)	1.05倍	
	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	住宅の戸数が1戸	35,000円	37,600円 (+ 2,600円)	1.07倍	
			適合証の交付を受けた場合	5,610円	6,100円 (+ 490円)	1.09倍	
			誘導仕様基準	17,400円	18,400円 (+ 1,000円)	1.06倍	
			適合証の交付を受けた場合	5,610円	6,100円 (+ 490円)	1.09倍	
		共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	戸数に応じ定める金額	住宅の戸数が2戸以上 5戸以内	64,100円	68,900円 (+ 4,800円)	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	9,670円	10,500円 (+ 830円)	1.09倍
				6戸以上 10戸以内	90,100円	96,900円 (+ 6,800円)	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	15,900円	17,300円 (+ 1,400円)	1.09倍
				11戸以上 25戸以内	126,000円	136,000円 (+ 10,000円)	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	26,000円	28,300円 (+ 2,300円)	1.09倍
				26戸以上 50戸以内	181,000円	195,000円 (+ 14,000円)	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	42,700円	46,300円 (+ 3,600円)	1.08倍
				51戸以上 100戸以内	259,000円	278,000円 (+ 19,000円)	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	74,800円	81,200円 (+ 6,400円)	1.09倍
				101戸以上 200戸以内	349,000円	375,000円 (+ 26,000円)	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	116,000円	126,000円 (+ 10,000円)	1.09倍
				201戸以上 300戸以内	459,000円	493,000円 (+ 34,000円)	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	147,000円	160,000円 (+ 13,000円)	1.09倍
301戸以上				540,000円	581,000円 (+ 41,000円)	1.08倍	
適合証の交付を受けた場合				159,000円	172,000円 (+ 13,000円)	1.08倍	
住戸以外の部分の床面積の合計に応じ定める金額			床面積が300㎡以内	102,000円	109,000円 (+ 7,000円)	1.07倍	
			適合証の交付を受けた場合	10,700円	11,700円 (+ 1,000円)	1.09倍	
			300㎡超 2,000㎡以内	168,000円	180,000円 (+ 12,000円)	1.07倍	
			適合証の交付を受けた場合	27,300円	29,600円 (+ 2,300円)	1.08倍	
			2,000㎡超 5,000㎡以内	258,000円	278,000円 (+ 20,000円)	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	74,800円	81,300円 (+ 6,500円)	1.09倍	
			5,000㎡超 10,000㎡以内	330,000円	355,000円 (+ 25,000円)	1.08倍	
	適合証の交付を受けた場合		116,000円	126,000円 (+ 10,000円)	1.09倍		
10,000㎡超 25,000㎡以内	394,000円	424,000円 (+ 30,000円)	1.08倍				

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率			
			適合証の交付を受けた場合	146,000円	158,000円 (+ 12,000円)	1.08倍		
			25,000㎡超	458,000円	492,000円 (+ 34,000円)	1.07倍		
			適合証の交付を受けた場合	181,000円	197,000円 (+ 16,000円)	1.09倍		
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	戸数に応じ定める金額	住宅の戸数が2戸以上 5戸以内	30,700円	32,500円 (+ 1,800円)	1.06倍		
			適合証の交付を受けた場合	9,670円	10,500円 (+ 830円)	1.09倍		
			6戸以上 10戸以内	44,300円	47,000円 (+ 2,700円)	1.06倍		
			適合証の交付を受けた場合	15,900円	17,300円 (+ 1,400円)	1.09倍		
			11戸以上 25戸以内	63,400円	67,300円 (+ 3,900円)	1.06倍		
			適合証の交付を受けた場合	26,000円	28,300円 (+ 2,300円)	1.09倍		
			26戸以上 50戸以内	95,400円	101,000円 (+ 5,600円)	1.06倍		
			適合証の交付を受けた場合	42,700円	46,300円 (+ 3,600円)	1.08倍		
			51戸以上 100戸以内	143,000円	152,000円 (+ 9,000円)	1.06倍		
			適合証の交付を受けた場合	74,800円	81,200円 (+ 6,400円)	1.09倍		
			101戸以上 200戸以内	203,000円	216,000円 (+ 13,000円)	1.06倍		
			適合証の交付を受けた場合	116,000円	126,000円 (+ 10,000円)	1.09倍		
			201戸以上 300戸以内	263,000円	279,000円 (+ 16,000円)	1.06倍		
			適合証の交付を受けた場合	147,000円	160,000円 (+ 13,000円)	1.09倍		
			301戸以上	300,000円	319,000円 (+ 19,000円)	1.06倍		
			適合証の交付を受けた場合	159,000円	172,000円 (+ 13,000円)	1.08倍		
			住戸以外の部分の床面積の合計に応じ定める金額		床面積が300㎡以内	44,900円	47,600円 (+ 2,700円)	1.06倍
					適合証の交付を受けた場合	10,700円	11,700円 (+ 1,000円)	1.09倍
	300㎡超 2,000㎡以内	81,900円			86,900円 (+ 5,000円)	1.06倍		
	適合証の交付を受けた場合	27,300円			29,600円 (+ 2,300円)	1.08倍		
	2,000㎡超 5,000㎡以内	147,000円			156,000円 (+ 9,000円)	1.06倍		
	適合証の交付を受けた場合	74,800円			81,300円 (+ 6,500円)	1.09倍		
	5,000㎡超 10,000㎡以内	201,000円			213,000円 (+ 12,000円)	1.06倍		
	適合証の交付を受けた場合	116,000円			126,000円 (+ 10,000円)	1.09倍		
	10,000㎡超 25,000㎡以内	244,000円			259,000円 (+ 15,000円)	1.06倍		
	適合証の交付を受けた場合	146,000円			158,000円 (+ 12,000円)	1.08倍		
	25,000㎡超	292,000円			310,000円 (+ 18,000円)	1.06倍		
適合証の交付を受けた場合	181,000円	197,000円 (+ 16,000円)			1.09倍			
住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ及び都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の大臣が定める基準に適合している旨の認定を申請する場合		床面積が300㎡以内	227,000円	244,000円 (+ 17,000円)	1.07倍			
		適合証の交付を受けた場合	14,200円	15,200円 (+ 1,000円)	1.07倍			
		300㎡超 1,000㎡以内	283,000円	303,000円 (+ 20,000円)	1.07倍			
		適合証の交付を受けた場合	21,700円	23,300円 (+ 1,600円)	1.07倍			
		1,000㎡超 2,000㎡以内	361,000円	388,000円 (+ 27,000円)	1.07倍			
		適合証の交付を受けた場合	32,700円	35,100円 (+ 2,400円)	1.07倍			
2,000㎡超 5,000㎡以内	511,000円	549,000円 (+ 38,000円)	1.07倍					

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
		適合証の交付を受けた場合	81,900円	88,000円 (+ 6,100円)	1.07倍	
		5,000㎡超 10,000㎡以内	625,000円	671,000円 (+ 46,000円)	1.07倍	
		適合証の交付を受けた場合	124,000円	133,000円 (+ 9,000円)	1.07倍	
		10,000㎡超 25,000㎡以内	736,000円	791,000円 (+ 55,000円)	1.07倍	
		適合証の交付を受けた場合	155,000円	167,000円 (+ 12,000円)	1.08倍	
		25,000㎡超	838,000円	901,000円 (+ 63,000円)	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	192,000円	206,000円 (+ 14,000円)	1.07倍	
		住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号口及び都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の大臣が定める基準に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	89,000円	96,400円 (+ 7,400円)	1.08倍
			適合証の交付を受けた場合	14,000円	15,200円 (+ 1,200円)	1.09倍
			300㎡超 1,000㎡以内	120,000円	128,000円 (+ 8,000円)	1.07倍
			適合証の交付を受けた場合	21,700円	23,300円 (+ 1,600円)	1.07倍
			1,000㎡超 2,000㎡以内	153,000円	166,000円 (+ 13,000円)	1.08倍
			適合証の交付を受けた場合	32,400円	35,100円 (+ 2,700円)	1.08倍
			2,000㎡超 5,000㎡以内	240,000円	260,000円 (+ 20,000円)	1.08倍
	適合証の交付を受けた場合		81,200円	88,000円 (+ 6,800円)	1.08倍	
	5,000㎡超 10,000㎡以内		307,000円	333,000円 (+ 26,000円)	1.08倍	
	適合証の交付を受けた場合		123,000円	133,000円 (+ 10,000円)	1.08倍	
	10,000㎡超 25,000㎡以内	367,000円	397,000円 (+ 30,000円)	1.08倍		
	適合証の交付を受けた場合	154,000円	167,000円 (+ 13,000円)	1.08倍		
	25,000㎡超	428,000円	464,000円 (+ 36,000円)	1.08倍		
	適合証の交付を受けた場合	190,000円	206,000円 (+ 16,000円)	1.08倍		
	低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料	認定を受けた低炭素建築物新築等計画に係る建築物に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期についてのみ変更する場合		950円	1,020円 (+ 70円)	1.07倍
		一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の変更の認定を申請する場合	住宅の戸数が1戸	19,500円	20,900円 (+ 1,400円)	1.07倍
			適合証の交付を受けた場合	4,830円	5,250円 (+ 420円)	1.09倍
誘導仕様基準			10,700円	11,400円 (+ 700円)	1.07倍	
適合証の交付を受けた場合			4,830円	5,250円 (+ 420円)	1.09倍	
共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物の住宅部分の変更の認定を申請する場合		戸数に応じ定める金額	住宅の戸数が2戸以上 5戸以内	36,100円	38,800円 (+ 2,700円)	1.07倍
			適合証の交付を受けた場合	8,890円	9,660円 (+ 770円)	1.09倍
			6戸以上 10戸以内	52,000円	55,900円 (+ 3,900円)	1.08倍
			適合証の交付を受けた場合	14,900円	16,200円 (+ 1,300円)	1.09倍
			11戸以上 25戸以内	74,900円	80,500円 (+ 5,600円)	1.07倍
			適合証の交付を受けた場合	24,600円	26,700円 (+ 2,100円)	1.09倍
			26戸以上 50戸以内	110,000円	118,000円 (+ 8,000円)	1.07倍
			適合証の交付を受けた場合	40,700円	44,200円 (+ 3,500円)	1.09倍
			51戸以上 100戸以内	164,000円	176,000円 (+ 12,000円)	1.07倍
			適合証の交付を受けた場合	72,100円	78,300円 (+ 6,200円)	1.09倍

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
		101戸以上 200戸以内	230,000円	247,000円 (+ 17,000円)	1.07倍	
			適合証の交付を受けた場合	113,000円	123,000円 (+ 10,000円)	1.09倍
			201戸以上 300戸以内	299,000円	321,000円 (+ 22,000円)	1.07倍
			適合証の交付を受けた場合	143,000円	155,000円 (+ 12,000円)	1.08倍
			301戸以上	344,000円	370,000円 (+ 26,000円)	1.08倍
			適合証の交付を受けた場合	153,000円	166,000円 (+ 13,000円)	1.08倍
		住戸以外の部分の床面積の合計に応じ定める金額	床面積が300㎡以内	55,200円	59,300円 (+ 4,100円)	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	9,470円	10,200円 (+ 730円)
			300㎡超 2,000㎡以内	95,700円	102,000円 (+ 6,300円)	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	25,200円	27,400円 (+ 2,200円)
			2,000㎡超 5,000㎡以内	164,000円	176,000円 (+ 12,000円)	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	72,200円	78,400円 (+ 6,200円)
			5,000㎡超 10,000㎡以内	220,000円	236,000円 (+ 16,000円)	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	113,000円	122,000円 (+ 9,000円)
	10,000㎡超 25,000㎡以内		266,000円	286,000円 (+ 20,000円)	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	142,000円	154,000円 (+ 12,000円)	1.08倍
	25,000㎡超	316,000円	339,000円 (+ 23,000円)	1.07倍		
		適合証の交付を受けた場合	177,000円	193,000円 (+ 16,000円)	1.09倍	
	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物 (住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分の変更の認定を申請する場合	戸数に応じ定める金額	住宅の戸数が2戸以上 5戸以内	19,500円	20,600円 (+ 1,100円)	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	8,890円	9,660円 (+ 770円)
			6戸以上 10戸以内	29,200円	31,000円 (+ 1,800円)	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	14,900円	16,200円 (+ 1,300円)
			11戸以上 25戸以内	43,500円	46,200円 (+ 2,700円)	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	24,600円	26,700円 (+ 2,100円)
			26戸以上 50戸以内	67,500円	71,700円 (+ 4,200円)	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	40,700円	44,200円 (+ 3,500円)
			51戸以上 100戸以内	107,000円	114,000円 (+ 7,000円)	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	72,100円	78,300円 (+ 6,200円)
		住戸以外の部分の床面積の合計に応じ定める金額	101戸以上 200戸以内	158,000円	167,000円 (+ 9,000円)	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	113,000円	123,000円 (+ 10,000円)
			201戸以上 300戸以内	203,000円	215,000円 (+ 12,000円)	1.06倍
				適合証の交付を受けた場合	143,000円	155,000円 (+ 12,000円)
301戸以上		226,000円	240,000円 (+ 14,000円)	1.06倍		
		適合証の交付を受けた場合	153,000円	166,000円 (+ 13,000円)	1.08倍	
床面積が300㎡以内		26,600円	28,200円 (+ 1,600円)	1.06倍		
		適合証の交付を受けた場合	9,470円	10,200円 (+ 730円)	1.08倍	
300㎡超 2,000㎡以内		52,800円	56,000円 (+ 3,200円)	1.06倍		
		適合証の交付を受けた場合	25,200円	27,400円 (+ 2,200円)	1.09倍	

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
		2,000㎡超 5,000㎡以内	109,000円	116,000円 (+ 7,000円)	1.06倍	
		適合証の交付を受けた場合	72,200円	78,400円 (+ 6,200円)	1.09倍	
		5,000㎡超 10,000㎡以内	156,000円	166,000円 (+ 10,000円)	1.06倍	
		適合証の交付を受けた場合	113,000円	122,000円 (+ 9,000円)	1.08倍	
		10,000㎡超 25,000㎡以内	193,000円	205,000円 (+ 12,000円)	1.06倍	
		適合証の交付を受けた場合	142,000円	154,000円 (+ 12,000円)	1.08倍	
		25,000㎡超	235,000円	249,000円 (+ 14,000円)	1.06倍	
		適合証の交付を受けた場合	177,000円	193,000円 (+ 16,000円)	1.09倍	
		住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イ及び都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	117,000円	126,000円 (+ 9,000円)	1.08倍
			適合証の交付を受けた場合	11,200円	12,000円 (+ 800円)	1.07倍
			300㎡超 1,000㎡以内	148,000円	159,000円 (+ 11,000円)	1.07倍
			適合証の交付を受けた場合	18,000円	19,300円 (+ 1,300円)	1.07倍
			1,000㎡超 2,000㎡以内	192,000円	206,000円 (+ 14,000円)	1.07倍
			適合証の交付を受けた場合	27,900円	30,000円 (+ 2,100円)	1.08倍
	2,000㎡超 5,000㎡以内		290,000円	312,000円 (+ 22,000円)	1.08倍	
	適合証の交付を受けた場合		75,700円	81,400円 (+ 5,700円)	1.08倍	
	5,000㎡超 10,000㎡以内		367,000円	395,000円 (+ 28,000円)	1.08倍	
	適合証の交付を受けた場合		117,000円	126,000円 (+ 9,000円)	1.08倍	
	10,000㎡超 25,000㎡以内		437,000円	470,000円 (+ 33,000円)	1.08倍	
	適合証の交付を受けた場合		147,000円	158,000円 (+ 11,000円)	1.07倍	
	25,000㎡超		506,000円	544,000円 (+ 38,000円)	1.08倍	
	適合証の交付を受けた場合		183,000円	196,000円 (+ 13,000円)	1.07倍	
	住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロ及び都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の大臣が定める基準に適合している旨の変更の認定を申請する場合		床面積が300㎡以内	48,600円	52,600円 (+ 4,000円)	1.08倍
			適合証の交付を受けた場合	11,100円	12,000円 (+ 900円)	1.08倍
		300㎡超 1,000㎡以内	67,100円	71,900円 (+ 4,800円)	1.07倍	
		適合証の交付を受けた場合	18,000円	19,300円 (+ 1,300円)	1.07倍	
		1,000㎡超 2,000㎡以内	88,300円	95,600円 (+ 7,300円)	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	27,700円	30,000円 (+ 2,300円)	1.08倍	
		2,000㎡超 5,000㎡以内	154,000円	167,000円 (+ 13,000円)	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	75,100円	81,400円 (+ 6,300円)	1.08倍	
5,000㎡超 10,000㎡以内		208,000円	225,000円 (+ 17,000円)	1.08倍		
適合証の交付を受けた場合		116,000円	126,000円 (+ 10,000円)	1.09倍		
10,000㎡超 25,000㎡以内		252,000円	273,000円 (+ 21,000円)	1.08倍		
適合証の交付を受けた場合		146,000円	158,000円 (+ 12,000円)	1.08倍		
25,000㎡超		300,000円	325,000円 (+ 25,000円)	1.08倍		
適合証の交付を受けた場合		181,000円	196,000円 (+ 15,000円)	1.08倍		

条例名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合	一戸建ての住宅の場合	床面積が200㎡以内	36,600円	36,600円 (0円)	1.00倍	
			200㎡超	41,300円	41,300円 (0円)	1.00倍	
		共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合	床面積が300㎡以内	71,000円	71,000円 (0円)	1.00倍	
			300㎡超 2,000㎡以内	118,000円	118,000円 (0円)	1.00倍	
			2,000㎡超 5,000㎡以内	200,000円	200,000円 (0円)	1.00倍	
			5,000㎡超	286,000円	286,000円 (0円)	1.00倍	
		2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)又はイ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合	一戸建ての住宅の場合	床面積が200㎡以内	26,900円	26,900円 (0円)	1.00倍
				200㎡超	30,100円	30,100円 (0円)	1.00倍
	共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合		床面積が300㎡以内	52,000円	52,000円 (0円)	1.00倍	
			300㎡超 2,000㎡以内	87,400円	87,400円 (0円)	1.00倍	
			2,000㎡超 5,000㎡以内	151,000円	151,000円 (0円)	1.00倍	
	3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨又は同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合(工場等のみの用途に供する一の建築物に係る判定を申請し、又は計画を通知する場合を除く。)	床面積が300㎡以内	225,000円	231,000円 (+ 6,000円)	1.03倍		
		300㎡超 1,000㎡以内	307,000円	313,000円 (+ 6,000円)	1.02倍		
		1,000㎡超 2,000㎡以内	393,000円	404,000円 (+ 11,000円)	1.03倍		
		2,000㎡超 5,000㎡以内	554,000円	569,000円 (+ 15,000円)	1.03倍		
		5,000㎡超 10,000㎡以内	678,000円	696,000円 (+ 18,000円)	1.03倍		
		10,000㎡超 25,000㎡以内	800,000円	821,000円 (+ 21,000円)	1.03倍		
		25,000㎡超	909,000円	933,000円 (+ 24,000円)	1.03倍		
	4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定を申請し、又は計画を通知する場合(工場等のみの用途に供する一の建築物に係る判定を申請し、又は計画を通知する場合を除く。)	床面積が300㎡以内	85,400円	87,600円 (+ 2,200円)	1.03倍		
		300㎡超 1,000㎡以内	116,000円	119,000円 (+ 3,000円)	1.03倍		
		1,000㎡超 2,000㎡以内	152,000円	156,000円 (+ 4,000円)	1.03倍		
2,000㎡超 5,000㎡以内		240,000円	246,000円 (+ 6,000円)	1.03倍			
5,000㎡超 10,000㎡以内		310,000円	318,000円 (+ 8,000円)	1.03倍			
10,000㎡超 25,000㎡以内		371,000円	381,000円 (+ 10,000円)	1.03倍			
25,000㎡超		433,000円	445,000円 (+ 12,000円)	1.03倍			
5 3及び4に掲げる場合以外の住宅以外の用途に供する一の建築物について判定を申請し、又は計画を通知する場合	床面積が300㎡以内	10,700円	11,000円 (+ 300円)	1.03倍			
	300㎡超 1,000㎡以内	18,900円	19,300円 (+ 400円)	1.02倍			
	1,000㎡超 2,000㎡以内	30,500円	31,300円 (+ 800円)	1.03倍			
	2,000㎡超 5,000㎡以内	91,100円	93,500円 (+ 2,400円)	1.03倍			
	5,000㎡超 10,000㎡以内	144,000円	148,000円 (+ 4,000円)	1.03倍			
	10,000㎡超 25,000㎡以内	182,000円	187,000円 (+ 5,000円)	1.03倍			
	25,000㎡超	227,000円	233,000円 (+ 6,000円)	1.03倍			

条例名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料 (変更) 又は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更が軽微な変更になっていることを証する書面の交付手数料	1 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に適合している旨若しくは同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた旨の判定若しくは変更後も同号イ(1)及びロ(1)に適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合	一戸建ての住宅の場合	床面積が200㎡以内	20,500円	20,500円 (0円)	1.00倍	
			200㎡超	22,800円	22,800円 (0円)	1.00倍	
		共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合	床面積が300㎡以内	39,900円	39,900円 (0円)	1.00倍	
			300㎡超 2,000㎡以内	68,600円	68,600円 (0円)	1.00倍	
			2,000㎡超 5,000㎡以内	121,000円	121,000円 (0円)	1.00倍	
			5,000㎡超	180,000円	180,000円 (0円)	1.00倍	
		2 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(2)若しくはイ(2)及びロ(1)に適合している旨の判定若しくは変更後も同号イ(1)及びロ(2)若しくはイ(2)及びロ(1)に適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合	一戸建ての住宅の場合	床面積が200㎡以内	15,600円	15,600円 (0円)	1.00倍
				200㎡超	17,200円	17,200円 (0円)	1.00倍
	共同住宅等の用途に供する一の建築物の場合		床面積が300㎡以内	30,300円	30,300円 (0円)	1.00倍	
			300㎡超 2,000㎡以内	53,000円	53,000円 (0円)	1.00倍	
			2,000㎡超 5,000㎡以内	96,300円	96,300円 (0円)	1.00倍	
			5,000㎡超	147,000円	147,000円 (0円)	1.00倍	
	3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号イに適合している旨若しくは同号ただし書の国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた旨の判定若しくは変更後も同号イに適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合 (工場等のみの用途に供する一の建築物に係る判定若しくは書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合を除く。)		床面積が300㎡以内	117,000円	120,000円 (+ 3,000円)	1.03倍	
			300㎡超 1,000㎡以内	161,000円	164,000円 (+ 3,000円)	1.02倍	
		1,000㎡超 2,000㎡以内	208,000円	214,000円 (+ 6,000円)	1.03倍		
		2,000㎡超 5,000㎡以内	313,000円	321,000円 (+ 8,000円)	1.03倍		
		5,000㎡超 10,000㎡以内	396,000円	407,000円 (+ 11,000円)	1.03倍		
		10,000㎡超 25,000㎡以内	472,000円	485,000円 (+ 13,000円)	1.03倍		
		25,000㎡超	545,000円	560,000円 (+ 15,000円)	1.03倍		
	4 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第1条第1項第1号ロに適合している旨の判定若しくは変更後も同号ロに適合している旨を証する書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合 (工場等のみの用途に供する一の建築物に係る判定若しくは書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合を除く。)	床面積が300㎡以内	46,900円	48,200円 (+ 1,300円)	1.03倍		
		300㎡超 1,000㎡以内	65,800円	67,200円 (+ 1,400円)	1.02倍		
1,000㎡超 2,000㎡以内		88,300円	90,600円 (+ 2,300円)	1.03倍			
2,000㎡超 5,000㎡以内		156,000円	160,000円 (+ 4,000円)	1.03倍			
5,000㎡超 10,000㎡以内		212,000円	218,000円 (+ 6,000円)	1.03倍			
10,000㎡超 25,000㎡以内		258,000円	265,000円 (+ 7,000円)	1.03倍			
25,000㎡超		307,000円	316,000円 (+ 9,000円)	1.03倍			

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率			
	5 3及び4に掲げる場合以外の住宅以外の用途に供する一の建築物について判定若しくは書面の交付を申請し、又は計画を通知する場合		床面積が300㎡以内	10,700円	10,900円 (+ 200円)	1.02倍		
			300㎡超 1,000㎡以内	18,800円	19,200円 (+ 400円)	1.02倍		
			1,000㎡超 2,000㎡以内	30,400円	31,200円 (+ 800円)	1.03倍		
			2,000㎡超 5,000㎡以内	91,000円	93,500円 (+ 2,500円)	1.03倍		
			5,000㎡超 10,000㎡以内	144,000円	148,000円 (+ 4,000円)	1.03倍		
			10,000㎡超 25,000㎡以内	182,000円	186,000円 (+ 4,000円)	1.02倍		
			25,000㎡超	227,000円	233,000円 (+ 6,000円)	1.03倍		
	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の認定を申請する場合	(1) (2)に掲げる場合以外の場合	床面積が200㎡以内	33,800円	36,600円 (+ 2,800円)	1.08倍	
				適合証の交付を受けた場合	7,010円	7,680円 (+ 670円)	1.10倍	
				200㎡超	38,200円	41,300円 (+ 3,100円)	1.08倍	
			(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の認定を申請する場合	適合証の交付を受けた場合	7,010円	7,680円 (+ 670円)	1.10倍	
				床面積が200㎡以内	17,100円	18,100円 (+ 1,000円)	1.06倍	
				適合証の交付を受けた場合	7,010円	7,680円 (+ 670円)	1.10倍	
		2 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。）	戸数に応じ定める金額	住宅の戸数が2戸以上 4戸以内	適合証の交付を受けた場合	10,600円	11,600円 (+ 1,000円)	1.09倍
					住宅の戸数が2戸以上 4戸以内	65,700円	71,200円 (+ 5,500円)	1.08倍
				5戸以上 15戸以内	適合証の交付を受けた場合	22,600円	24,700円 (+ 2,100円)	1.09倍
					5戸以上 15戸以内	109,000円	118,000円 (+ 9,000円)	1.08倍
	16戸以上 45戸以内			適合証の交付を受けた場合	50,200円	55,000円 (+ 4,800円)	1.10倍	
				16戸以上 45戸以内	185,000円	201,000円 (+ 16,000円)	1.09倍	
	46戸以上			適合証の交付を受けた場合	89,900円	98,300円 (+ 8,400円)	1.09倍	
	住戸以外の部分の床面積の合計に応じ定める金額		床面積が300㎡以内	適合証の交付を受けた場合	10,400円	11,400円 (+ 1,000円)	1.10倍	
床面積が300㎡以内				65,500円	71,000円 (+ 5,500円)	1.08倍		
300㎡超 2,000㎡以内			適合証の交付を受けた場合	22,400円	24,500円 (+ 2,100円)	1.09倍		
		300㎡超 2,000㎡以内	109,000円	118,000円 (+ 9,000円)	1.08倍			
2,000㎡超 5,000㎡以内		適合証の交付を受けた場合	50,100円	54,800円 (+ 4,700円)	1.09倍			
		2,000㎡超 5,000㎡以内	185,000円	200,000円 (+ 15,000円)	1.08倍			
5,000㎡超		適合証の交付を受けた場合	89,700円	98,200円 (+ 8,500円)	1.09倍			
5,000㎡超	264,000円	286,000円 (+ 22,000円)	1.08倍					

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
	3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分の認定を申請する場合	戸数に応じ定める金額	住宅の戸数が2戸以上4戸以内	31,400円	33,300円 (+ 1,900円)	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	10,600円	11,600円 (+ 1,000円)	1.09倍
			5戸以上15戸以内	54,200円	57,500円 (+ 3,300円)	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	22,600円	24,700円 (+ 2,100円)	1.09倍
			16戸以上45戸以内	97,300円	103,000円 (+ 5,700円)	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	50,200円	55,000円 (+ 4,800円)	1.10倍
			46戸以上	146,000円	155,000円 (+ 9,000円)	1.06倍
		適合証の交付を受けた場合	89,900円	98,300円 (+ 8,400円)	1.09倍	
		住戸以外の部分の床面積の合計に応じ定める金額	床面積が300㎡以内	31,200円	33,100円 (+ 1,900円)	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	10,400円	11,400円 (+ 1,000円)	1.10倍
			300㎡超2,000㎡以内	54,000円	57,300円 (+ 3,300円)	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	22,400円	24,500円 (+ 2,100円)	1.09倍
			2,000㎡超5,000㎡以内	97,100円	103,000円 (+ 5,900円)	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	50,100円	54,800円 (+ 4,700円)	1.09倍
	5,000㎡超		146,000円	155,000円 (+ 9,000円)	1.06倍	
	適合証の交付を受けた場合	89,700円	98,200円 (+ 8,500円)	1.09倍		
	4 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	213,000円	231,000円 (+ 18,000円)	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	10,200円	11,000円 (+ 800円)	1.08倍	
		300㎡超1,000㎡以内	292,000円	313,000円 (+ 21,000円)	1.07倍	
		適合証の交付を受けた場合	18,300円	19,600円 (+ 1,300円)	1.07倍	
		1,000㎡超2,000㎡以内	373,000円	404,000円 (+ 31,000円)	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	29,300円	31,800円 (+ 2,500円)	1.09倍	
		2,000㎡超5,000㎡以内	525,000円	569,000円 (+ 44,000円)	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	87,800円	95,100円 (+ 7,300円)	1.08倍	
		5,000㎡超10,000㎡以内	642,000円	696,000円 (+ 54,000円)	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	138,000円	150,000円 (+ 12,000円)	1.09倍	
		10,000㎡超25,000㎡以内	758,000円	821,000円 (+ 63,000円)	1.08倍	
適合証の交付を受けた場合	175,000円	190,000円 (+ 15,000円)	1.09倍			
5 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合	25,000㎡超	862,000円	933,000円 (+ 71,000円)	1.08倍		
	適合証の交付を受けた場合	219,000円	237,000円 (+ 18,000円)	1.08倍		
	床面積が300㎡以内	80,900円	87,600円 (+ 6,700円)	1.08倍		
	適合証の交付を受けた場合	10,200円	11,000円 (+ 800円)	1.08倍		
	300㎡超1,000㎡以内	111,000円	119,000円 (+ 8,000円)	1.07倍		
	適合証の交付を受けた場合	18,300円	19,600円 (+ 1,300円)	1.07倍		
	1,000㎡超2,000㎡以内	144,000円	156,000円 (+ 12,000円)	1.08倍		
適合証の交付を受けた場合	29,300円	31,800円 (+ 2,500円)	1.09倍			
2,000㎡超5,000㎡以内	227,000円	246,000円 (+ 19,000円)	1.08倍			

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
			適合証の交付を受けた場合	87,800円	95,100円 (+ 7,300円)	1.08倍	
			5,000㎡超 10,000㎡以内	294,000円	318,000円 (+ 24,000円)	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	138,000円	150,000円 (+ 12,000円)	1.09倍	
			10,000㎡超 25,000㎡以内	352,000円	381,000円 (+ 29,000円)	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	175,000円	190,000円 (+ 15,000円)	1.09倍	
			25,000㎡超	411,000円	445,000円 (+ 34,000円)	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	219,000円	237,000円 (+ 18,000円)	1.08倍	
	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に関する工事の着手予定時期又は完了予定時期についてのみ変更する場合		940円	1,020円 (+ 80円)	1.09倍	
	1 一戸建ての住宅又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものに限る。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合	(1) (2)に掲げる場合以外の場合	床面積が200㎡以内	18,900円	20,500円 (+ 1,600円)	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	5,540円	6,070円 (+ 530円)	1.10倍	
			200㎡超	21,100円	22,800円 (+ 1,700円)	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	5,540円	6,070円 (+ 530円)	1.10倍	
			(2) 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している一戸建ての住宅又は複合建築物の住宅部分の変更の認定を申請する場合	床面積が200㎡以内	10,600円	11,300円 (+ 700円)	1.07倍
				適合証の交付を受けた場合	5,540円	6,070円 (+ 530円)	1.10倍
		200㎡超		11,300円	12,000円 (+ 700円)	1.06倍	
		適合証の交付を受けた場合		5,540円	6,070円 (+ 530円)	1.10倍	
		2 共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物（住宅の戸数が1戸のものを除く。）の住宅部分の変更の認定を申請する場合（3に掲げる場合を除く。）	戸数に応じ定める金額	住宅の戸数が2戸以上 4戸以内	36,800円	39,900円 (+ 3,100円)	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	9,340円	10,200円 (+ 860円)	1.09倍
				5戸以上 15戸以内	63,400円	68,700円 (+ 5,300円)	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	19,900円	21,800円 (+ 1,900円)	1.10倍
				16戸以上 45戸以内	112,000円	121,000円 (+ 9,000円)	1.08倍
				適合証の交付を受けた場合	44,400円	48,600円 (+ 4,200円)	1.09倍
	46戸以上			166,000円	180,000円 (+ 14,000円)	1.08倍	
	適合証の交付を受けた場合		79,400円	86,900円 (+ 7,500円)	1.09倍		
	住戸以外の部分の床面積の合計に応じ定める金額		床面積が300㎡以内	36,800円	39,800円 (+ 3,000円)	1.08倍	
			適合証の交付を受けた場合	9,260円	10,100円 (+ 840円)	1.09倍	
			300㎡超 2,000㎡以内	63,300円	68,600円 (+ 5,300円)	1.08倍	
適合証の交付を受けた場合			19,800円	21,700円 (+ 1,900円)	1.10倍		
2,000㎡超 5,000㎡以内			112,000円	121,000円 (+ 9,000円)	1.08倍		
適合証の交付を受けた場合		44,300円	48,500円 (+ 4,200円)	1.09倍			
5,000㎡超	166,000円	180,000円 (+ 14,000円)	1.08倍				
適合証の交付を受けた場合	79,300円	86,800円 (+ 7,500円)	1.09倍				

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
	3 建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第2号イ(2)及びロ(2)に適合している共同住宅等の用途に供する一の建築物又は複合建築物(住宅の戸数が1戸のものを除く。)の住宅部分の変更の認定を申請する場合	戸数に応じ定める金額	住宅の戸数が2戸以上4戸以内	19,800円	21,000円 (+1,200円)	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	9,340円	10,200円 (+860円)	1.09倍
			5戸以上15戸以内	36,000円	38,200円 (+2,200円)	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	19,900円	21,800円 (+1,900円)	1.10倍
			16戸以上45戸以内	68,500円	72,700円 (+4,200円)	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	44,400円	48,600円 (+4,200円)	1.09倍
			46戸以上	108,000円	115,000円 (+7,000円)	1.06倍
		適合証の交付を受けた場合	79,400円	86,900円 (+7,500円)	1.09倍	
		住戸以外の部分の床面積の合計に応じ定める金額	床面積が300㎡以内	19,700円	20,900円 (+1,200円)	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	9,260円	10,100円 (+840円)	1.09倍
			300㎡超2,000㎡以内	35,900円	38,100円 (+2,200円)	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	19,800円	21,700円 (+1,900円)	1.10倍
			2,000㎡超5,000㎡以内	68,400円	72,600円 (+4,200円)	1.06倍
			適合証の交付を受けた場合	44,300円	48,500円 (+4,200円)	1.09倍
	5,000㎡超		108,000円	115,000円 (+7,000円)	1.06倍	
	適合証の交付を受けた場合	79,300円	86,800円 (+7,500円)	1.09倍		
	4 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	110,000円	120,000円 (+10,000円)	1.09倍	
		適合証の交付を受けた場合	9,160円	9,930円 (+770円)	1.08倍	
		300㎡超1,000㎡以内	153,000円	164,000円 (+11,000円)	1.07倍	
		適合証の交付を受けた場合	16,300円	17,400円 (+1,100円)	1.07倍	
		1,000㎡超2,000㎡以内	198,000円	214,000円 (+16,000円)	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	26,100円	28,300円 (+2,200円)	1.08倍	
		2,000㎡超5,000㎡以内	297,000円	321,000円 (+24,000円)	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	78,400円	84,900円 (+6,500円)	1.08倍	
		5,000㎡超10,000㎡以内	376,000円	407,000円 (+31,000円)	1.08倍	
		適合証の交付を受けた場合	124,000円	134,000円 (+10,000円)	1.08倍	
		10,000㎡超25,000㎡以内	448,000円	485,000円 (+37,000円)	1.08倍	
適合証の交付を受けた場合		156,000円	169,000円 (+13,000円)	1.08倍		
25,000㎡超		517,000円	560,000円 (+43,000円)	1.08倍		
適合証の交付を受けた場合	195,000円	212,000円 (+17,000円)	1.09倍			
5 住宅以外の用途に供する一の建築物又は複合建築物の非住宅部分が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に適合している旨の認定を申請する場合	床面積が300㎡以内	44,500円	48,200円 (+3,700円)	1.08倍		
	適合証の交付を受けた場合	9,160円	9,930円 (+770円)	1.08倍		
	300㎡超1,000㎡以内	62,700円	67,200円 (+4,500円)	1.07倍		
	適合証の交付を受けた場合	16,300円	17,400円 (+1,100円)	1.07倍		
	1,000㎡超2,000㎡以内	83,700円	90,600円 (+6,900円)	1.08倍		
	適合証の交付を受けた場合	26,100円	28,300円 (+2,200円)	1.08倍		
	2,000㎡超5,000㎡以内	148,000円	160,000円 (+12,000円)	1.08倍		
	適合証の交付を受けた場合	78,400円	84,900円 (+6,500円)	1.08倍		
5,000㎡超10,000㎡以内	201,000円	218,000円 (+17,000円)	1.08倍			

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率
		適合証の交付を受けた場合	124,000円	134,000円 (+ 10,000円)	1.08倍
		10,000㎡超 25,000㎡以内	245,000円	265,000円 (+ 20,000円)	1.08倍
		適合証の交付を受けた場合	156,000円	169,000円 (+ 13,000円)	1.08倍
		25,000㎡超	291,000円	316,000円 (+ 25,000円)	1.09倍
		適合証の交付を受けた場合	195,000円	212,000円 (+ 17,000円)	1.09倍
優良住宅新築認定申請手数料	土地の面積が1,000㎡以上のもの	床面積の合計が100㎡以下	5,840円	6,320円 (+ 480円)	1.08倍
		100㎡超 500㎡以内	8,160円	8,810円 (+ 650円)	1.08倍
		500㎡超 2,000㎡以内	12,200円	13,100円 (+ 900円)	1.07倍
		2,000㎡超 10,000㎡以内	32,700円	34,900円 (+ 2,200円)	1.07倍
		10,000㎡超 50,000㎡以内	40,000円	42,700円 (+ 2,700円)	1.07倍
		50,000㎡超	54,400円	58,000円 (+ 3,600円)	1.07倍
	土地の面積が1,000㎡未満のもの	床面積の合計が100㎡以下	5,840円	6,320円 (+ 480円)	1.08倍
		100㎡超 500㎡以内	8,160円	8,810円 (+ 650円)	1.08倍
		500㎡超 2,000㎡以内	12,200円	13,100円 (+ 900円)	1.07倍
		2,000㎡超 10,000㎡以内	32,700円	34,900円 (+ 2,200円)	1.07倍
10,000㎡超		40,000円	42,700円 (+ 2,700円)	1.07倍	
特定民間再開発事業認定申請手数料			32,400円	34,900円 (+ 2,500円)	1.08倍
地区外転出事情認定申請手数料			23,500円	25,200円 (+ 1,700円)	1.07倍
消毒手数料	薬液消毒	基本	1,500円	1,560円 (+ 60円)	1.04倍
		加算 (3.3㎡当たり)	220円	280円 (+ 60円)	1.27倍
	殺虫剤散布	基本	1,500円	1,560円 (+ 60円)	1.04倍
		加算 (3.3㎡当たり)	240円	280円 (+ 40円)	1.17倍
	殺虫剤動力散布 (ミスト)	基本	1,500円	1,560円 (+ 60円)	1.04倍
		加算 (3.3㎡当たり)	240円	280円 (+ 40円)	1.17倍
	殺虫剤動力散布 (フオーグ)	基本	1,500円	1,560円 (+ 60円)	1.04倍
		加算 (3.3㎡当たり)	240円	280円 (+ 40円)	1.17倍
	便所消毒	基本	1,500円	1,560円 (+ 60円)	1.04倍
		加算 (1か所当たり)	600円	630円 (+ 30円)	1.05倍
便槽殺蛆	基本	1,500円	1,560円 (+ 60円)	1.04倍	
	加算 (1か所当たり)	600円	630円 (+ 30円)	1.05倍	
特定計量器検査手数料	1 検出部が電気式のもの又は光電式のものであってひょう量が1トン以下の非自動はかり	ひょう量が100キログラム以下	1,600円	1,700円 (+ 100円)	1.06倍
		ひょう量が250キログラム以下	2,100円	2,300円 (+ 200円)	1.10倍
		ひょう量が500キログラム以下	2,200円	2,600円 (+ 400円)	1.18倍
		ひょう量が500キログラム超	3,100円	3,800円 (+ 700円)	1.23倍
	2 棒はかり又は光電式以外のばね式指示はかりのうち直線目盛のみがある非自動はかり	350円	350円 (0円)	1.00倍	
	3 1又は2に掲げるもの以外の非自動はかり	ひょう量が100キログラム以下	700円	700円 (0円)	1.00倍
		ひょう量が250キログラム以下	1,100円	1,100円 (0円)	1.00倍

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
		ひょう量が500キログラム以下	1,500円	1,900円 (+ 400円)	1.27倍		
		ひょう量が1トン以下	2,400円	2,900円 (+ 500円)	1.21倍		
		ひょう量が2トン以下	3,700円	4,700円 (+ 1,000円)	1.27倍		
		ひょう量が5トン以下	6,900円	8,400円 (+ 1,500円)	1.22倍		
		ひょう量が10トン以下	10,700円	11,600円 (+ 900円)	1.08倍		
		ひょう量が20トン以下	15,000円	16,600円 (+ 1,600円)	1.11倍		
		ひょう量が30トン以下	19,100円	21,100円 (+ 2,000円)	1.10倍		
		ひょう量が40トン以下	21,600円	23,300円 (+ 1,700円)	1.08倍		
		ひょう量が50トン以下	29,800円	32,300円 (+ 2,500円)	1.08倍		
		ひょう量が50トン超	51,200円	53,600円 (+ 2,400円)	1.05倍		
	4 1又は3に掲げる非自動はかりのうち、一の載せ台により計量することができるもので、ひょう量又は目量（隣接する目盛標識のそれぞれが表す物象の状態の量の差をいう。）が異なる2以上の計量範囲を有するもの	計量範囲が3を超え1増すごとに、最大ひょう量の1又は3に掲げる額の5割の額を加算した額		変更なし	-		
	5 分銅又は定量おもり若しくは定量増おもり		10円	10円 (0円)	1.00倍		
	適正計量管理事業所検査手数料		7,400円	7,500円 (+ 100円)	1.01倍		
旭川市高齢者バス料金助成乗車証条例	寿バスカード再交付手数料		400円	440円 (+ 40円)	1.10倍		
旭川市保健所条例	水	一般細菌試験	1,810円	2,010円 (+ 200円)	1.11倍		
		大腸菌・大腸菌群試験	2,100円	2,310円 (+ 210円)	1.10倍		
		その他の細菌試験	10,100円	14,000円 (+ 3,900円)	1.39倍		
		化学試験	6,190円	9,280円 (+ 3,090円)	1.50倍		
		化学的ー成分試験	定性試験	1,800円	2,360円 (+ 560円)	1.31倍	
			定量試験	3,520円	5,280円 (+ 1,760円)	1.50倍	
		飲料水	簡易試験	5,750円	7,750円 (+ 2,000円)	1.35倍	
			一般試験	7,000円	10,500円 (+ 3,500円)	1.50倍	
		水道水試験	12,400円	18,600円 (+ 6,200円)	1.50倍		
		簡易専用水道検査	一般検査	16,900円	廃止	-	
			簡易検査	3,040円	廃止	-	
		飲用以外の生活用水試験	5,650円	8,470円 (+ 2,820円)	1.50倍		
		汚水水質試験	22,800円	24,600円 (+ 1,800円)	1.08倍		
		微量元素試験	13,300円	19,900円 (+ 6,600円)	1.50倍		
		微量物質試験	ガスクロマトグラフ法による試験（4成分まで）		21,900円	22,800円 (+ 900円)	1.04倍
			1成分増すごとに加算する額		5,950円	6,210円 (+ 260円)	1.04倍
			ガスクロマトグラフ質量分析装置法による試験		29,000円	33,300円 (+ 4,300円)	1.15倍
1成分増すごとに加算する額			5,950円	6,210円 (+ 260円)	1.04倍		

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率		
食品及び添加物	細菌試験	一般細菌・大腸菌・大腸菌群試験	2,610円	3,660円 (+ 1,050円)	1.40倍		
		その他の細菌試験	5,140円	6,210円 (+ 1,070円)	1.21倍		
	エンテロトキシン試験		12,300円	12,900円 (+ 600円)	1.05倍		
	理化学試験	添加物試験		14,500円	21,700円 (+ 7,200円)	1.50倍	
		1項目増すごとに加算する額		2,090円	3,130円 (+ 1,040円)	1.50倍	
		重金属等試験		13,800円	14,200円 (+ 400円)	1.03倍	
		1項目増すごとに加算する額		2,410円	2,580円 (+ 170円)	1.07倍	
		残留農薬試験		34,000円	42,500円 (+ 8,500円)	1.25倍	
		1項目増すごとに加算する額		4,570円	6,850円 (+ 2,280円)	1.50倍	
		その他の理化学試験		7,630円	10,400円 (+ 2,770円)	1.36倍	
1項目増すごとに加算する額		3,360円	3,940円 (+ 580円)	1.17倍			
容器包装及びおもちゃ	細菌試験	一般細菌・大腸菌・大腸菌群試験	2,610円	2,940円 (+ 330円)	1.13倍		
		その他の細菌試験	5,230円	6,720円 (+ 1,490円)	1.28倍		
	理化学試験	重金属等試験		9,930円	14,800円 (+ 4,870円)	1.49倍	
		1項目増すごとに加算する額		3,360円	5,040円 (+ 1,680円)	1.50倍	
		その他の理化学試験	簡易なもの	2,870円	3,370円 (+ 500円)	1.17倍	
			1項目増すごとに加算する額		910円	1,360円 (+ 450円)	1.49倍
			複雑なもの	7,060円	7,430円 (+ 370円)	1.05倍	
1項目増すごとに加算する額		3,360円	5,040円 (+ 1,680円)	1.50倍			
洗浄剤	理化学試験	重金属等試験		14,900円	15,000円 (+ 100円)	1.01倍	
		1項目増すごとに加算する額		3,360円	5,040円 (+ 1,680円)	1.50倍	
		その他の理化学試験	簡易なもの	2,270円	3,400円 (+ 1,130円)	1.50倍	
			1項目増すごとに加算する額		870円	1,300円 (+ 430円)	1.49倍
			複雑なもの	7,890円	8,380円 (+ 490円)	1.06倍	
1項目増すごとに加算する額		3,360円	5,040円 (+ 1,680円)	1.50倍			
家庭用品	定性試験		2,280円	3,420円 (+ 1,140円)	1.50倍		
	定量分析	簡易なもの	8,680円	9,330円 (+ 650円)	1.07倍		
		複雑なもの	13,500円	14,400円 (+ 900円)	1.07倍		
		特殊なもの	28,200円	29,700円 (+ 1,500円)	1.05倍		
物理学的試験		2,950円	3,200円 (+ 250円)	1.08倍			
室内空気中化学物質	ホルムアルデヒド定量試験		16,200円	19,200円 (+ 3,000円)	1.19倍		
	1測定地点を増すごとに加算する額		4,140円	6,210円 (+ 2,070円)	1.50倍		
	揮発性有機化合物定量試験 (ホルムアルデヒド定量試験以外のものに限る。)		24,200円	34,500円 (+ 10,300円)	1.43倍		
	1測定地点を増すごとに加算する額		7,620円	11,400円 (+ 3,780円)	1.50倍		

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率
		1 測定地点につき試験成分が3成分を超える場合には1成分（複数の測定地点につき試験成分が3成分を超える場合にあっては、当該試験成分が最も多い測定地点（当該地点が複数あるときは、そのうちの1地点）につき1成分）を増すごとに加算する額	2,000円	2,310円 (+ 310円)	1.16倍
	放射性物質	放射能核種試験	21,400円	廃止	-
	文書	診断書	1,480円	1,580円 (+ 100円)	1.07倍
旭川市死体解剖保存法施行条例	死体保存許可申請手数料		3,460円	3,740円 (+ 280円)	1.08倍
旭川市公衆浴場法施行条例	公衆浴場営業許可申請手数料		23,100円	26,700円 (+ 3,600円)	1.16倍
旭川市温泉法施行条例	温泉利用許可申請手数料		26,800円	33,600円 (+ 6,800円)	1.25倍
	温泉利用許可の地位承継の承認申請手数料		7,070円	8,330円 (+ 1,260円)	1.18倍
旭川市旅館業法施行条例	旅館・ホテル営業許可申請手数料		21,700円	25,700円 (+ 4,000円)	1.18倍
	簡易宿所営業許可申請手数料		18,500円	21,200円 (+ 2,700円)	1.15倍
	下宿営業許可申請手数料		18,500円	21,200円 (+ 2,700円)	1.15倍
	旅館業許可の地位承継の承認申請手数料		7,070円	8,330円 (+ 1,260円)	1.18倍
旭川市興行場法施行条例	臨時興行場営業許可申請手数料		8,330円	9,970円 (+ 1,640円)	1.20倍
	仮設興行場営業許可申請手数料		8,330円	9,970円 (+ 1,640円)	1.20倍
	常設興行場営業許可申請手数料		17,600円	19,400円 (+ 1,800円)	1.10倍
旭川市理容師法施行条例	理容所使用前確認検査審査手数料		16,400円	18,400円 (+ 2,000円)	1.12倍
旭川市美容師法施行条例	美容所使用前確認検査審査手数料		16,400円	18,400円 (+ 2,000円)	1.12倍
旭川市クリーニング業法施行条例	クリーニング所使用前確認検査審査手数料		16,100円	18,200円 (+ 2,100円)	1.13倍
旭川市化製場等に関する法律施行条例	化製場設置許可申請手数料		26,000円	30,300円 (+ 4,300円)	1.17倍
	死亡獣畜取扱場設置許可申請手数料		17,900円	19,500円 (+ 1,600円)	1.09倍
	製造又は貯蔵の施設設置許可申請手数料		17,900円	19,500円 (+ 1,600円)	1.09倍
	動物の飼養又は収容許可申請手数料		10,600円	11,700円 (+ 1,100円)	1.10倍
旭川市と畜場法施行条例	一般と畜場設置許可申請手数料		18,800円	28,200円 (+ 9,400円)	1.50倍
	簡易と畜場設置許可申請手数料		8,270円	12,400円 (+ 4,130円)	1.50倍
旭川市食品衛生法施行条例	飲食店営業許可申請手数料	新規	18,200円	21,100円 (+ 2,900円)	1.16倍
		更新	14,600円	17,100円 (+ 2,500円)	1.17倍
	調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業許可申請手数料	新規	11,600円	13,700円 (+ 2,100円)	1.18倍
		更新	10,100円	12,100円 (+ 2,000円)	1.20倍
	食肉販売業許可申請手数料	新規	11,600円	13,700円 (+ 2,100円)	1.18倍
		更新	10,100円	12,100円 (+ 2,000円)	1.20倍
	魚介類販売業許可申請手数料	新規	11,600円	13,700円 (+ 2,100円)	1.18倍
		更新	10,100円	12,100円 (+ 2,000円)	1.20倍
	魚介類競り売り営業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円 (+ 3,700円)	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円 (+ 3,200円)	1.17倍
	集乳業許可申請手数料	新規	11,600円	13,700円 (+ 2,100円)	1.18倍
		更新	10,100円	12,100円 (+ 2,000円)	1.20倍

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率
乳処理業許可申請手数料	新規		24,000円	27,700円 (+ 3,700円)	1.15倍
	更新		19,100円	22,300円 (+ 3,200円)	1.17倍
特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	新規		24,000円	27,700円 (+ 3,700円)	1.15倍
	更新		19,100円	22,300円 (+ 3,200円)	1.17倍
食肉処理業許可申請手数料	新規		24,000円	27,700円 (+ 3,700円)	1.15倍
	更新		19,100円	22,300円 (+ 3,200円)	1.17倍
食品の放射線照射業許可申請手数料	新規		24,000円	27,700円 (+ 3,700円)	1.15倍
	更新		19,100円	22,300円 (+ 3,200円)	1.17倍
菓子製造業許可申請手数料	新規		16,300円	19,000円 (+ 2,700円)	1.17倍
	更新		13,300円	15,600円 (+ 2,300円)	1.17倍
アイスクリーム類製造業許可申請手数料	新規		16,300円	19,000円 (+ 2,700円)	1.17倍
	更新		13,300円	15,600円 (+ 2,300円)	1.17倍
乳製品製造業許可申請手数料	新規		24,000円	27,700円 (+ 3,700円)	1.15倍
	更新		19,100円	22,300円 (+ 3,200円)	1.17倍
清涼飲料水製造業許可申請手数料	新規		24,000円	27,700円 (+ 3,700円)	1.15倍
	更新		19,100円	22,300円 (+ 3,200円)	1.17倍
食肉製品製造業許可申請手数料	新規		24,000円	27,700円 (+ 3,700円)	1.15倍
	更新		19,100円	22,300円 (+ 3,200円)	1.17倍
水産製品製造業許可申請手数料	新規		18,200円	21,100円 (+ 2,900円)	1.16倍
	更新		14,600円	17,100円 (+ 2,500円)	1.17倍
冰雪製造業許可申請手数料	新規		24,000円	27,700円 (+ 3,700円)	1.15倍
	更新		19,100円	22,300円 (+ 3,200円)	1.17倍
液卵製造業許可申請手数料	新規		24,000円	27,700円 (+ 3,700円)	1.15倍
	更新		19,100円	22,300円 (+ 3,200円)	1.17倍
食用油脂製造業許可申請手数料	新規		24,000円	27,700円 (+ 3,700円)	1.15倍
	更新		19,100円	22,300円 (+ 3,200円)	1.17倍
みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料	新規		18,200円	21,100円 (+ 2,900円)	1.16倍
	更新		14,600円	17,100円 (+ 2,500円)	1.17倍
酒類製造業許可申請手数料	新規		18,200円	21,100円 (+ 2,900円)	1.16倍
	更新		14,600円	17,100円 (+ 2,500円)	1.17倍
豆腐製造業許可申請手数料	新規		16,300円	19,000円 (+ 2,700円)	1.17倍
	更新		13,300円	15,600円 (+ 2,300円)	1.17倍
納豆製造業許可申請手数料	新規		16,300円	19,000円 (+ 2,700円)	1.17倍
	更新		13,300円	15,600円 (+ 2,300円)	1.17倍
麺類製造業許可申請手数料	新規		16,300円	19,000円 (+ 2,700円)	1.17倍
	更新		13,300円	15,600円 (+ 2,300円)	1.17倍

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率
	そうざい製造業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円 (+ 3,700円)	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円 (+ 3,200円)	1.17倍
	複合型そうざい製造業許可申請手数料	新規	32,700円	37,300円 (+ 4,600円)	1.14倍
		更新	25,800円	29,800円 (+ 4,000円)	1.16倍
	冷凍食品製造業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円 (+ 3,700円)	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円 (+ 3,200円)	1.17倍
	複合型冷凍食品製造業許可申請手数料	新規	32,700円	37,300円 (+ 4,600円)	1.14倍
		更新	25,800円	29,800円 (+ 4,000円)	1.16倍
	漬物製造業許可申請手数料	新規	16,300円	19,000円 (+ 2,700円)	1.17倍
		更新	13,300円	15,600円 (+ 2,300円)	1.17倍
	密封包装食品製造業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円 (+ 3,700円)	1.15倍
		更新	19,100円	22,300円 (+ 3,200円)	1.17倍
	食品の小分け業許可申請手数料	新規	16,300円	19,000円 (+ 2,700円)	1.17倍
		更新	13,300円	15,600円 (+ 2,300円)	1.17倍
添加物製造業許可申請手数料	新規	24,000円	27,700円 (+ 3,700円)	1.15倍	
	更新	19,100円	22,300円 (+ 3,200円)	1.17倍	
旭川市食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例	食鳥処理事業許可申請手数料		17,200円	25,800円 (+ 8,600円)	1.50倍
	食鳥処理場の構造又は設備の変更許可申請手数料		7,450円	11,100円 (+ 3,650円)	1.49倍
	確認規程の認定申請手数料		6,250円	8,760円 (+ 2,510円)	1.40倍
	確認規程の変更認定申請手数料		3,880円	5,820円 (+ 1,940円)	1.50倍
旭川市医療法施行条例	診療所開設許可申請手数料		20,900円	22,500円 (+ 1,600円)	1.08倍
	助産所開設許可申請手数料		11,800円	12,600円 (+ 800円)	1.07倍
	診療所の検査手数料	一部変更の検査	13,500円	14,300円 (+ 800円)	1.06倍
		その他の検査	23,100円	24,600円 (+ 1,500円)	1.06倍
	助産所の検査手数料	一部変更の検査	8,940円	9,370円 (+ 430円)	1.05倍
		その他の検査	17,000円	18,000円 (+ 1,000円)	1.06倍
旭川市臨床検査技師等に関する法律施行条例	衛生検査所登録申請手数料		75,200円	80,600円 (+ 5,400円)	1.07倍
	衛生検査所登録変更申請手数料		57,600円	61,700円 (+ 4,100円)	1.07倍
	衛生検査所登録証明書書換え交付申請手数料		8,350円	8,810円 (+ 460円)	1.06倍
	衛生検査所登録証明書再交付申請手数料		8,350円	8,810円 (+ 460円)	1.06倍
旭川市毒物及び劇物取締法施行条例	毒物及び劇物の販売業の登録申請手数料		14,200円	15,400円 (+ 1,200円)	1.08倍
	毒物又は劇物の販売業の更新登録申請手数料		7,060円	7,660円 (+ 600円)	1.08倍
	毒物又は劇物の販売業登録票書換え交付申請手数料		2,500円	2,840円 (+ 340円)	1.14倍
	毒物又は劇物の販売業登録票再交付申請手数料		3,480円	3,900円 (+ 420円)	1.12倍
旭川市動物の愛護及び管理に関する条例	所有者からの犬又は猫の引取り	生後91日以上	2,140円	2,490円 (+ 350円)	1.16倍
		生後91日未満	450円	670円 (+ 220円)	1.49倍

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
	所有者以外から引き取った犬又は猫	返還	1,450円	2,170円 (+ 720円)	1.50倍	
		保管 (一泊)	820円	1,230円 (+ 410円)	1.50倍	
旭川市廃棄物の処理及び清掃に関する条例	し尿処理手数料	仮設トイレ以外	50リットル当たり (50リットル未満は50リットルとし、50リットルを超える場合は50リットル未満の端数を切り捨てる。)	450円	670円 (+ 220円)	1.49倍
		仮設トイレ	550リットル未満	600円	一律 (+ 300円)	1.50倍
			550リットル以上	450円	900円 -	-
			加算する額	収集1回につき	1,500円	-
	ごみ処理手数料	1 家庭廃棄物のうち燃やせるごみ及び燃やせないごみを収集、運搬及び処分するとき。	(1) 5リットル用	10円	15円 (+ 5円)	1.50倍
			(2) 10リットル用	20円	30円 (+ 10円)	1.50倍
			(3) 20リットル用	40円	60円 (+ 20円)	1.50倍
			(4) 30リットル用	60円	90円 (+ 30円)	1.50倍
			(5) 40リットル用	80円	120円 (+ 40円)	1.50倍
			規則で定める指定ごみ袋により排出することが適当でないと認められる場合にあっては、規則で定める1単位につき	80円	120円 (+ 40円)	1.50倍
	2 家庭廃棄物のうち規則で定める粗大ごみを収集、運搬及び処分するとき。	300円	450円 (+ 150円)	1.50倍		
		650円	970円 (+ 320円)	1.49倍		
	3 家庭廃棄物のうち規則で定める特定家庭用機器の粗大ごみを収集及び運搬するとき。	2,800円	2,800円 (0円)	1.00倍		
	ごみ埋立処分手数料 (一般廃棄物を処分するとき。)		10キログラムまでごとに	156円	234円 (+ 78円)	1.50倍
	ごみ焼却処分手数料 (事業系一般廃棄物を処分するとき。)		10キログラムまでごとに	83円	111円 (+ 28円)	1.34倍
	一般廃棄物収集運搬業許可申請手数料			16,000円	16,000円 (0円)	1.00倍
	一般廃棄物収集運搬業許可更新申請手数料			13,000円	13,000円 (0円)	1.00倍
	一般廃棄物処分業許可申請手数料			16,000円	22,300円 (+ 6,300円)	1.39倍
	一般廃棄物処分業許可更新申請手数料			13,000円	17,300円 (+ 4,300円)	1.33倍
	一般廃棄物収集運搬業変更許可申請手数料			16,000円	16,000円 (0円)	1.00倍
	一般廃棄物処分業変更許可申請手数料			16,000円	20,700円 (+ 4,700円)	1.29倍
	一般廃棄物処理施設設置許可申請手数料	法8-4規定施設		131,000円	132,000円 (+ 1,000円)	1.01倍
		その他		111,000円	111,000円 (0円)	1.00倍
一般廃棄物処理施設定期検査手数料			31,000円	32,700円 (+ 1,700円)	1.05倍	
一般廃棄物処理施設変更許可申請手数料	法8-4規定施設		121,000円	122,000円 (+ 1,000円)	1.01倍	
	その他		101,000円	102,000円 (+ 1,000円)	1.01倍	
一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料			28,000円	31,400円 (+ 3,400円)	1.12倍	
一般廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手数料			18,000円	21,100円 (+ 3,100円)	1.17倍	
一般廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料			68,000円	70,400円 (+ 2,400円)	1.04倍	
一般廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料			68,000円	70,400円 (+ 2,400円)	1.04倍	
産業廃棄物処理施設定期検査手数料			31,000円	32,700円 (+ 1,700円)	1.05倍	
産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定申請手数料			28,000円	31,400円 (+ 3,400円)	1.12倍	
産業廃棄物処理施設熱回収施設設置者認定更新申請手数料			18,000円	21,100円 (+ 3,100円)	1.17倍	
産業廃棄物処理施設譲受け等許可申請手数料			68,000円	70,400円 (+ 2,400円)	1.04倍	
産業廃棄物処理施設設置者合併等認可申請手数料			68,000円	70,400円 (+ 2,400円)	1.04倍	

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
旭川市浄化槽保守点検業者の登録等に関する条例	浄化槽保守点検業登録申請手数料		30,000円	32,300円 (+ 2,300円)	1.08倍	
	浄化槽保守点検業更新登録申請手数料		30,000円	32,300円 (+ 2,300円)	1.08倍	
	浄化槽清掃業許可申請手数料		10,000円	10,800円 (+ 800円)	1.08倍	
旭川市工芸センター条例	材料試験	強度試験	5 試料まで	910円	1,360円 (+ 450円)	1.49倍
		含水率測定試験	1 条件 5 試料まで	550円	820円 (+ 270円)	1.49倍
		吸水試験	1 条件 1 試料	490円	730円 (+ 240円)	1.49倍
		乾燥試験	1 条件 1 試料	310円	460円 (+ 150円)	1.48倍
	製品試験	繰返し衝撃荷重試験	1 条件 1 試料4,000回ごと	2,640円	3,960円 (+ 1,320円)	1.50倍
		静的強度試験	1 条件 1 試料	1,240円	1,860円 (+ 620円)	1.50倍
		衝撃試験	1 条件 1 試料	1,240円	1,860円 (+ 620円)	1.50倍
		耐久性試験	1 条件 1 試料12,500回ごと	5,520円	7,030円 (+ 1,510円)	1.27倍
	環境試験	恒温恒湿処理試験 (大)	5 試料まで 1 日	2,560円	3,840円 (+ 1,280円)	1.50倍
		恒温恒湿処理試験 (小)	5 試料まで 1 日	2,500円	3,750円 (+ 1,250円)	1.50倍
		恒温水槽試験	5 試料まで 1 日	450円	670円 (+ 220円)	1.49倍
	接着・塗膜試験	接着力試験	1 条件 5 試料まで	910円	1,360円 (+ 450円)	1.49倍
		塗膜強度試験	1 条件 5 試料まで	400円	600円 (+ 200円)	1.50倍
		耐摩耗試験	1 条件 1 試料5,000回ごと	420円	630円 (+ 210円)	1.50倍
	窯業試験	強度試験	1 試料	790円	廃止	-
その他の業務			32,400円以内	廃止	-	
旭川市工業技術センター条例	材料試験	引張試験		2,040円	2,800円 (+ 760円)	1.37倍
		曲げ試験		2,330円	3,290円 (+ 960円)	1.41倍
		せん断試験		2,040円	2,980円 (+ 940円)	1.46倍
		圧縮試験		2,380円	2,760円 (+ 380円)	1.16倍
		破壊試験		2,900円	3,290円 (+ 390円)	1.13倍
		扁平試験		2,900円	3,290円 (+ 390円)	1.13倍
		荷重試験		2,900円	3,910円 (+ 1,010円)	1.35倍
		マクロ組織試験		3,410円	4,080円 (+ 670円)	1.20倍
	測定・計測試験	寸法精度測定0.1mm以上		1,090円	1,630円 (+ 540円)	1.50倍
		寸法精度測定0.01mm以上		1,670円	1,930円 (+ 260円)	1.16倍
		粗さ測定		2,250円	2,870円 (+ 620円)	1.28倍
		膜厚試験		760円	1,140円 (+ 380円)	1.50倍
	交付手数料	成績書謄本		460円	690円 (+ 230円)	1.50倍
旭川市農業センター条例	土壌診断	一般分析		700円	1,050円 (+ 350円)	1.50倍
		総合分析		1,170円	1,750円 (+ 580円)	1.50倍
旭川市営牧場条例	授精牛捕獲手数料	使用期間中 1 頭につき	2,210円	3,030円 (+ 820円)	1.37倍	

条例名	項目			現行料金	新料金 (改定額)	改定率
旭川市屋外広告物条例	屋外広告物 許可申請手 数料	固定広告物（地上広告物、屋上広告物 及び壁面広告物）	発光装置又は照明装置を有しないもの（表示面積5 ㎡につき）	1,000円	1,420円 (+ 420円)	1.42倍
			発光装置又は照明装置を有するもの（表示面積5㎡ につき）	1,380円	1,810円 (+ 430円)	1.31倍
		簡易広告物	はり紙（50枚につき）	300円	450円 (+ 150円)	1.50倍
			はり札（1枚につき）	220円	330円 (+ 110円)	1.50倍
			立看板（1枚につき）	910円	1,290円 (+ 380円)	1.42倍
			アドバルーン広告物（1個につき）	1,700円	1,890円 (+ 190円)	1.11倍
			広告幕・広告網・のぼり・旗（1枚につき）	650円	860円 (+ 210円)	1.32倍
			電柱広告物（1個につき）	300円	450円 (+ 150円)	1.50倍
	移動広告物	広告車（1台につき）	1,910円	2,550円 (+ 640円)	1.34倍	
		車体利用広告物（1台につき）	1,810円	2,110円 (+ 300円)	1.17倍	
	屋外広告業登録及び更新申請手数料			9,420円	10,200円 (+ 780円)	1.08倍
屋外広告業登録事項証明書交付手数料			200円	240円 (+ 40円)	1.20倍	
屋外広告物講習会受講申込手数料			3,010円	3,320円 (+ 310円)	1.10倍	
旭川市自転車の放置の防止に関する条例	返還手数料	自転車	道路その他の公共の場所	1,500円	2,250円 (+ 750円)	1.50倍
旭川市駐輪場条例	返還手数料	自転車	駐輪場（駅前広場・駅高架下）	1,500円	2,250円 (+ 750円)	1.50倍
		原動機付自転車	駐輪場（駅前広場・駅高架下）	3,000円	4,500円 (+ 1,500円)	1.50倍
旭川市消防手数料条例	指定数量未満の危険物又 は指定可燃物のタンク検 査	水張検査	容量10,000L以下	6,000円	6,000円 (0円)	1.00倍
			容量10,000L超 1,000,000L以下	11,000円	11,000円 (0円)	1.00倍
			容量1,000,000L超 2,000,000L以下	15,000円	15,000円 (0円)	1.00倍
			容量2,000,000L超	15,000円に1,000,000リットル又は1,000,000リットル に満たない端数を増すごとに4,400円を加えた額	変更なし	-
		水圧検査	容量600L以下	6,000円	6,000円 (0円)	1.00倍
			容量600L超 10,000L以下	11,000円	11,000円 (0円)	1.00倍
			容量10,000L超 20,000L以下	15,000円	15,000円 (0円)	1.00倍
			容量20,000L超	15,000円に10,000リットル又は10,000リットルに満 たない端数を増すごとに4,400円を加えた額	変更なし	-
	甲種防火管理講習	新規講習		3,000円	3,200円 (+ 200円)	1.07倍
		再講習		1,500円	1,500円 (0円)	1.00倍
	乙種防火管理講習			2,000円	2,400円 (+ 400円)	1.20倍
	防災管理	新規講習		2,000円	2,600円 (+ 600円)	1.30倍
		再講習		1,500円	1,500円 (0円)	1.00倍
甲種防火管理新規講習及び防災管理新規講習を併せて実施する講習			3,000円	3,200円 (+ 200円)	1.07倍	
甲種防火管理再講習及び防災管理再講習を併せて実施する講習			1,500円	1,500円 (0円)	1.00倍	
講習の修了証及び消防庁長官が定める者となるための講習の修了証の再交付			500円	500円 (0円)	1.00倍	

条例名	項目		現行料金	新料金 (改定額)	改定率	
	危険物製造所等の許可書 等の再交付	完成検査済証	500円	500円 (0円)	1.00倍	
		設置許可書	500円	500円 (0円)	1.00倍	
		危険物タンク検査済証	500円	500円 (0円)	1.00倍	
	その他の証明書の交付 (災害に関する証明を除く。)		200円	250円 (+ 50円)	1.25倍	
旭川市農業委員会事務処理手数料条例	証明手数料	現地目証明に関するもの	1件1筆につき	1,500円	2,250円 (+ 750円)	1.50倍
			1件につき1筆を加えるごとに	400円	430円 (+ 30円)	1.08倍
		申請又は届出の受理証明に関するもの	1件につき	450円	670円 (+ 220円)	1.49倍
		その他のもの	1件につき	450円	670円 (+ 220円)	1.49倍
	その他の手数料 (文書の謄本又は抄本の交付)		1枚につき	450円	500円 (+ 50円)	1.11倍